

768
1
171



0019535000

0019535-000

768-171

(768-171)

慶応義塾大学講座経済学

慶応出版社

第31

昭和18

ADB

768

1

171

慶應義塾大學經濟學講座

經濟分析

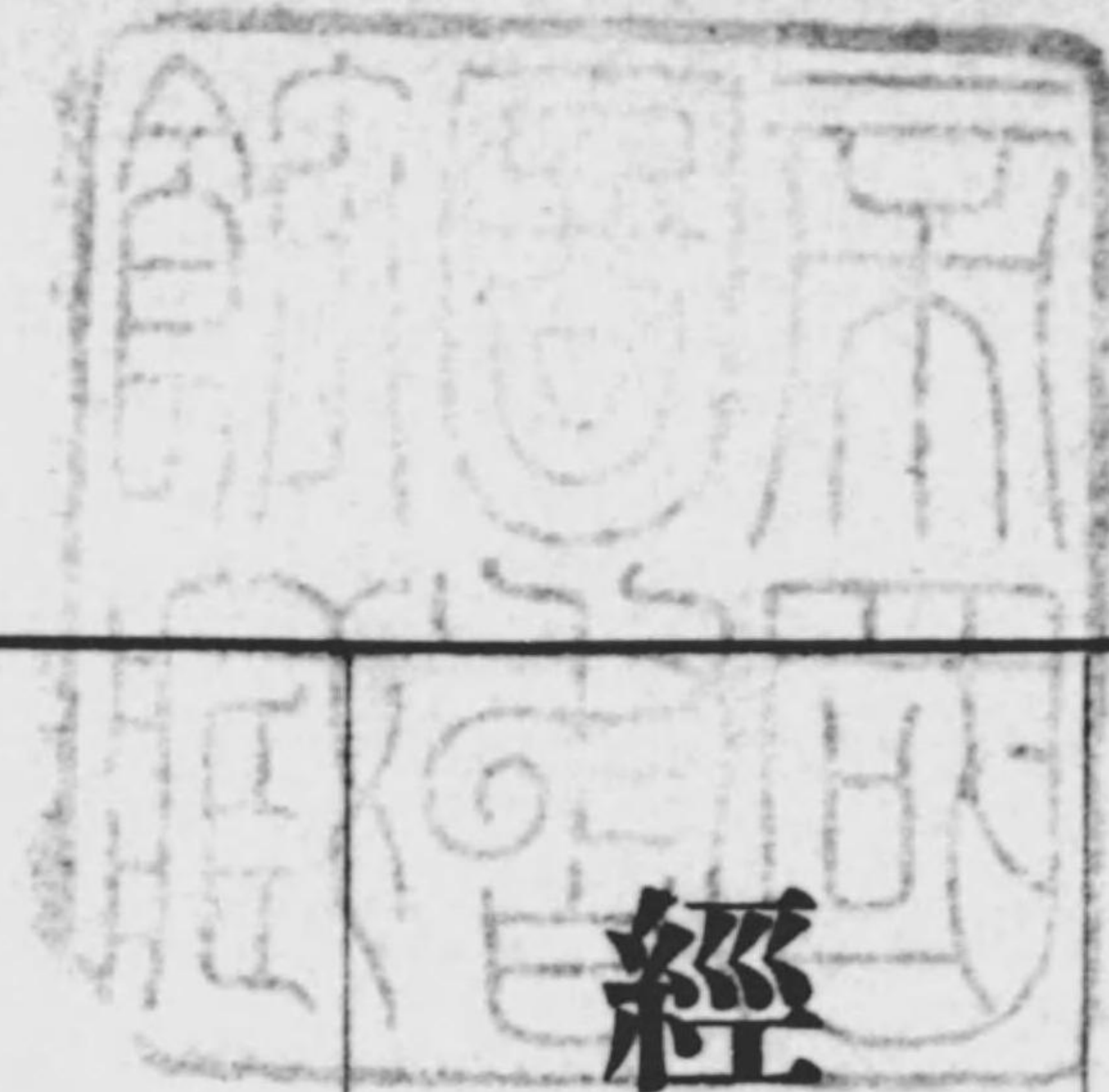
全

三邊金藏著

慶應出版社

✓
106

19-2-10,



三邊金藏著

經營分析

慶應出版社刊行



768
1711

目次

第一章 總論	一
第二章 增減法	三
第一節 增減法の基礎理論	三
第二節 個別的觀察法	四
第三節 綜合的觀察法	一八
第四節 增減法に依る批判の標準	二一
第五節 增減法の運用實例	二九
第三章 修正增減法	三七
第一節 修正增減法の論據	三七
第二節 修正增減法の運用例	四一
第四章 比率法	四九
第一節 緒言	四九

第二節	比率法の基礎理論	五〇
第三節	構成比率法	五一
第四節	特殊比率法	五七
第五節	増減法の補足としての比率法	五九
第六節	増減法の補足としての比率法の運用例	六八
第七節	特殊比率法の二大別	七一
第一款	二比率交叉法	七三
第二款	數比率交叉法	九〇
第八節	標準比率法	一〇九
第九節	標準比率法の是非	一一七
第十節	標準比率法の範例	一二五
第十一節	指數法	一三三
第五章	趨勢法	一四一
第一節	趨勢法の説明	一四一
第二節	趨勢法の長短	一五〇

第六章	損益計算書の分析	一五三
第一節	總説	一五三
第二節	百分率法	一五四
第三節	趨勢法	一五九

第一章 總論

貸借對照表は、吾々の前に述べたるが如く、其作成の日に於て當該企業の資本調達が如何なる方法手段に依りて行はれ、如何なる財物用途の上に投下支出せられつゝあるかの有様を示すものであるから、適當に是を分析解釋するときは、當該企業の經營が巧みに行はれつゝあるかを判知する指針たるの用を爲すと稱して差支へないであらう。蓋し是等の狀況有様は、洵にワルター・ルク・トル博士の指摘するが如く、「當該企業が其將來の任務に對して如何に財産と資本との供給を受けつゝあるか及び其過去に於て如何に其課せられたる任務を遂行成就せるかを示すものであり、企業の經營者が經營に對し市場に對して如何に四圍の形勢を支配したるかを示すものであり、如何許り彼が自己の經營活動に對して必要なる財産と財産との均衡を維持改善するに成功せるかを示すものであり、若くはまた反對に如何許り彼が經營の存続と企業とに不便であり不利である市場關係に支配せらるゝに至りしかを示すものである」からである。(Dr. Walter le coutre : Praxis der Bilanzkritik. S. 199)

が併しながら「適當に是を分析解釋する」とは果して如何なることであらうか、一企業の前期の貸借對照表と本期の貸借對照表とを比較し、其各項目の示す金額の増加減少に據りて當該企業の資金が如何なる方面に向けられつゝあ

るか推知し、由つて經營振りの良否巧拙を判断すべしといふ普通に所謂「増減法」は此間に對する答の一つであり、貸借對照表の各項目の示す金額を比較して其割合を算出し、其が望ましきものなるや否やに徴して批判を下すべしといふ所謂「比率法」なるものは他の一つの答であり、同種企業の幾つかの貸借對照表をとり、是より標準比率なるものを算出して個々の企業の比率が適當と謂ひ得るか否かを決すべしといふ「標準比率法」は更に他の一つの答であり、一企業の一定時期に於ける貸借對照表の各項目の數字を一〇〇とするときは同じ企業の他の時期に於ける同じ項目の數字は如何なる指數となるかを算出して、其が上昇の傾向にあるか下降の傾向にあるかを明かにし、由つて良否の判断を形づくるべしといふ「趨勢法」はまた別個の答たるのである。而も是等の答は夫れ／＼に長短を異にして従つて遽かに優劣の別を立て得ぬものであるから、吾々は以下に於ては是等の諸方法を順次に紹介するに止めて、時に或は之が批判を試むといふ態度に出づることゝするであらう。

第二章 増減法

第一節 増減法の基礎理論

企業の經營は、現在の經濟組織の下に在りては、貨幣資本の増殖を目的として遂行せらるゝものであつて、其實際の當局者は一方に於て調達したる貨幣資本を他方に於て有形無形様々なる財物用途の上に投下支出して其效用價値を大ならしめ、然る後に是をより大なる貨幣資本に復して更に其増殖を圖るといふが如くに行動するものであるから、活潑々地に營業する企業の掌裡に在る資本は一方に於て絶えず其多寡を異にすると共に、他方に於てはまた不斷に其採る所の形態を變化して少時も休む時なしと謂ひ得るであらう。而も是等の増減變化は經營者の指揮指導如何に依りて其態様を異にするものであつて、謂はゞ其軌跡に外ならぬものであるから、今一定時點に於て作成せる貸借對照表をとりて是を他の時點に於て作成せる同じ企業の貸借對照表と比較し、彼此の間に生ぜる増減變化の有様を明かにするときは、經營者の指揮指導經營振りは此所に顯はれて、一定の標準を以て之を律するときは、其巧拙如何を判断し得る道理となるであらう。ル・ク・トル氏が「企業の指導者は自己の企業の財産状態——資産負債の状態と解すべし——に生ぜる諸種の變化を見通すべからざるは勿論、更に一步を進めて之をいへば、適當に財産の布置按配を更へて新しき形勢に順應せんが爲め、是等の變化を精密に而も其成果に就て確認しなくてはならぬ。斯くするときは、是等の

變化の認識は總て前經濟期間に於ける企業の指導振り如何といふことに對する試験石ともなるのである。蓋し其は企業の指導振りに就て其長所と短所とを明かならしむるものであるからである。(換言すれば)企業の指導者が經濟事情の推移を正しく認識し且つ其影響を正しく評價したるか否か、如何なる點に注意を怠り、如何なる點に失策したるか等は總て此所に表はるゝからである」云々と説けるも亦た恐らくは同じ思考に基くものであつて、何れも總て世間に所謂増減法 (Increasing and decreasing method) の基礎理論を形づくるものと謂ひ得るのである。が併しながら、此増減法の理論を實際に施すに當つては、謂はゞ個別的觀察法と名く可きものと、綜合的觀察法と名く可きものと二種ありと謂ひ得るのである。而して此の二種の觀察法は互に相俟つべきものであつて、全然各自に獨立し得るものではないが、説明としては勿論分つて之を試むるの外ないから、以下に於ては先づ最初に個別的觀察法を説き、然る後に綜合的觀察法を説明することとする。

第二節 個別的觀察法

此所に個別的觀察法と謂ふは、貸借對照表の個々の項目に就き、其増減が何を語るかを明かにして、其可否の判斷を下すには、如何なる方法手段の採用し得るものありやと謂ふ意味であつて、理論上からは、總ての項目に就て漏なく之を述べなくてはならぬのであるが、實際に於ては總ての項目に就て之を考ふるの要はなく、其重要なるものに就て之を考ふれば、他は類推によりて自ら之を知り得るのであるから、此所では前に掲げたる貸借對照表の主たる項目若干に就て説明を加へることにするであらう。

〔土地〕 設備資産としての土地は取得原價にて繼續記入するを會計學上の原則として居るのであるから、貸借對照表上此項目の許に於て生ずる價額の増減は

(一) 「イ」 新規土地の買入れか 「ロ」 所有土地の改良か

(二) 「イ」 所有土地の賣却か 「ロ」 災害に依る所有土地の喪失か

を意味するものと解すべきであつて、當該企業の財産目錄、營業報告書等に徴すれば、外部の第三者も亦た其理由を知り得るであらう。而して此際

(一) 新規土地の買入れ又は所有土地の改良が行はるゝ其理由として舉示せらるゝものは、現在又は將來に於て營業の規模を擴大する必要ありと爲す爲めであるか、若くは少くとも隣接地の劣悪化を防ぎ良好なる位置を保護増進せんと欲する爲めであるかである。従つて其當否は一に全く是等の必要が實際に存在するか否かに依ることとなるのであつて其判斷は當該企業の例へば製造能力と世間の需要との關係如何、損益の多寡、市場の一般的趨勢如何等に訴へて之を形づくるの外はないのである。而して内部の當局者は、勿論之を判斷する材料を容易に且十分に把握して居るであらうが、外部の第三者は斯の如き便利を有しないから、當該企業の營業報告書、損益計算書及び會社年鑑、株式年鑑の類を参照吟味することによりて、近似的に之を判斷するの外詮方ないのである。

(二) 所有土地の賣却は不用となりたる部分を處分して、現金其他の流動資金に變へんとするを主とし、必要なるものゝ賣却を餘儀なくせらるゝ場合は甚だ稀であらうと思はれるが、事實然るや否やは勿論各場合に於ける事實問題であるから、外部の第三者は矢張り前記の報告書其他に依りて、之を調査し判斷せなくてはならぬ。

〔建物〕は土地と違つて、歲月の経過と共に腐朽し損耗して、漸次に其價値を減損するものであるから、此項目の下にある價額は年々減少して行くのを普通とするのである。他方に於ては新築、増築、改築等の諸原因に依りて價額を増大し、焼失、倒壊、撤去等に因りて價額を減少するものであるから、貸借対照表面に於ける價額の増減のみにては原因を知るに由なく、従つて其適否を判断することも亦不可能となるのであるが、財産目録には是等の詳細が指摘せられ、營業報告書には其説明が與へられて居る筈であるから、是等を参考して當不當の判断を下すべきである。而して其標準たるものは土地の場合と同じく、現在の營業狀態が是を必要とするや否や、増加減少共に適度を越ゆることなきや否や等の諸事情である。而も是等の諸事情は經濟界一般の動向、當該企業最近の損益が如何なる趨勢を示しつゝありや、競争企業の出現するものなきや否や等であつて、營業報告書に於ける企業當局者の説明を諸般の事情に照して、詳細に點檢して行くときは、恐らくは大過なきを期し得るであらう。

〔機械〕及び〔機械的設備〕には其壽命の長きものあり、従つて之に適用す可き減價鎖却率にも高きを以て可とするものあり、低きを以て可とするものありて、彼此同一なるを得ざる其上に、新たに設置せらるゝものあり、用に耐へずして撤去せらるゝものありといふ狀態であるから、貸借対照表上此項目の下に表はるゝ價額の増減のみを見て、適否の判断を下さんとするは、稍々無謀たるを免れないのである。故に此場合に於ても財産目録に徴して其由來を知り、營業報告に就て其説明を聴き、然る後に果して當れりや否やを判断すべきであるが、機械及び機械設備の増加改善は、必ずや其生産能力の改善となつて表はるべき性質のものであるから、此項目の下に表はるゝ價額の増加が是に相當する生産増加を齎らし、需要の動向、企業の収益力が是を是認し得るものであるならば、さまで其詳細を明かに

せずとも先づ以て其増加は可なりと爲し得るのである。之に反して價額の増加のみあつて、生産能力の増加なきか、若くは生産能力の増加が需要の動向に添はぬものであるならば、其は方法時機を失したる證據であつて、可とすべからざるは申すまでもないところである。

〔同系會社出資〕は子會社を支持後援して其營業を旺盛ならしむることに依りて、自己の營業利益を一層大ならしめんとする目的の下に行はるゝものであるから、此項目の下に於ける價額の増加は、同系會社を支持後援す可き必要の一層大となりたることを語るものと謂ふ可きではあるが、此必要は、同系會社の營業愈々益々發展して、其規模を増大せねばならぬといふ喜ぶ可き必要より生ずることあると同時に、同系會社の營業萎靡沈滞して、更に資本を注入するにあらざれば如何とも爲し能はずといふ悲しむ可き必要より生ずる場合も亦あり得るのである。故に其當否の判断は、同系會社の營業成績如何を参考すると共に、其が自己の營業に如何なる影響を及ぼすかを参考して、初めて下し得るものたるは申すまでもないところである。此項目の下に於ける價額の減少に就ても亦、其が所謂親會社たるの實を失はずして行ひ得られたるものであるならば、また以て可と爲す可きであらうが、親會社たるの實を失ふ程のものであるならば、其は何等かの事情に餘儀なくせられて、當初の目的を放棄するに至つたものであるから、其がより良き事情にあらざる限りは、是を可とするを得ないのである。況んや價額の減少が同系會社の事業失敗に了つたが爲め、投資全額の切下げを餘儀なくせられた其結果に出づるが如き場合は、固より論外であつて、是に言及する必要すらないであらう。

〔關係會社有價證券〕永久的投資としての關係會社有價證券は、同系會社出資に對する程の意味合をもつてはな

いが、併し他會社の營業方針を多少共に動かして自己の營業の利便に供せんとする趣旨を以て所有されるものであるから、此項目の下に於ける價額の増減は、此意圖の表現と見る可きものであり、従つて其適否は此意圖の適否に依つて判斷するの外はなく、此意圖の適否は矢張り當該有價證券に依つて代表せらるゝ會社の營業成績如何と、自己の營業に及ぼす影響とに徴して、之を判斷するの外はないのである。而も此點に關する詳細は同系會社出資の場合程明かにされないから、内部の當局者にあらざる第三者に取つて、事甚だ困難であるものと謂はねばならぬが、財産目録に依りて關係會社の何たるかを知り、其營業成績と其が如何なる影響を當該企業の上に及ぼし得るかとを考察し行くときは、大體の判斷を形づくり得るであらう。

〔營業資産〕の増加は營業の規模増大して原料、製品又は商品等を多數に備へ置く必要の生じたる其結果たることもあれば、賣行不振の爲めに已むを得ず多數の手持品を繰越す其結果たることもある他の一方に於て、此營業資産の減少は賣行の旺盛なるに原因することもあれば、製造量、仕入量を手控へたるに原因することもある。従つて貸借對照表面に表はるゝ此價額の増減のみを見て、是非の判斷を下し得ざる道理たるは勿論のことであるが營業の發展縮小、賣行の振不振は、賣上高の多少、損益の多寡等の上に必ずや反映して居るものであるから、損益計算書、營業報告書等を參考として是等の事情を確め、然る後に判斷を下せば大體の當否は之を分別し得るであらう。即ち例へば、賣上高減しながら營業資産の増加を見るが如きは、經營上に缺陷ありたる證據であつて、最も願はしからざるもの、一であるが爲すが如きである。

〔賣掛金〕の増減は大體に於て賣上高の増減に隨伴するものであるが、時としては賣掛期間の延長を許したるが爲めに、賣掛金の増加を見ることあり、又は賣掛金の督促を嚴重にしたるが爲めに、賣掛金の減少を見ることもあるから、是等の詳細を明らかにせざる第三者にとつては、賣掛金の増加減少を見て、直に其是非を判斷するが如きは、爲し得ざる所なりと謂ふ可きである。が併しながら、他方に於て賣掛期間の延長を許すは、衰退し行く賣上高を維持せんとする場合に多く、賣掛金の督促を嚴重にするの結果は、賣上高の減少となる場合多しといふ事實も亦存するのであるから、賣掛金の増減に就て、可否の判斷を下すには、賣上高の増減を參考に借り來り、彼と此とを比較して考ふるを最も可とするのであつて、両者が相並んで上下するものなるときは、先づ以て可もなく不可もなしと謂ひ得るのである。

〔有價證券〕即ち金資産としての有價證券は企業の手許に一時の遊金を生じたる際に、出來得る限り有利に之を活用せんとする一手段として所有せらるゝものであるから、此項目の下に於ける金額の増減は、企業の手許に存する遊金の増減を意味するものに外ならずと解して差支へないのである。従つて其當否はまた斯の如き遊金が如何にして發生するに至りたるか、其事情の當否に依つて定まると謂ふ可きであつて、其事情が例へば不適當なる時期に資本の増加を斷行したるが爲め、拂込は終りたれども投下の途は見込薄となりて、暫く形勢觀望の状態にあるを餘儀なくせられたりといふが如き種類のものでありとすれば、其は甚だ嘉みすべからざるものであるが、不用となりたる土地建物の如きを賣却して得たる資金を他方面に運用せんとする其中間期に於て、自ら遊金を生じたりといふが如き類のものであるならば、其は決して之を咎む可きにあらずと判斷する等の如きである。併し是等の事情の多くは、内部の當局者にのみ判明し居りて、外部の第三者には揣摩憶測を敢へてすることすら容易ならずと謂ふ可き類のものであり、而し

て是等の事情に關する詳細は大抵は報告せられぬものであるから、第三者の立場より明確なる判断を下すことは、事實上不可能と謂はなくてはならぬのであるから、一時的性質を有する此項目が不相當に大なる價額を代表するときは、其は概して健全なる證據にあらずと謂つて差支ないと考へらるゝのである。

〔受取手形〕は満期日に於て手形面金額を受取るべき權利を代表して居るものであつて、支拂人が其義務を履行せざるときは、手形訴訟なる簡便なる手續に依りて是を強制し得可く、満期日以前に於て現金を入手せんと欲するとき、割引なる方法に依りて容易に其目的を達成することを得可しといふ賣掛金などに見られぬ長所を有して居るのであるが、時には強ひて此長所を收めんとして、固定貸にならんとする賣掛金を此形に變化せしむることも實際に行はるゝのである。而して然るときは其債權は形の上に於ては誠に一段の確實さを増したることになるが、併し是に依つて支拂不能者が支拂可能者に變る譯ではないから、實質的には以前と毫も相違する所がないのである。従つて斯かる原因より來る此項目の價格増加は決して之を喜ぶ可からずであつて、吾々の注意を要する所であるが、外部の第三者は之を判知す可き手段を有せぬから、賣掛金との割合を考へ、其が釣合を失する程の大なるものであるならば、此は却つて警戒を要すと考ふ可きであらうと思ふ。

〔銀行預金〕〔現金〕の二つは即金資産中の即金資産といふよりは寧ろ即金資産其のものといふを一層適切とするものであるから、此總額が増加して一層豊富となることは、或る程度までは企業財政力をより強固にするものであるとして勿論喜ぶ可きことであるが、適當の度合以上に之を所有することは、資本の活用を怠りつゝある證據であるか、若くはまた資本活用の機會を失ひたる證據であるか、の何れかであると解して差支ないのであるから、是は決して喜

ぶ可きにあらずとして、吾々の常に注意せなくてはならぬ所である。但し此金額の増加が近く何等かの使途に供せらるゝ目的を以て、特に蒐集せられたる資金を代表するものであるならば、其所有は一時的であり且つ當然であるから、是は論外であること言を俟たない。而してまた此際如何なる程度の保有量を標準として適當不適當の區別を立つ可きかは一個の問題であるが、是に就ては殘念ながら定則と名く可き程のものが存在して居らぬのである。従つて以下述ぶる所は全く一個の私見に外ならないのであるが、經營の實際に於て營業資産及び即金資産に屬する諸他の部分が日滞りなく現金又は銀行預金の形に復歸しつゝある通常の場合を假定すれば、請求のあり次第直ちに支拂を必要とする金額を標準として、是に對する用意の十分なるを適當と斷じ、不十分なるを不適當と判断す可きことは、常識上明かなる所であらうと思ふ。而して若し果して然りとせば、貸借對照表作成日に於ける未拂貸銀、未拂給料、未拂利子、未拂地代、未拂税金等の未拂諸費用を計算し、是に未拂配當金、社債償還金未拂高、受託販賣未拂金、銀行當座借越等を加算し、是等の合計額に匹敵する銀行預金及び現金額の用意不用意を十二分に斟酌して、當否の判断を下す可きであらうと思ふ。

〔元入資本金〕の減少は過剩資本の拂戻しといふ例外中の例外に屬する場合を除けば、一に全く資本喪失といふ誠に願はしからざる結果であるから、其可ならざるは改めて説くまでもないと謂ふ可きであらう。従つて此所では元入資本金の増加のみに就て、其當否を如何に判別すべきかと謂ふ點を考へて見ると、此項目の下に於ける金額の増加は

(1) 社債其他の借入金額を返濟減少せしむる目的を以て

(2) 企業の規模擴張して愈々是を盛大ならしめんとする目的を以て未拂込株金の徴收増資等を行ひたる結果として生ずるものであるから、其當否は一に全く是等の目的が宜しきに適ひたるものであるか否かに依つて定まると謂ふ可きであるが、(1)の場合を不當と斷せしむる事情は、一方に於ては市場の狀勢が社債其他の借換を低金利にて容易に遂行せしめ得る状態にあり、他方に於ては資本構成の割合が強ひて元入資本を以て借入資本に代らしむる必要なしと謂ふが如き際に、故らに之を斷行したりと謂ふ普通には先づ以て有り得可からざる事に屬するから、是は暫く論外に措くとして、さて(2)の場合には、實際には多く固定資産の増加となつて表はれるから、其當否は前に既に固定資産の増加に就て述べたる所を参照して、適宜に之を判斷すれば、自ら其の當否を辨別することを得と謂ふ可きであらう。

〔積立金〕は萬一の場合に備ふる目的を以て、純益の一部を割きて之を社内に留保し置くものに外ならず、而して此金額は或程度まで自由に動かし得るのであるから、積立金の増加は即ち企業の資本冒險に對し、機に臨み變に應じて或は厚くし或は薄くし得る其障壁を高くするものであつて、喜ぶ可きことの一つたるに相違ないのであるが、其效果を一層大ならしめんが爲には、各種積立金の性質に應じ其宜しきに適ふ様な形に是を投下し置かねばならぬ。故に吾々は是等の點をも斟酌して當否の別を立つ可きであるが、一般的には企業の弱點とする所を填充して之を強化する爲めに投下せられたるか、若しくはまた企業の最も有利とする所に投下運用せられて、其收益率を増大したるか等に照らして判斷を下して行くのである。而して是等の詳細は内部の當局者には勿論容易に知り得る所であらうが、外部の第三者には爾く容易に窺知し得ぬ所に屬するのであるから、他の項目の金額が如何に變動したるかに徴して、之を

知るの外はないのであつて、次節に述ぶる所は斯の如き場合に必要缺く可からざるものとなるのである。

〔利益〕は營業成績のパロメーターたるものであるから、其増減は吾々の大なる關心事であるに相違ないのであるが、併し同時に其は吾々の前に述べたる如く、贏ち得らるゝが儘に營業資金の中に加はりて、企業の自己資本を豊かにするものであるから、此點からも決して忽にすることを得ざる一要因たるのである。而して此點より是を觀察すると、利益の配當は企業の自家資本を直ちにそれだけ減少するものであるから、其影響は多くの場合に於ては企業の即金資産の減少となつて表はれ、是に對する用意の缺如せるところに於ては、日常の經營に支障を來すことなきを保證せぬといふ次第となるのである。故に利益の増減を觀察するに當つては、必ず此點を合せ考ふ可きであつて、吾々に前に現金並びに銀行預金の保有必要額に就て述べたる際に、未拂配當金に對する用意を其中に加へたるも、實は此趣旨の一端を示したものに外ならぬのである。或は斯く謂へば、利益は總て即金資産の形にて保持運用し其外の形に投下運用す可からずと主張するものゝ如くに解せらるゝかも知れぬが、吾々の言はんとする所は斯の如く極端ではなく、實は利益配當として支出せらるゝことを必要とする金額に就て——是は例年の配當率より容易に推測し得るであらう——其は即金資産の形にて保有することを正當とすと、斯ういふものに外ならぬのである。

〔固定負債の増加〕は元入資本増加の場合と同じく

(1) 企業の經營規模を擴張するが爲めに

(2) 流動負債を返済減少するが爲めに

實際に招徠せらるゝものであるから、其當否如何は是等の目的が機宜を得たるか否かに依りて定まること勿論である

と謂ふ可きものである。所が(1)の場合に就て考慮す可き事情は前に元入資本増加の當否に就て述べたる所を反復するだけのことであるから、是は此所に之を敢てせずとして、次に専ら(2)の場合に就て考へて見ると、是は一般に企業の爲めに有利なりとせらるゝのであつて、企業の經營が流動負債の爲めに壓迫せられて、自由に其驥足を展べ得ざる場合に於ては、事情も全く其通りであるが、固定負債も矢張り負債であつて、何時かは一度必ず返済す可き性質のものであるから、右の如き場合に於ても、一方に於て金額の限度、利子歩合等が失當なることなきや否やを考ふると共に、他方に於ては必ず減債基金の如き返済方法を設定して、平常より他日の償還に備ふるの工夫を凝らし置かねばならぬことは勿論である。故に固定負債の増加に就て、其當否を考ふるに當つては、一方に於て其増加の理由と金額及び利子の限度、若くは原因とに非難の加ふ可きものなきや否やを調査すると共に、他方に於ては相當なる減債基金——又は之に代る可き他の有力なる償還方法——の設けあるや否やを確め、雙方の條件が完全なる際には是を妥當と判断す可きである。而して是等は貸借対照表上に示さるゝこと必定であるから、外部の第三者は營業報告書其他に就て、固定負債の期限、利息等を調べ、然る後に毎年度に積立つ可き減債基金額の相當なるや否やを判断すべきであらう。

或は更に一步を進めて謂へば、流動負債の壓迫が漸次に加重し來る其原因が、營業の規模を擴張したるが爲め、自ら多くの商品其他を動かす必要より生じたるか、若くはまた反對に商品の荷動き緩慢となり、賣掛金の回収活潑ならざるが爲め、營業資金に逼迫を告ぐるより生じ來りたるか等を明らかにすることも亦、固定負債増加の當否を判断する上に必要缺く可からざることであると謂ひ得るであらう。何故かならば、固定負債増加の原因が前の事情に存する

ときは、其は規模の發展に伴ふ營業資産の増加を固定負債の増加に依つて賄はんとするものであるから、是は却つて嘉す可きことになるが、若し後の事情に存するならば、其は面白からぬ營業成績の處置を固定負債に依つて賄はんとするものであつて、決して嘉す可きことにならぬからである。而も前の場合には賣上高に比較して流動資産少く、後の場合には賣上高に比較して流動資産多きを常とするのであるから、内部に在りて其事情を明かにし得る地位にあらざる第三者は、損益計算書、貸借対照表等の如きに依りて之を判知するの外ないのである。

〔固定負債の減少〕は減債基金の運用に依りて社債其他の借入金が返済さるゝに依つて生ずるか、若くは自己資本を増加して是等を償還するかに依つて生ずるものであるが、何れの場合も適當の時期に適當の價額を償還するものならば、素より結構なことに相違ないから、此二點に遺漏なき限り、是は勿論是認せられなくてはならぬのである。而も是等の詳細は營業報告書と貸借対照表とに徴して之を知るに難くないのであるから、是以上の説明は全く蛇足に外ならないであらう。

〔買掛金の増加〕は商品の需要増大に應ぜんが爲め其仕入を増大したる結果として必然的に生ずるを通例とするものであるが、時には買掛金決済に供すべき資金を一時他に運用したるか、若くは是を損失したるかを爲めに、支拂の全部若くは一部を遅延せしむるの已むなきに至りたる其結果たることもあり得るのである。従つて買掛金の増加に就て是非の判断を下さんが爲めには、先づ是等の事情の何れが其原因たるかを明かにせねばならぬのであるが、普通の場合の増加ならば、貸借対照表の借方側に表はるゝ營業資産總額と賣掛金の高とがそれに準じて増加するを常とするのであらうし、營業資産を損失したるが爲めの増加ならば、營業収益の高と流動資産總額とがそれに準じて必ず減少

するであらう。若しまた支拂決済に供す可き營業の資産を他に運用したるが爲めの増加ならば、他の項目には變化なくして流動資産のみがそれに準じて必ず増加する道理となるであらうから、實際の事情が此中の何れに屬するかを確めて、然る後に判断を下せば所謂中らずと雖も遠からず的の結果を收め得るに相違ないであらう。

〔買掛金の減少〕 は其支拂決済に努力したる結果の表現たることもあるが、多くは仕入高を抑制したる其消極的營業方針の結果として生ずるものに外ならないであらう。而して若し前者ならば、賣上高、營業利益、資産、賣掛金等は増加することあつても減少することはないであらうから、斯の如き場合には、其は結果の良好なることを示す徴なりと謂ふ可きであるが、後の場合ならば、其原因は營業の範圍を狭めて健實一方に行動するの已むなき地位に置かれたるにあるか、若くはまた商品の販路逼塞して當分打開の見込なきに立ち至りたるかにあるであらうから、而して此場合に於ては賣上高と營業利益との二つは減少するに反し、營業資産は左まで減少することなしと謂ふを常とするであらうから、其好ましからぬ徴たるは今更謂ふまでもないであらう。

〔支拂手形の増加〕 は申すまでもなく爲替手形の引受、約束手形の振出しが増加したることを物語るものであつて、多くは商品の仕入、受託販賣品の受入に關聯して生ずるものであるが、時には資金融通の一方法として所謂融通手形を振出したるに其原因を有することあり、また時には他の形に於ける債務を此手形債務に改めたるに其由來を有することありといふ次第であるから、其當否を判断せんが爲めには、先づ是等の原因の何れに出でたるかを明らかにし來らねばならぬ道理たるは勿論である。而も是等の事情は内部の當局者には何等の面倒なくして容易に確め得る所たるのであるが、外部の第三者には爾く容易に窺知し得る所に屬しないから、多少の工夫を用ひて之を推察するの外はない

いのであつて、吾々は次の如きは此場合に於ける一方法たり得るであらうと考へるのである。即ち第一の場合に於ては、支拂手形増加の割合は營業資産増加の割合及び受託販賣立替金増加の割合等に隨伴するものであるから、其が果して然るや否やを確め、兩者の割合が著しく相違するときは、第二第三の場合に移つて順次に流動資産に特に増加したるものなきや否や、他の形に於ける債務に目立ちて減少したるものなきや否やと尋ね行くのであつて、第一の場合ならば可、第二第三の場合ならば其何れもが流動資産の乏しきを語るものであるから、其程度如何に依つては甚だ香しからずと謂ふが如くに判断を下すのである。但し此場合金額の差著しからざるものは、其何れとも判知し得ぬものであつて、是は誠に詮方なき所であると謂ふべきであるが、同時に其はまた深く意に介するに足らぬ場合であるとも謂ひ得られやうから、此所では此大體を以て満足すべきであらう。

〔銀行當座借越〕 は銀行の要求する擔保を差入れ銀行の認むる限度内に於て小切手を振出すときは、現在に預金なくとも銀行に於て其支拂に應ずべしとの契約に基き、銀行が當方の爲に支拂呉れたる金額を表はすものであつて、時には實際に之を如何とも爲し難き事情もあるが、併し貸借對照表を作成する毎に此項目の出現を見るが如きは、企業經營當局者が平素當然注意す可き用意を忽緒に附したる證據と謂ふ可きであつて、好ましからざるものゝ極みである。故に實際に斯の如きことありたりとすれば、其他の點に於ても亦懈怠なきや否やを入念に調査す可きであつて決して輕々に之を看過してはならない。が併し説いて此邊に至れば、當否の判断は個々の項目の増減のみに就て之を下さんとするも能くし得べきものではなく、必ず更に一步を進めて、全體の上に生ぜる増減に就て綜合的に判断を下さなくてはならぬ道理たるが自ら明らかであらう。

第三節 総合的観察法

増減法に依る総合的観察法とは、前後二つの會計期に於ける貸借対照表を相互に比較して、其各項目の上に生ぜる増減を個別的にではなく、全體的に批判せんとするものであつて吾々は狭義増減法、又は正格増減法の名を以て、是を呼ぶものもあるのであるが、今ギルマン氏の掲ぐる例を引用して、具體的に是が説明を試みるならば、其は次の如くである。

借方	前會計期	今會計期	増加	減少
	現金	七、一九〇		
賣掛金	五、六二九	五、八五七	二二八	
販賣資産	二八、〇七七	二二、二一〇		五、八六七
固定資産	三六、一六三	三七、二九〇	一、一二七	
前拂諸経費	二、五四五	二、四五九		八六
合計	七九、六〇四	七八、三二八	四、六七七	五、九五三
貸方				
支拂手形	六、〇〇〇	三、〇〇〇		三、〇〇〇
買掛金	八、〇〇〇	五、〇〇〇		三、〇〇〇
未拂配當金	二、〇〇〇	二、〇〇〇		

未拂諸経費	三三七	二四八		八九
資本金	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇		
剰餘金	一三、二六七	一八、〇八〇	四、八一三	
合計	七九、六〇四	七八、三二八	四、八一三	六、〇八九

即ち右の比較表に依るときは、借方側に於ては現金賣掛金及び固定資産等の形にて四、六七七圓也の増加を見、販賣資産、前拂諸経費等の形にて五、九九三圓也の減少を見たることとなる、その一方貸方側に於ては剰餘金の形にて四、八一三圓也の増加を見、支拂手形、買掛金及び未拂諸経費等の形にて六、〇八九圓也の減少を見たることとなるのであるが、販賣資産が前會計期に比較して五、八六七圓也を減じたりといふことは、商品其他がそれだけ賣却済となりたりといふことを意味すと解して差支なく、前拂諸経費が前期よりも八六圓也だけ減少したりといふことは、また其の方面への投資をそれだけ節約し得ることとなり、従つてそれだけ他方面へ廻はし得る金額の餘裕を得たりといふこととに異ならずと解し得る道理であり、而して剰餘金四、八一三圓也の増加は勿論それだけ資本として用ゐ得可きもの増加を見たることを示すものに外ならぬから、是等の三つを集めて

販賣資産の減少額	五、八六七
前拂諸経費の減少額	八六
剰餘金の増加額	四、八一三
合計	一〇、七六六

は、今會計期に於て企業の掌裡に復歸回収せられたる資本の金額を示すものであるといふも亦毫も差支へなきものであらう。他方前掲の比較表に於て、支拂手形及び買掛金が前會計期よりも何れも三、〇〇〇圓也を減じ、未拂諸経費が八九圓也を減じ居るといふ事實は、資本の一部が是等の支拂決済の爲めに使用せられたることを示し、現金、賣掛金及び固定資産の三者が前會計期よりも夫れ／＼に三、三三二圓也、一二八圓也及び一、二七圓也の増加を示し居るといふ事實はまた資本の他の部分が是等の方面に投下せられたることを示すものであると謂ひ得る譯であるから

買掛金の減少額	三、〇〇〇
支拂手形の減少額	三、〇〇〇
未拂諸経費の減少額	八九
現金の増加額	三、三三二
賣掛金の増加額	一二八
固定資産の増加額	一、二二七
合 計	一〇、七六六

は、回収せられたる資本が如何なる用途に供せられたるかを示すものに外ならぬと、斯う謂うて差支ないであらう。即ち纏て吾々が前掲の比較表より學び得る所の事實であつて、實にまた増減法の眼目とする所に外ならぬのであるが一般には次の如き公式に依つて之を示すを常とするのである。

借方側の増加 + 貸方側の減少 =

借方側の減少 + 貸方側の増加

而して此際借方側の増加といふは——グレゴリー氏の言を借りて之をいへば——勿論資本財の増加であつて、貸方側の減少といふは

- (一) 資本主の元入金の引出し又は株式資本の買入消却
- (二) 各種負債の減額
- (三) 利益の配當支拂
- (四) 營業上の缺損

の四場合を指すのであつて、是等は何れも資本の用途又は行衛を示すものたるのである。次にまた、他方借方側の減少といふは資本財の賣却又は現金化を意味し、貸方側の増加といふは

- (一) 資本主の元入増加
- (二) 各種負債の増額
- (三) 純益の再投下
- (四) 各種積立金の再投下

の四つを意味するのであつて、何れも資本調達の方法を示すものに外ならぬのである。

第四節 増減法に依る批判の標準

却説併しながら變化は飽くまでも變化たるに止まつて、其自體に於ては良好なる方向に轉換しつゝあるか、若くはまた不良なる方向に轉換しつゝあるかを告ぐるものではないから、一會計期の貸借對照表をとりて他會計期の貸借對照表と比較し、其間に生ぜる資本の増減變化を明かにすることに依りて經營の巧拙如何を判斷せんが爲めには、如何なる變化を可とし、如何なる變化を可とせざるかを分つ、批判の標準たるものがなくてはならぬ道理であらう。吾々が前掲の例に於て、資本が如何にして増加し、如何なる點に於て其投下の形態を變ずるに到りたるかを明かにすると丈けに止めて其可否を謂はざりしは、即ち未だ此點を明かにせざりしが爲めであるが、斯の如き批判の標準なるものは果して何處に之を索むべきであらうか。

此問に對しグレゴリー氏の答ふる所は、未だ完璧を得たるものとは稱し得ぬであらうが、併し秩序立て、此問題に答へんとしたる一個の眞面目なる「試み」たるに相違はないのであつて、吾々は此所に之を紹介するの價値十分ありと信する者たるのである。

却説グレゴリー氏は先づ第一に貸借對照表を

固定資産及び固定負債の部——又はAの部

A₁ 固定資産 A₂ 固定負債

流動資産及び流動負債の部——又はBの部

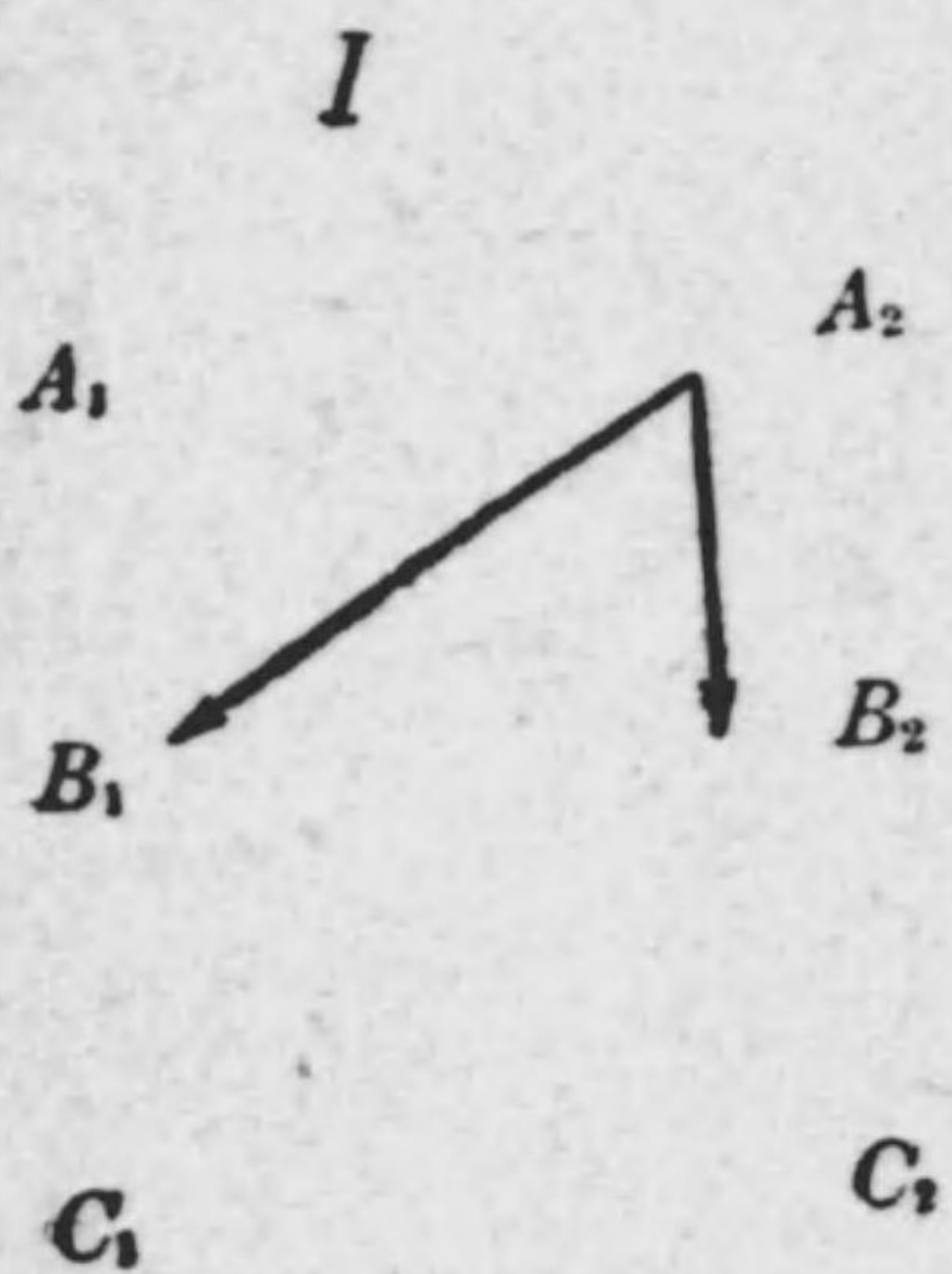
B₁ 流動資産 B₂ 流動負債

欠損又は剰餘積立金の部——又はCの部

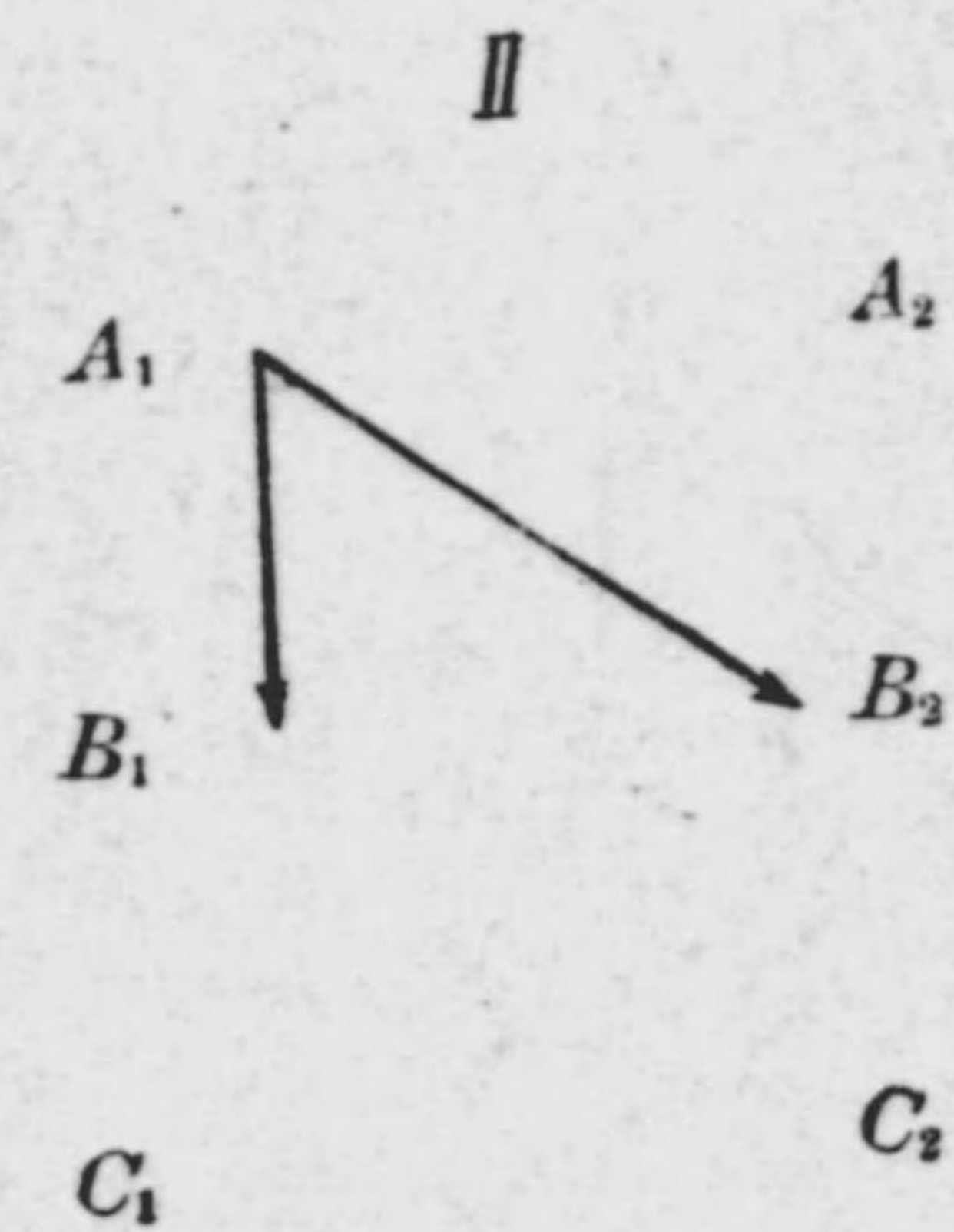
C₁ 欠損金 C₂ 剰餘積立金

の三部門に分つて觀察す可きことを憑憑して、「貸借對照表の諸項目(資金の源泉と利用を示す)を適當なる部門に配置して見ると、企業の財政上の建前が誤れる財政策に依つて弱められたるか否か、若くはまた適切なる財政策に依つて強められたるか否かを示す資金の主要傾向なるものが抽出せられる。其所には例へば他の部門から固定資産及び固定負債の部へ注ぎ入る資金の不斷の流を示す判然たる傾向があるし、固定資産から離れて流動資産に歸向し、固定負債から發して流動負債に向ひ、流動負債を立つて固定資産又は固定負債に赴く資金の流もあるであらう。更にまた、剰餘積立金から各種の資産又は負債に變り、他の部門から剰餘積立金に變る傾向も存するであらう。是等の傾向、是等の流の或ものは願はしきものであり、他のものは全く望ましからぬもの、従つて避けられねばならぬものである」と説き、次に「良好なる資金の傾向を測定す可き標準」と題して

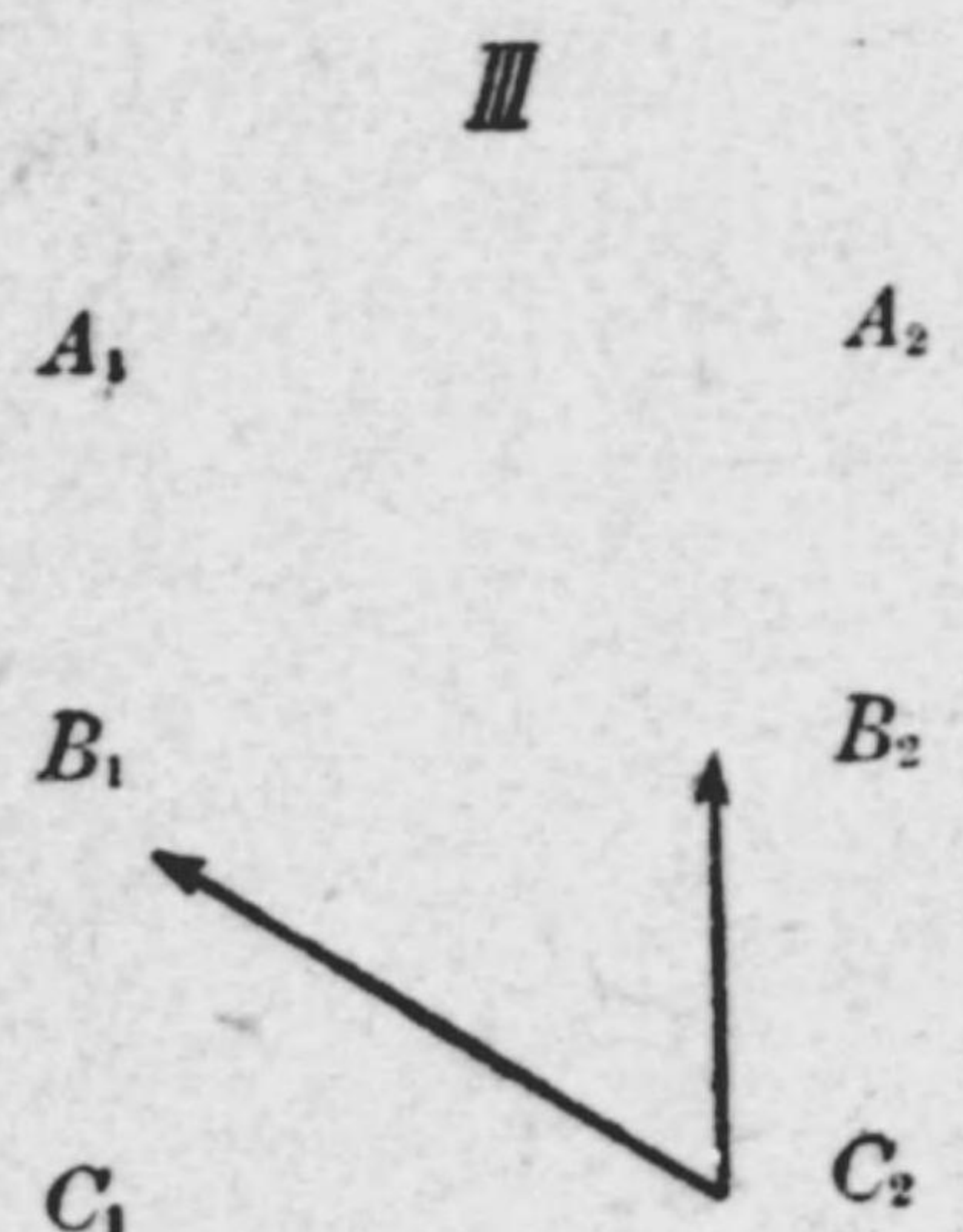
(1) (A部門)の固定負債——資本金又は固定債務——の増加に依つて得たる資金を以て、(B部門)の(イ)流動資金を増加し、又は(ロ)流動債務を償還減少したる場合——圖表を以て之を示せば即ち次の如くなる場合



(2) (A部門)の固定資産を減じて——(B部門)の(イ)流動資産を増加し、又は(ロ)流動債務を償還減少したる場合



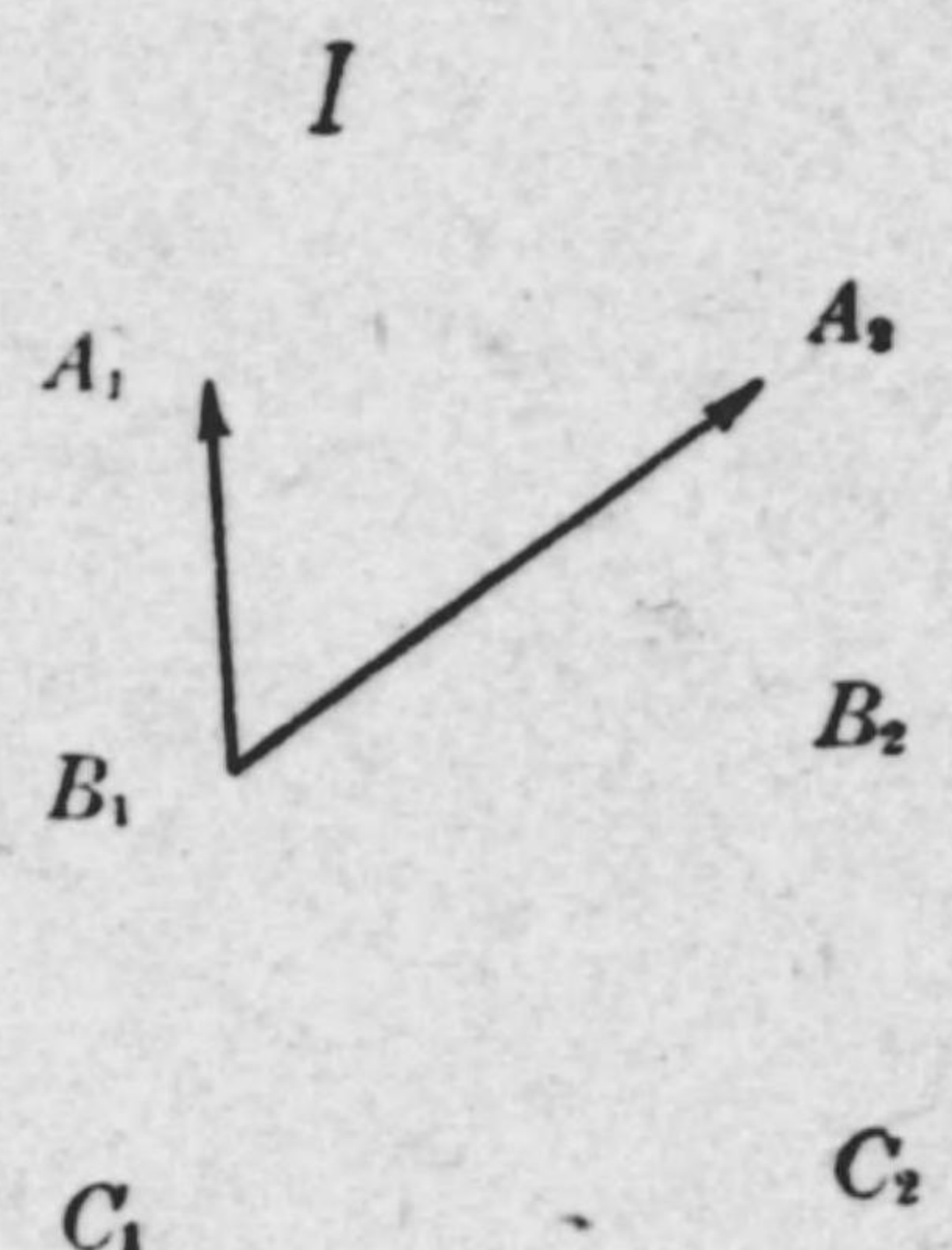
(3) (C部門)の剰餘金、積立金を以て(B部門)の(イ)流動資産を増加し、又は(ロ)流動債務を償還減少したる場合



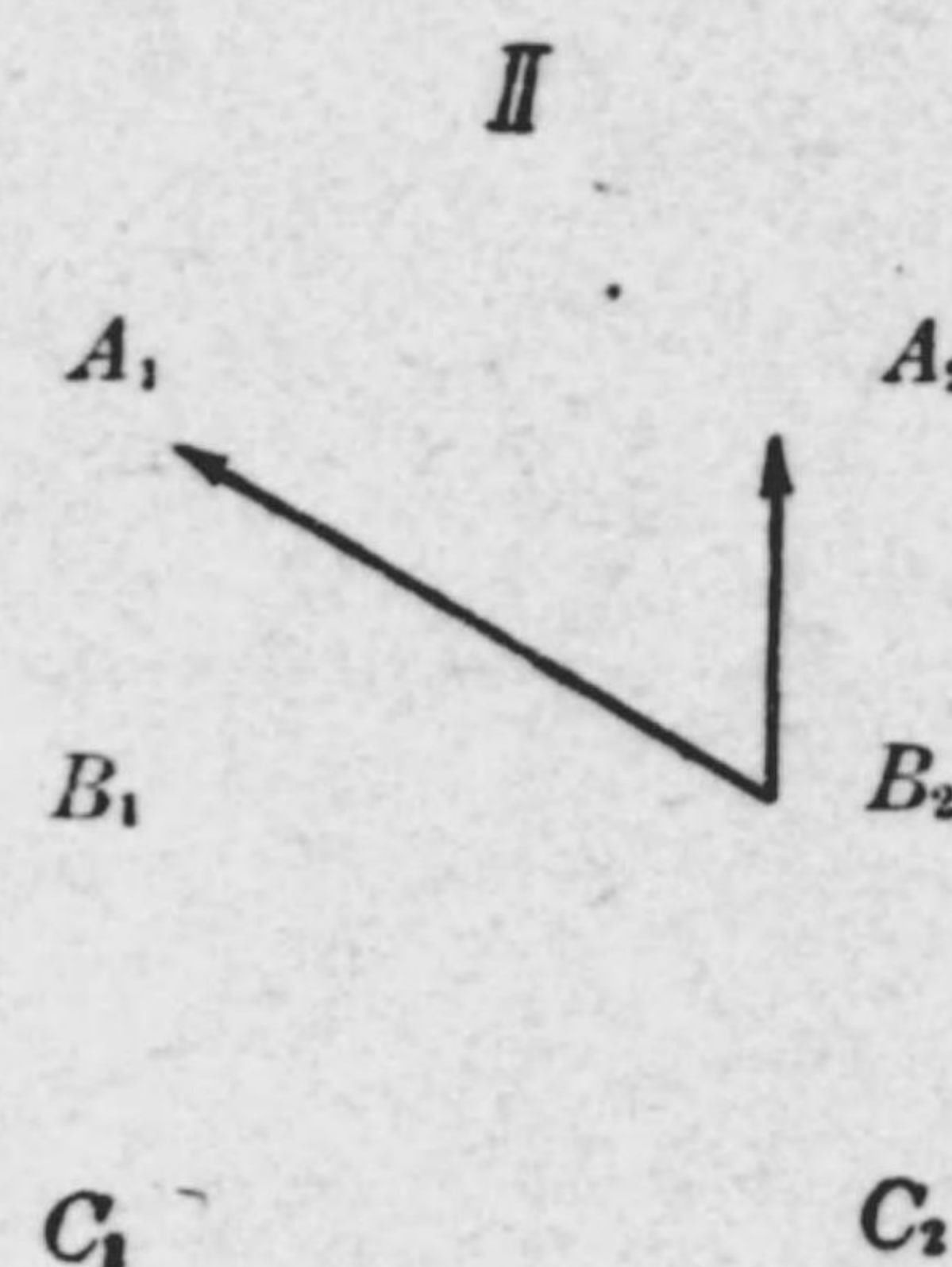
の三場合を挙げ、

「良好ならざる資金の傾向を測定す可き標準」と題して

(1) 流動資産を以て(イ)固定資産を増加し、又は(ロ)固定債務を償還減少したる場合、及び資本減少を爲したる場合

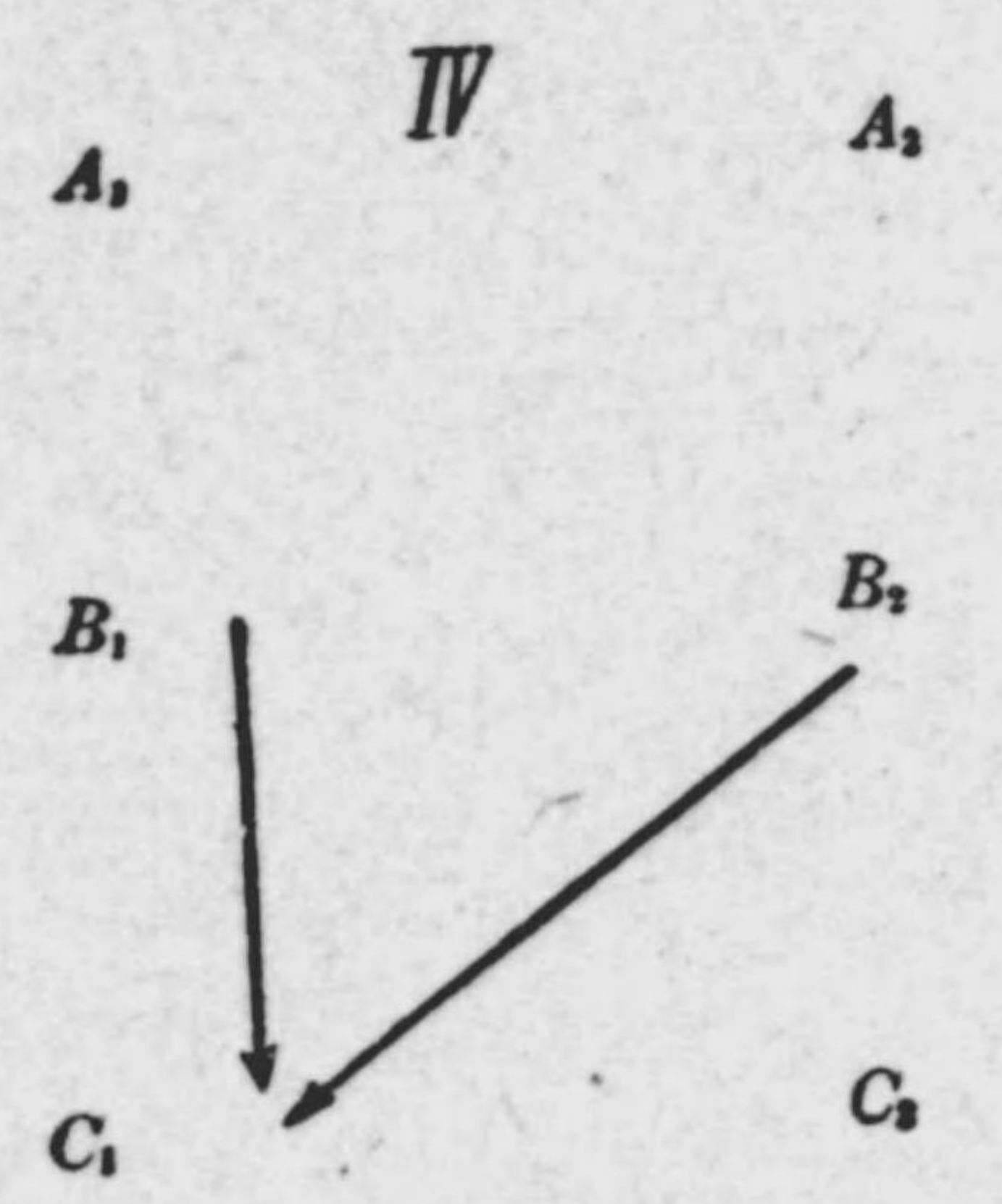
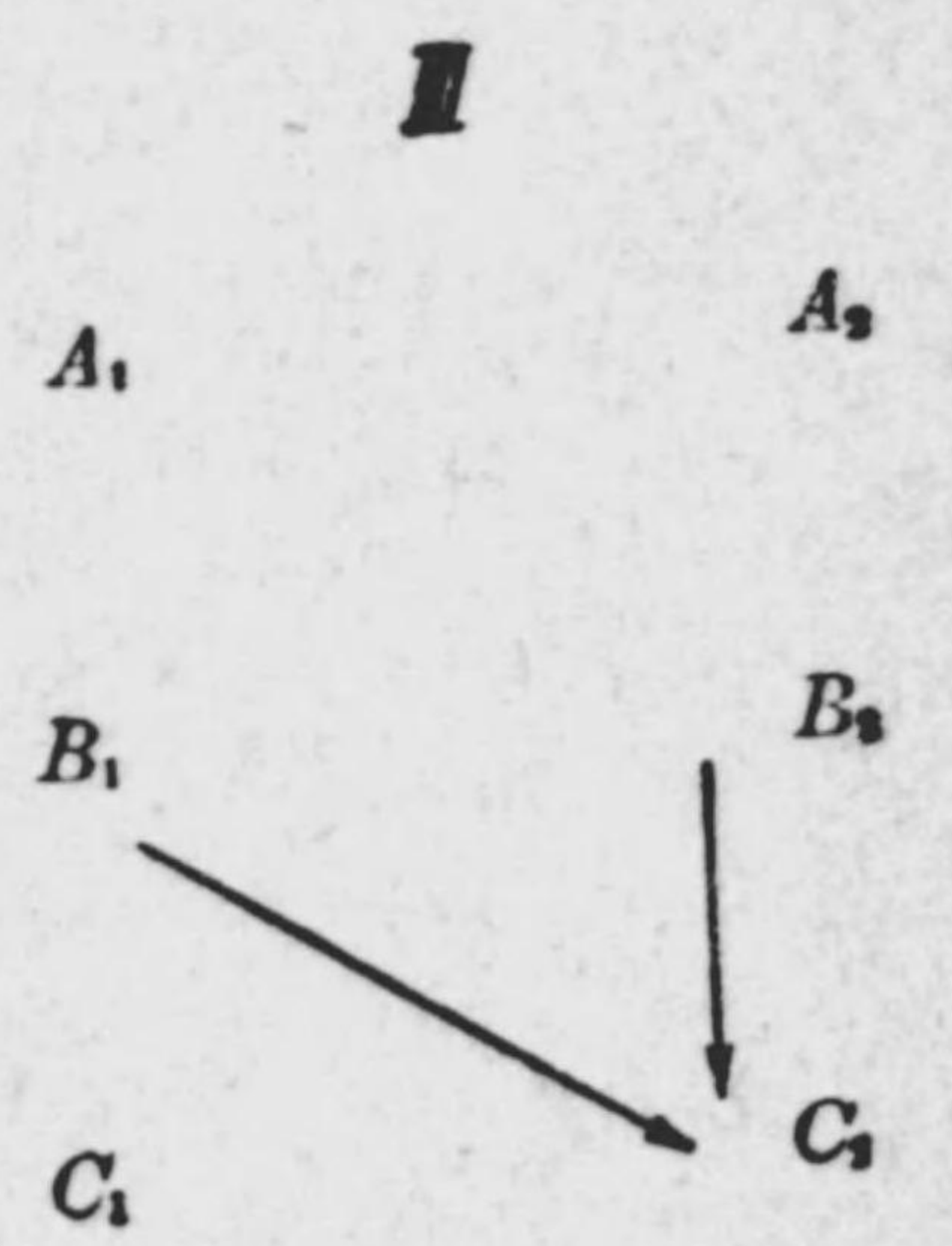


(2) 流動債務の増加を以て(イ)固定資産を増加し、又は(ロ)固定債務を償還減少したる場合、及び資本減少を爲したる場合



(3) 流動資産の減少、又は流動債務の増加を以て(イ)配当金の支拂又は(ロ)固定資産の更新を爲したる場合(是は極端に陥りたる時危険である)

(4) 欠損の爲めに流動資産の減少、又は流動債務の増加を見たる場合（是が最も望ましからざる場合なるはいふまでもないであらう。）

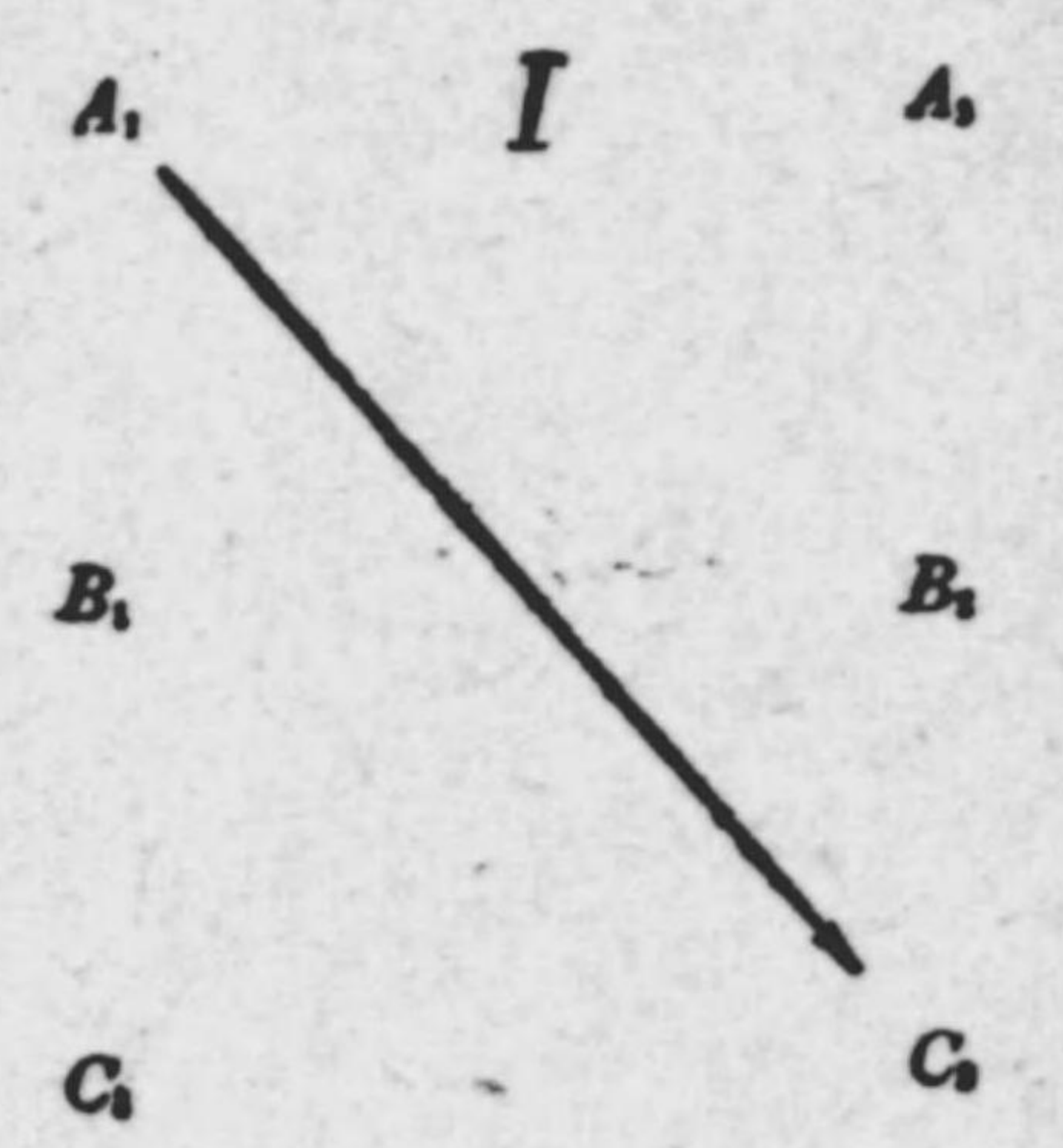


の四つを擧げ、

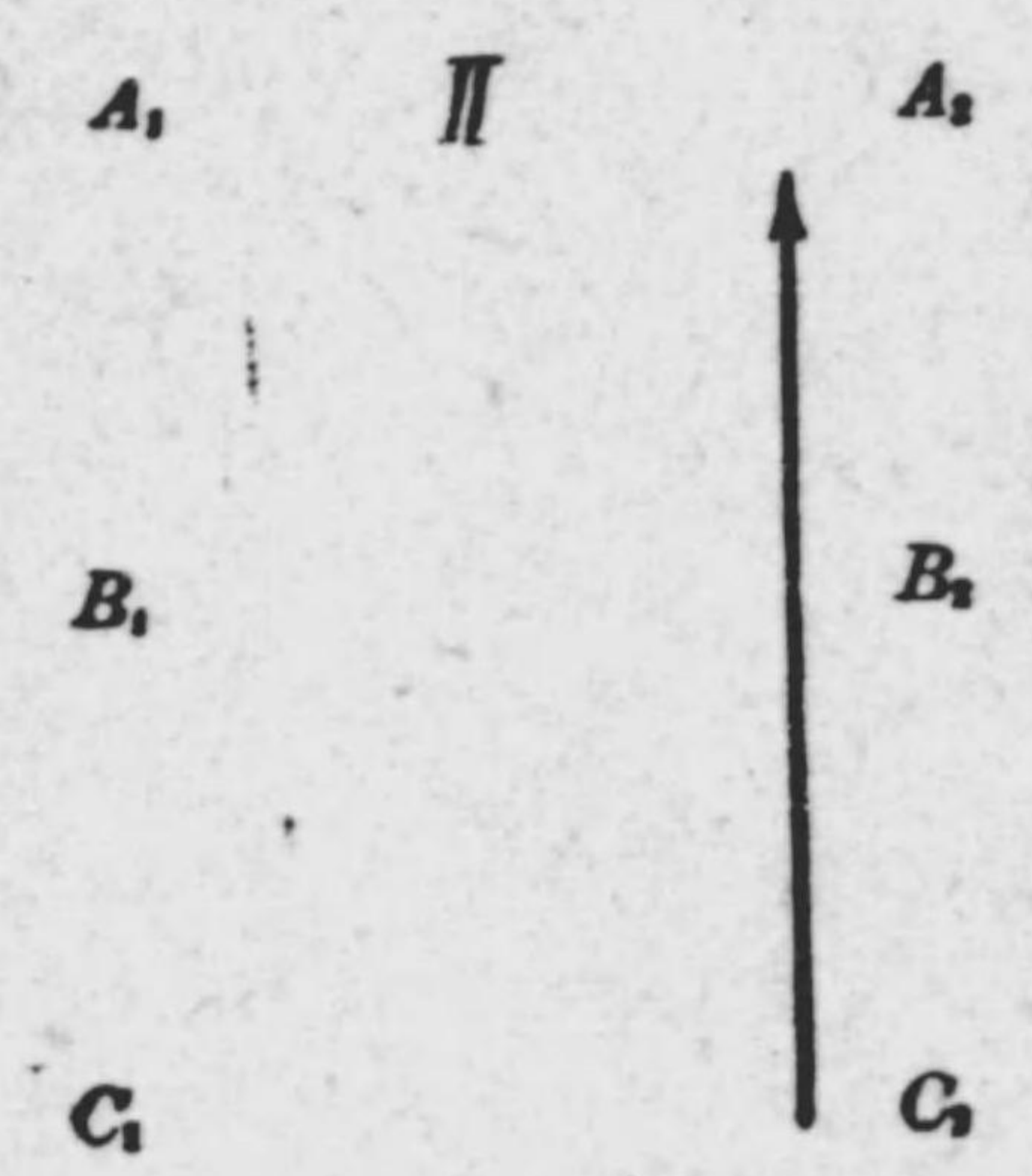
最後に「其他の傾向」と題して

(1) 固定資産の價額に損失を來たし、是を剩餘金に課したる場合。此場合に於ては資金はA部門よりC部門に移動

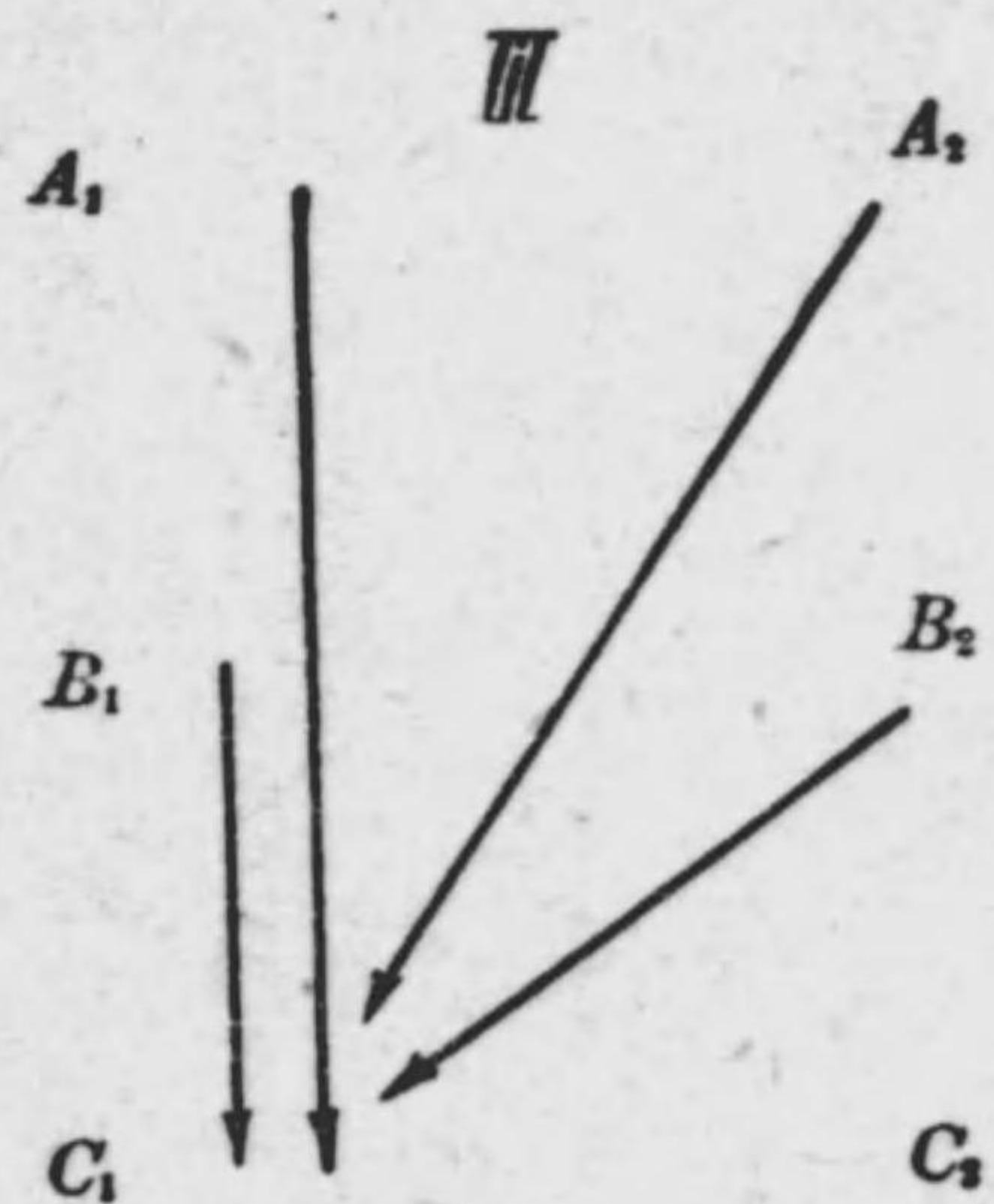
したる形となるから次の如くに之を表はす。



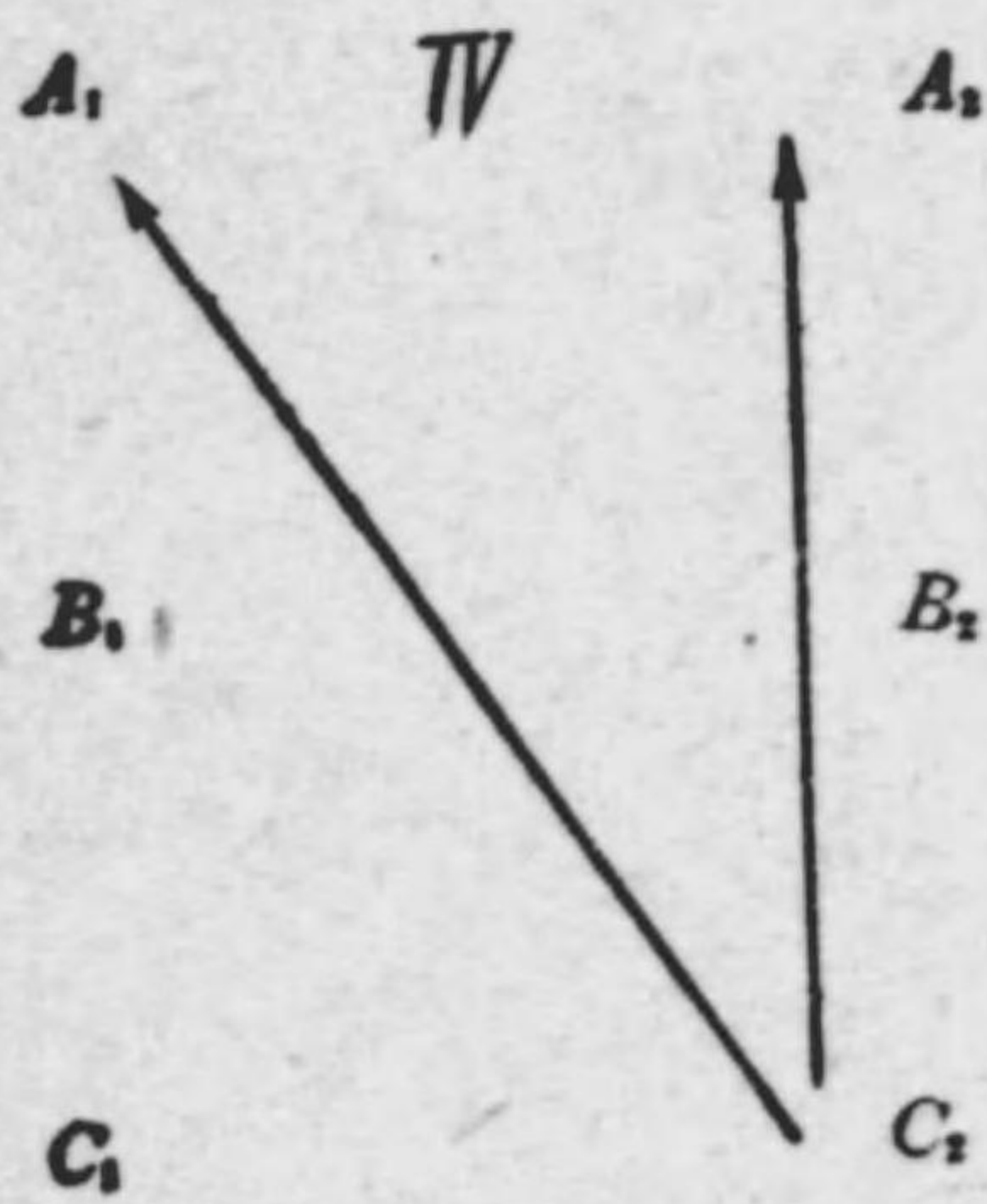
(2) 配當金を其儘株金の拂込に充當したる場合。此場合に於ては従來剩餘金積立金の形にて留保し居りたる資金を株金の形に変更したるだけで實際に資金を移動せしめたるものではないが、記帳の形式上に於てはC部門より出てA部門に入りたることとなるから、此は次の如き形にて之を示す。



(3) 缺損を生じたる場合。此場合に於ける表示方法には種々あり得るが、何れの場合に於ても結局は剰餘金の削減低下となるから、次の如くに之を表はし得るであらう。



(4) 利益金積立金等の如きを以て固定資産を購入し若くは固定負債を返却したる場合。此場合に於ては資金はC部門よりA部門に移動したることとなるから次の如くに之を表はすのである。



といふ同じく四つの場合を擧げて居るのである。而して此最後の各場合に就ては故らに可否の別を立て居らぬやうであるが、併し(1)と(3)とは明かに不良であり、(2)と(4)とはグレゴリー氏の見地よりすれば可とも不可とも断言し得べきものでないであらうから、今要を約めて之をいへば、グレゴリー氏は運轉資本——流動資産總額との差額——の保有を中心として論を立て、是が維持増進に傾く變化は良好、是が削減縮少に傾く變化は不良と断ずるものであると解し得るのであつて、其根本思想は別の方面より之を立言すれば

- (1) 固定資産への投資は固定負債（固定債務と資本金との和）の總額以内に止む可し。
- (2) 流動債務は流動資産へのみ投下す可し。
- (3) 固定債務は流動債務よりも安全なり。故に流動債務を固定債務に借換へるは可なれども、反對に固定債務を流動債務に借換へるは甚だ不可なり。

と主張するに在りとも解し得るのである。而して若し果して然りとすれば、其は寔に何人も認めざるを得ざる一個の指針を吾々に與ふるものであつて、尊重に値するは勿論であらうが、併し經營の巧拙は、グレゴリー氏の謂ふが如く、運轉資本の維持のみに依つて決定せらるゝものではなく、其他にも斟酌せらる可き幾多の點を有するのであるから、是は吾々の豫め注意せねばならぬ所であらう。

第五節 増減法の運用實例

そこで次に前に掲げたる假説例に以上の標準を適用するときは、其が如何なる判断を下し得るものなるかを検査し

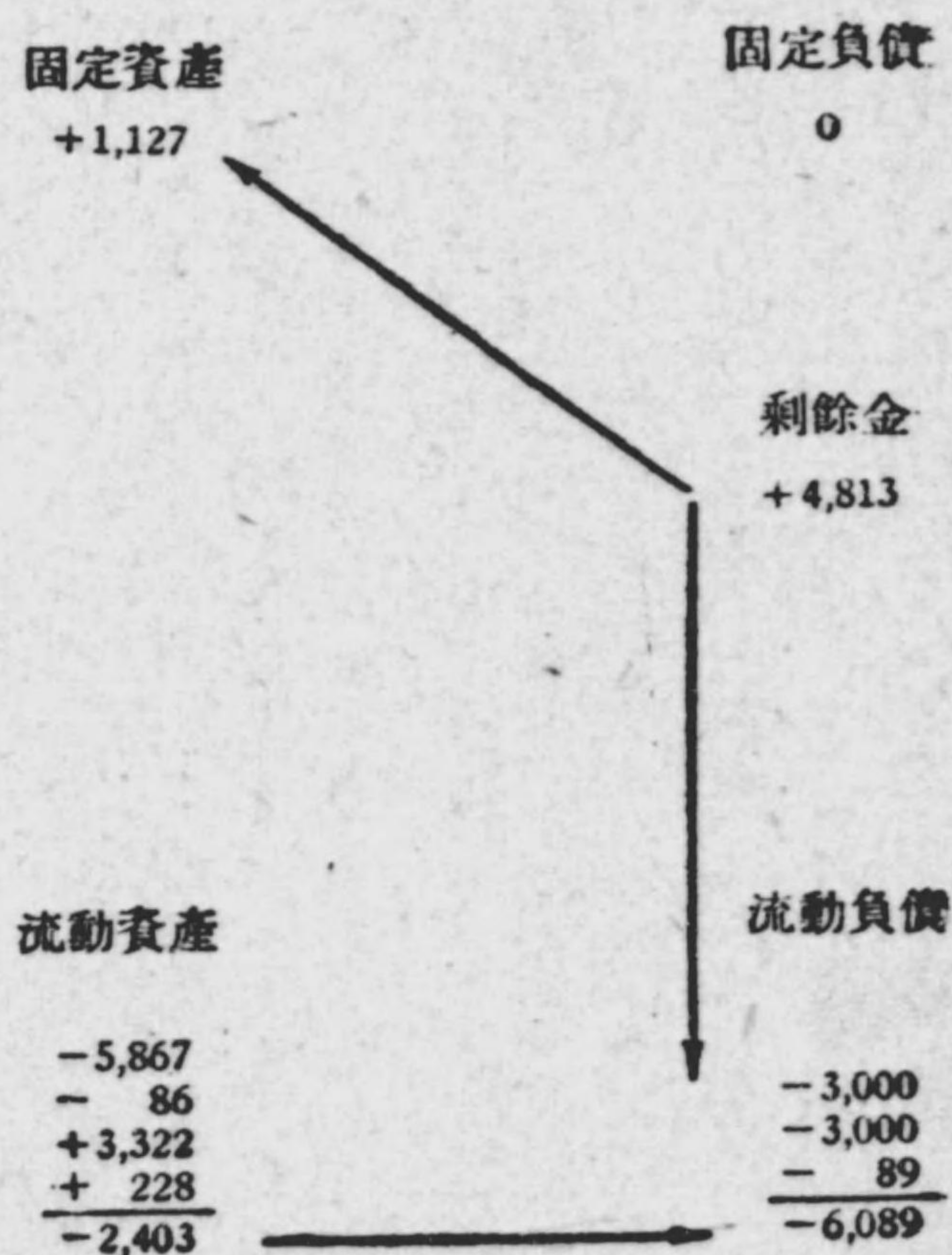
て見ると、彼の場合に於ける資源は

販賣資産の減少	五、八六七
前拂諸経費の減少	八六
剰餘金の増加	四、八一三
計	一〇、七六六

であつて、其用途は

支拂手形の減少	三、〇〇〇
買掛金の減少	三、〇〇〇
未拂諸経費の減少	八九
現金の増加	三、三二二
賣掛金の増加	一一二八
固定資産の増加	一、一二七
計	一〇、七六六

であつたから、グレゴリー氏の圖表にして之を示せば、其は



となつて、良好なる資金の傾向を表はす形となるから、是は巧拙何れであるかといへば、勿論前者なりといふこととなるであらう。

次に、も一つグレゴリー氏自身の掲ぐる數字に就て是が應用を示すならば次の如くである。

西部鑛鐵工業會社貸借對照表

借方		貸方	
土	一九二五年	地	一九二六年
三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	一九二七年		
	三〇、〇〇〇		
	増		加
	減		少

貸方	建物	暖簾	機械	固定資産總額	現金	現掛金	受取手形	製成品	原料	有價証券	流動資産總額	總計
普通株金 一〇〇,〇〇〇 _幣	四五,〇〇〇	二五,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一一,一五〇	一九,八五〇	一五,〇〇〇	四九,五〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一六,五〇〇	二七六,五〇〇
優先株金 一〇〇,〇〇〇 _幣	五一,〇〇〇	二五,〇〇〇	四七,五〇〇	一五三,五〇〇	一一,一五〇	一五,〇〇〇	一八,〇〇〇	六五,〇〇〇	八,二五〇	二五,〇〇〇	一四二,四〇〇	二九五,九〇〇
社債 一〇〇,〇〇〇 _幣	五六,〇〇〇	二五,〇〇〇	四九,五〇〇	一六〇,五〇〇	一五,〇〇〇	一八,〇〇〇	一七,〇〇〇	六三,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一三二,〇〇〇	二九二,五〇〇
固定負債總額 一〇〇,〇〇〇 _幣	一一,〇〇〇				二,八五〇			一三,五〇〇			一五,五〇〇	一六,〇〇〇
支拂手形 二六,〇〇〇												二二,〇〇〇
總計 二六,〇〇〇												二二,〇〇〇

買掛金	流動負債總額	減價消却引當金	純益	引當金及び利益合計	總計
一四,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二一,三〇〇	一五,二〇〇	三六,五〇〇	二七六,五〇〇
一五,〇〇〇	一七,〇〇〇	二九,二〇〇	二四,七〇〇	五三,九〇〇	二九五,九〇〇
八,五〇〇	一二,五〇〇	三〇,四〇〇	二四,六〇〇	五五,〇〇〇	二九二,五〇〇
		九,一〇〇	九,四〇〇	一八,五〇〇	二九二,五〇〇
五,五〇〇	二七,五〇〇				一六,〇〇〇

即ち右の比較貸借對照表に依れば、資金の源泉となりたるものは、

- (1) 機械の減少 一〇,五〇〇_幣
 - (2) 賣掛金の減少 一,八五〇
 - (3) 原料の減少 一,〇〇〇
 - (4) 社債の増加 二五,〇〇〇
 - (5) 減價消却引當金の増加 九,一〇〇
 - (6) 純益の増加 九,四〇〇
- 計 五六,八五〇

であつて、其用途たりしものは

- (1) 建物の増加 一一,〇〇〇_幣

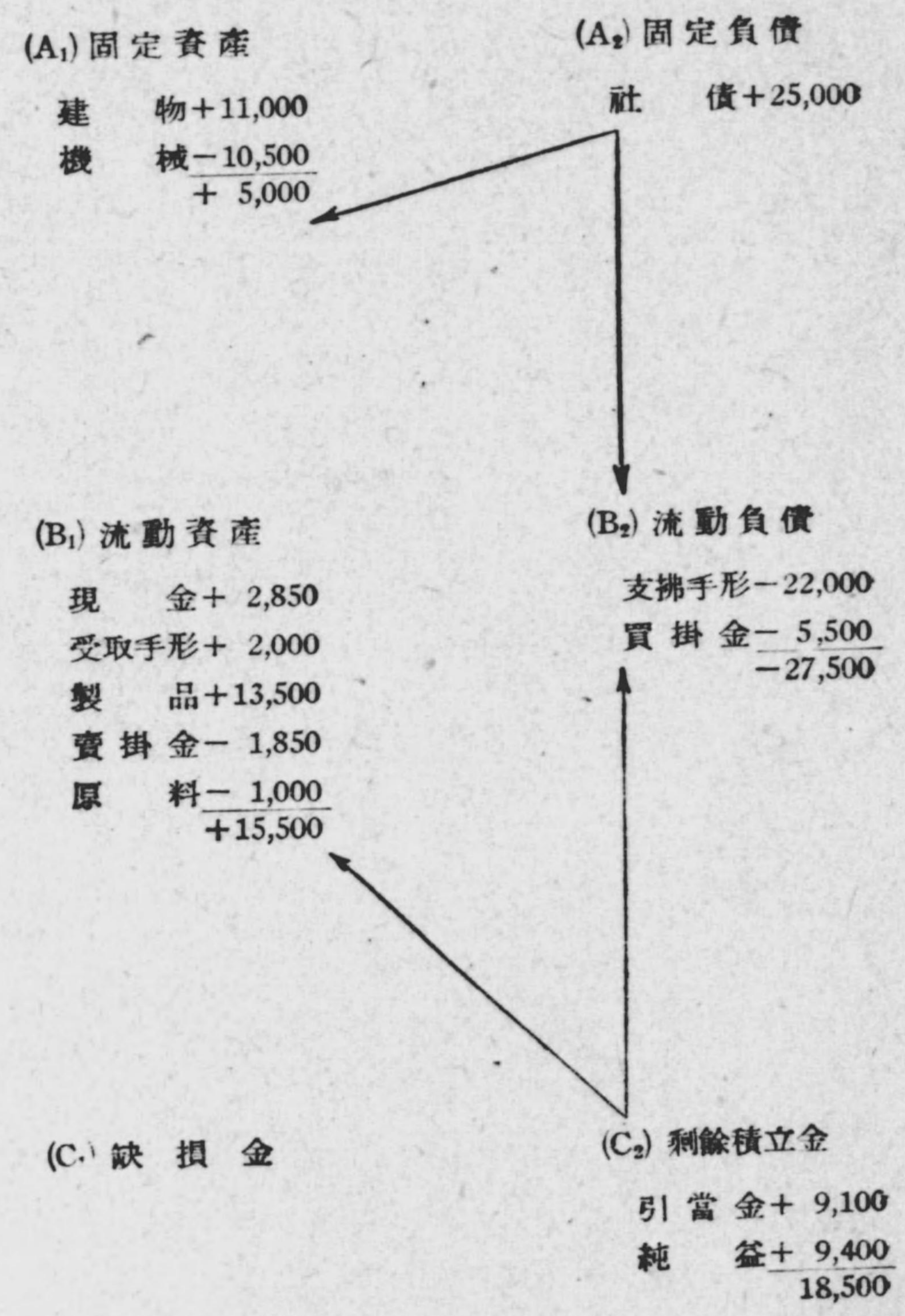
(2)	現金の増加	二、八五〇
(3)	受取手形の増加	二、〇〇〇
(4)	製品の増加	一三、五〇〇
(5)	支拂手形の減少	二二、〇〇〇
(6)	買掛金の減少	五、五〇〇
計		五六、八五〇

であると謂ふことになるのであるが、是よりして直ちに經營振りの巧拙如何を判断することは、批判の標準を缺如するから、先づ以て不可能なるに近しと謂ふの外はないのである。ところが今是等の數字を前に述べたる三部門に配置して見ると、其は次の如き形となつて、經營者が

(一) 固定負債を以て(イ)固定資産を取得し、且つ(ロ)流動負債を消却したること。

(二) 剰餘積立金の部類に屬する資金を以て、(イ)流動資産を増加し、且つ(ロ)流動負債を消却したること。

換言すれば「良好なる資金の傾向を測定すべき標準」の(1)と、(3)とを同時に合せ得たることを具體的に表示するか、是に基きて判断を下せば、此は經營の巧妙なりしことを語ると、斯う謂はねばならぬこととなるであらう。即ち總て此場合に於ける結論たると共に、グレゴリー氏の提案が決して徒爾ならざることを告ぐる一個の證左なりと稱し得る所以たるのである。



第三章 修正増減法

第一節 修正増減法の論據

却説以上は普通に所謂増減法の要領を説きたるものであつて、其中の資金なる用語を特に厳密に解することを要せずとすれば、吾々は此所に其業を卒へたることゝなるのであるが、グレゴリー、ケスター兩氏の如きは、運轉資本の維持増進に重きを置く關係よりか、資金なる語を極めて厳密に解し、此所に謂ふ所の資金は當該年度内に實際に移動せる資金の意に解さなくてはならぬと主張し、従つて世間實際の貸借對照表に於て之を見るが如く、單に帳簿上に於て或は彼より此に、或は此より彼に移動せる金額の如きは、資金の源泉と其使途とを考ふるに際しては適當に之を整理しなくてはならぬ、若し然らずして萬一にも之を怠るときは其は必ず是を觀る者に誤るる印象を與ふることゝなるであらうと斯う唱ふるのである。而して其所論の或るものに就ては、疑を挾まざるを得ざる點も若干ないではないが、併し他面に於ては、參考して大に利益する所も少からぬであらうと思惟せらるゝから、以下少時グレゴリー、ケスター兩氏の説く所に従つて之を紹介して見ると、其は先づ第一に創業費、暖簾、專賣特許權、火災其他の災害に因る損害等を損益勘定又は積立金に課して消却するは、日常の實際に於て普通に見る所の事實であるが、此等の場合に於ける記帳の結果をそのまま、貸借對照表に移すときは、資金の傾向を示すものとしては、真相を傳へざるの懼ありと

斯ういふのである。例を擧げて少しく詳細に之を説明せんならば、原價五萬圓也の暖簾價値より二萬五千圓也を消却して、是を積立金勘定に課したる場合に、積立金の既存額七萬五千圓也、當期繰入額三萬圓也とすれば、次に示すが如き記帳の結果、次期繰越額は、十萬五千圓也とならずして八萬圓也となるから、之を貸借對照表に移して前期の其と比較するときは、僅に五千圓也の増加となつて表はれ、従つて此方面より得られたる資金は、五千圓也に過ぎずとの印象を與ふることとなるのであるが、實際は三萬圓也として示されなくてはならぬ。

借方		暖 簾		積 立 金	
暖 簾	原 價	50.000	積 立 金	25.000	
	次期繰越		次期繰越	25.000	
前 期		50.000		50.000	
五〇、〇〇〇圓		25.000			
當 期					
二五、〇〇〇圓					
増 加					
減 少					
二五、〇〇〇圓					

貸方 積立金 七五、〇〇〇 八〇、〇〇〇 五、〇〇〇
 資産物件の値上りを損益勘定の貸方に記入したる場合の如きも同様であつて、元帳の諸勘定口座は例へば

土 地		株 金	
現 金	50.000		
値 上 り	25.000		
			50.000
流 動 資 産			
前 期 繰 越	80.000		
當 期 増 加	20.000		
流 動 負 債			
			50.000
損 益			
前 期 繰 越	30.000		
當 期 利 益	20.000		
土 地 値 上 り	25.000		

といふが如き形となり、是を一瞥すれば、當期利益二〇、〇〇〇圓也のみが、流動資産に投下せられたること、明々白々であるが、貸借對照表に移して之を見るときは、

借方	土 地	前 期	當 期	増 加	減 少
		五〇、〇〇〇圓	七五、〇〇〇圓	二五、〇〇〇圓	—

第一節 修正増減法の論議

流動資産	八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
貸方 株 金	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—
流動負債	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—
損 益	三〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	四五,〇〇〇

といふ形となり、従つて利益の増加四五,〇〇〇圓也を、土地と流動資産の上に投下したるものである、といふ誤れる印象を興ふることとなる。而も斯の如きは、前にもいへるが如く、單に帳簿上の振替記入たるに止まり、現實に資金の移動を伴はざるものを其儘計算に入るより生ずる結果に外ならぬのであるから、資金の眞の動きを知らんが爲めには、必ず之を整理せねばならぬのであつて、其方法は勿論斯の如き振替記入に止まるものを元の状態に振戻し、恢復するの「途あるのみ」と斯様に謂ふのである。前掲の例(一)に就て之をいへば

借方 暖 簾	二五,〇〇〇	貸方 積立金	二五,〇〇〇
--------	--------	--------	--------

として、二五,〇〇〇圓也を暖簾口座の借方と積立金口座の貸方とに振戻せば、第二年度に於ける暖簾價額は五〇,〇〇〇圓也となつて、第一年度の其と比して増減する所なく、積立金は一〇五,〇〇〇圓也となつて、第一年度との間に三〇,〇〇〇圓也の差額を示すこととなるから、資金の眞の傾向は此所に初めて明瞭となると謂ふのである。

例(二)の場合に於ても

借方 損 益	二五,〇〇〇	貸方 土 地	二五,〇〇〇
--------	--------	--------	--------

といふ仕譯に依つて、土地の値上り記入を還元し是を拭去するときは、當期利益二〇,〇〇〇圓也のみが流動資産に

投下せられたる事實が貸借對照表面に相違なく現はることとなる、と斯う主張するのである。

第二節 修正増減法の運用例

が併しながら以上の例は、一應の道理を示すに足るだけのものであつて、實際の貸借對照表に就て是が運用を示すものとしては、稍、不足の感を免れ得ぬから、今グレゴリー氏の例を借りて之を補ふとして、假りに某會社の比較貸借對照表を次の如くなりとする。

	第一年度	第二年度	増 加	減 少
借方 土 地	二五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	五,〇〇〇	—
建 物	五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—
商 品	四〇,〇〇〇	五二,五〇〇	一二,五〇〇	—
受取諸勘定	六〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	—	五,〇〇〇
現 金	一五,〇〇〇	二二,七〇〇	七,七〇〇	—
計	一九〇,〇〇〇	二二〇,二〇〇	三五,二〇〇	五,〇〇〇
貸方 株 金	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	—	—
社 債	三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—
支拂諸勘定	五〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	五,〇〇〇	—

第三章 修正増減法

損益	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
減價消却	二〇、〇〇〇	二五、二〇〇	五、二〇〇
計	一九〇、〇〇〇	二二〇、二〇〇	三〇、二〇〇

四二

然るときは資金の源泉は

受取諸勘定の減少	五、〇〇〇
社債の増加	一〇、〇〇〇
支拂諸勘定の増加	五、〇〇〇
損益の増加	一〇、〇〇〇
減價消却の増加	五、二〇〇
計	三五、二〇〇

となり、資金の使途は

土地の増加	五、〇〇〇
建物の増加	一〇、〇〇〇
商品の増加	一二、五〇〇
現金の増加	七、七〇〇
計	三五、二〇〇

となるは、既に幾度か反復したる所であるが、今元帳諸口座の點檢に依りて

- (一) 土地の増加五、〇〇〇圓也は、値上りを記入したる結果なること、
 - (二) 火災に因りて建物價額に二、〇〇〇圓也の損害を蒙り、之を損益に課したる事實の存すること、
 - (三) 減價消却額に二、五〇〇圓也の誤算ありて、是を損益勘定に貸記したる事實の存すること、
 - (四) 当期利益金は一二、〇〇〇圓也であること、
 - (五) 利益配當として、七、五〇〇圓也を支出したる事實の存すること、
- 等を發見したりとすれば、是等は

借方	貸方
(1) 損益 五、〇〇〇	土地 五、〇〇〇
(2) 建物 二、〇〇〇	損益 二、〇〇〇
(3) 損益 二、五〇〇	減價消却 二、五〇〇
(4) 損益 一二、〇〇〇	当期利益 一二、〇〇〇
(5) 配當金 七、五〇〇	損益 七、五〇〇

の如くにして還元整理せらるべきものとなるから、第二年度の貸借對照表は

借方	修正前	修正必要額	修正後
土地	三〇、〇〇〇	—	二五、〇〇〇

第二節 修正増減法の運用例

		貸方		借方	
	計	株金	社債	土地	建物
建	六〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇
商	五二,五〇〇				六二,〇〇〇
受取諸勘定	五五,〇〇〇				一一,五〇〇
現	二二,七〇〇				
配	—				
計	二二〇,二〇〇	七五,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇
損	二五,〇〇〇				
減	二五,二〇〇				
計	二二〇,二〇〇				
当期利益	—				
計	一九〇,〇〇〇				

となり、従つて整理修正後の比較貸借対照表は

		貸方		借方	
	計	株金	社債	土地	建物
建	六〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇
商	五二,五〇〇				六二,〇〇〇
受取諸勘定	五五,〇〇〇				一一,五〇〇
現	二二,七〇〇				
配	—				
計	二二四,七〇〇	七五,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇
損	二五,〇〇〇				
減	二五,二〇〇				
計	二二〇,二〇〇				
当期利益	—				
計	一九〇,〇〇〇				

となるであらう。故に資金の源泉は

第三章 修正増減法

第二年度

受取諸勘定の減少	五、〇〇〇
社債の増加	一〇、〇〇〇
支拂諸勘定の増加	五、〇〇〇
當期利益	一二、〇〇〇
減價消却の増加	七、七〇〇
計	三九、七〇〇

となり、資金の用途は

建物の増加	一二、〇〇〇
商品の増加	一二、五〇〇
現金の増加	七、七〇〇
利益配當	七、五〇〇
計	三九、七〇〇

となり、是を前のものと比較するときは、項目並びに金額の點に於て大に相違する所あるを發見するのであつて、聽てまた其期待せる所の結果たるのである。

今グレゴリー氏に倣ひて以上の手續を一表中に收め、因つてより一層明瞭に總てを看取し得る形となすならば、次の如くであらう。

運轉資金收支明細表

勘定科目	第一年度	第二年度	増加額		整理所要額		資金用途		源泉
			借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	
借方									
土地	25,000	30,000	5,000		(2)	5,000			
建物	50,000	60,000	10,000				12,000	10,000	
商受取諸勘定	40,000	52,500	12,500				12,500	5,000	
現金	60,000	55,000		5,000					
合計	190,000	220,200	7,700				7,700	5,000	
貸方									
株社	75,000	75,000			(1)	5,000			
支拂諸勘定	30,000	40,000			(3)	2,500			
減價消却	50,000	55,000							
損	20,000	25,200			(4)	12,000			
益	15,000	25,000							
合計									

配當金	190,000	220,200	35,200	35,200	7,500	12,000	2,500	12,000
利益金					(3)	(4)		
(1) 損益勘定整理 土地値上り	5,000		(1) 5,000	(1) 5,000	29,000	29,000	39,700	39,700
(2) 地上に因る建 物の損失	2,000		(2) 2,000	(2) 2,000				
(3) 減價消却見積 り過大	2,500		(3) 2,500	(3) 2,500				
(4) 減價利益表示 必要額	12,000		(4) 12,000	(4) 12,000				
(5) 配當金表示必 要額	7,500		(5) 7,500	(5) 7,500				
配當金	7,500		29,000	29,000				

第四章 比率法

第一節 緒言

却説以上説く所に依れば増減法は前後二つの時期に於て作成せらるゝ貸借對照表を相互に比較し、一方に於て企業
の掌裡に歸する資本が他方に於て専ら流動資産の上に投下せられて運轉資本の増大に資するか否かを標準として經營
振りの當否を判断せんとするものであるが、併し經濟學に謂ふ所の報酬漸減の法則は此場合に於ても亦た眞たるを失
はぬから、他の資産との釣合を顧慮せずして流動資産の上のみ資本を投下し、斯くて妄りに運轉資本の増大を策り
得ざるは言を俟たざる所であると謂はねばならぬと共に、運轉資本を構成する各種の財物の間にも現金、受取手形、
賣掛金等の如き所謂即金資産と、作業資産又は販賣資産との如き適否の性質を異にするものがあるから、其が如何な
る割合にて保持せられつゝあるかも亦た斟酌せられねばならぬのであつて、此斟酌を缺くときは終に十分なるを得ぬ
道理たるのである。しかも是等の點は増減法其自身のみを以てしては到底明かにすることを得ぬ所であるから、そこ
で世人は別の方法に訴へて是等の點を決定せんとするのであつて、以下述べんとする比率法は實に此所に其端を發す
るものたるのである。

第二節 比率法の基礎理論

然らば其比率法とは果して如何なる方法であつて、また如何なる基礎の上に立つものであらうか。企業經營の結果は、所謂資産を形づくる各資本財の上に投ぜられたる資本の割合が互に其宜しきを得て大なる過不及なきときに——經濟學上の術語を借りて之を謂へば、即ち其限界效用が互に均等を得たるときに——最大となるものであり、資本調達の方法はまた自家の出資と他人よりの借入金とが適度に混へ用ゐられて、其權衡を失はざる場合に——換言すれば自家の出資に頼る所の堅實さと、借入金の利用によりて得る所の利益とが互に釣合を得たるときに——最も巧妙の域に達したるものと稱し得るものであるから、貸借對照表の各項目に就きて是等の均等、是等の釣合が果して如何なる程度まで實際に得られつゝあるか否かを検査するときは企業經營の良否巧拙は自ら其間に明かとなる道理であつて、總て比率法の依つて立つ所の基礎たるのである。

が併しながら、是を實際に施して各項目間の比率を素むるに際しては、一項目と他項目とを直接に比較して兩者の割合を決定する方法と、兩者が其所屬する全體中に在りて如何なる割合を占めつゝあるかを算出して、間接に兩者の輕重如何を測知する方法との、二つが考へ得らるゝのであつて、比率法は其何れを採用するかに従つて、夫れ／＼に特殊比率に依る比率法（或は單に特殊比率法）、及び構成比率に依る比率法（或は單に構成比率法）との二種類に區別せらるゝのである。蓋しアレキサンダー・ウォール氏が前者に依る比率を特殊比率 (Salient Proportion) 後者に依る比率を構成比率 (Component Proportion) と呼んで居る、其稱呼を其儘此所に借用し來りたるに因るものである。

が、同氏は構成比率の實際の表はし方は、全體を一〇〇とすれば其部分たる各項目は夫れ／＼に其中の幾許に該當するかを計算して之を示すの常なるより推して、構成比率法に依る貸借對照表を、更に百分率貸借對照表又は共通型貸借對照表 (100 per cent balance sheet or common-size balance sheet) と呼んで居るのであるから、構成比率法はまた之に因みて百分率法又は共通型比率法と稱するも敢て不可なしと謂ひ得るであらう。

以下先づウォール氏に従つて構成比率法を述べ、然る後に順次に特殊比率法の各種類に就て説明し行くことにするであらう。

第三節 構成比率法

此所に構成比率といふは、貸借對照表の借方側諸項目及び貸方側諸項目が、借方側若くは貸方側合計額に對して如何なる割合を占むるか、其割合の謂ひであつて、實際には合計額を一〇〇とし、各項目は夫れ／＼に其一〇〇中の幾許かを代表するものとして示さるゝを常とするは、既に述べたる所の如くである。故に此構成比率法に依るときは、資本の幾許を自家の出資に俟ち、幾許を他人よりの借入金其他に俟てるか、其割合、並びに調達し得たる資本中の幾許を、固定的設備の上に投じ、幾許を流動的資産の上に活用しつゝあるか、其割合等を最も明瞭に知悉し得るのであつて、大小様々の數字を盛れる貸借對照表を、相互に比較したるのみにては、幾度反復するも漠然として到底捕捉することを得ざる彼此の優劣乃至は特徴も、是に依るときは寔に一目の下に瞭然たり得るのである。ウォール氏の例示を其儘此所に借用し來るならば、Aなる會社の貸借對照表とBなる會社の貸借對照表とを、次に示す第一表の如く單

に併置せるのみにては、何れの経営振りが何れの點に於て優り、何れの點に於て劣れるか等は、容易に之を判断し得ぬのであるが、同じ貸借対照表を、第二表の如く構成比率に引直して示すときは、貸方側に於ける構成比率に就ては、兩者間に特に指摘す可き程の相違なくして、従つて優劣共に略、同一なりと謂ひ得るのであるが、借方側に於ける構成比率に就ては、兩者間に大なる相違ありて、従つて大に検討を必要とするものありと斯う謂ひ得ることが明かとなるのである。

第一表

勘定科目		A 會社	B 會社
借方	現金 取諸勘 受取諸勘 商取諸勘 品取諸勘 流動資産合計	3,445 9,269 4,871 5,700	301 3,583 2,358 —
	流動資産合計	23,285	6,242
	固定資産合計	74,782	13,033
合計		98,067	19,275
貸方	支拂諸勘 支未拂諸勘 流動負債合計	12,550 1,690	2,900 —
	流動負債合計	14,240	2,900
	固定負債合計	30,000	6,000
借方	債務合 積立本 計金	44,240 10,675 43,152	8,900 2,050 8,325
	合計	98,069	19,275

第二表

勘定科目		A 會社	B 會社
借方	現金 取諸勘 受取諸勘 商取諸勘 品取諸勘 流動資産合計	3,51 9,45 4,97 5,81	1,56 18,59 12,23 —
	流動資産合計	23,74	32,38
	固定資産合計	76,26	67,62
合計		100,00	100,00
貸方	支拂諸勘 支未拂諸勘 流動負債合計	12,80 1,72	15,05 —
	流動負債合計	14,52	15,05
	固定負債合計	30,59	31,13
借方	債務合 積立本 計金	45,11 10,89 44,00	45,18 10,63 43,19
	合計	100,00	100,00

即ち第一に、固定資産の上に投下せる資本の割合は、B會社の六七、六二に對し、A會社は七六、二六であるから、

資本固定の度は、後者に強く前者に弱し、従つて第二に、流動資産の形に於て保有する資本の割合は、B會社に強くA會社に弱しといふ當然の結果を生じ、此點に於ては、B會社の方が大に優れたるが如き外觀を呈するのであるが、一度其内容の點に立入つて、更に之を比較し行くときは、B會社の手許現金の割合は一、五六であつて、A會社の三、五一に及ばぬこと甚だ遠く、謂はゞ後に瞭若たる其反對に、B會社の商品及び受取諸勘定に投下したる資本の割合は、夫れ／＼に二、二三及び一八、五九であつて、A會社の四、九七及び九、四五に比較するときは、是はまた何れも甚だ大に失すと謂はねばならぬ。而して其原因の一部分は、B會社の賣上高の割合が、A會社の其よりも大なる點に在りと主張し得るに相違ないであらうが、併し全部を是に歸せしめ得ざるは勿論であるから、此點より推して考ふるときは、B會社が流動性に於て優れりといふ觀察は、少くとも其外觀の如く爾く大ならずとして修正を加ふるを要すと、斯様に判断し得るのであつて、是は全く構成比率法の齎らす結果に外ならぬのである。同じ會社の異なる時期に於ける貸借対照表に之を應用するも効果は全く同一であつて、例へば某會社の貸借対照表を集めて

借方	第一期				第二期				第三期				第四期			
	現 金	受 取 諸 勘 定	商 品	流 動 資 産 合 計	現 金	受 取 諸 勘 定	商 品	流 動 資 産 合 計	現 金	受 取 諸 勘 定	商 品	流 動 資 産 合 計	現 金	受 取 諸 勘 定	商 品	流 動 資 産 合 計
	三 八 五 、 二 四 四	二 、 六 二 三 、 〇 七 八	二 、 〇 九 七 、 九 三 七	五 、 一 〇 六 、 二 五 九	四 五 九 、 一 三 三	二 、 四 一 三 、 七 六 九	三 、 三 一 一 、 八 三 三	六 、 一 八 四 、 七 三 五	四 一 三 、 四 三 八	二 、 三 六 一 、 六 七 三	三 、 二 〇 九 、 五 二 八	五 、 九 八 四 、 六 三 九	七 四 〇 、 九 六 二	二 、 二 七 四 、 四 六 四	五 、 八 八 二 、 八 一 五	八 、 八 九 八 、 二 四 一

第三節 構成比率法

貸方	固定資産			
	合計	第一期	第二期	第三期
支拂諸勘定	二、四〇六、一一〇	二、八一〇、一八七	三、〇〇四、二五二	三、七三二、七四五
其他流動負債	七、五一二、三六九	八、九九四、九二二	八、九八八、八九一	一二、六三〇、九八六
流動負債合計	四八二、二九五	一、二八四、四九二	一、二〇三、六四七	四、〇八九、四二五
固定債務	一三八、四一七	一九八、〇二四	一九八、四三一	二一〇、四一九
債務合計	六二〇、七一二	一、四八二、五一六	一、四〇二、〇七八	四、二九九、八四四
株主勘定	二、二二〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇
合計	二、八四〇、七一二	三、七〇二、五一六	三、六二二、〇七八	六、五一九、八四四
賣上高	四、六七一、六五七	五、二九二、四〇六	五、三六六、八一三	六、一一一、一四二
	七、五一二、三六九	八、九九四、九二二	八、九八八、八九一	一二、六三〇、九八六
	一〇、四二六、六〇〇	一〇、四五二、九八二	一〇、七六五、七四二	一四、二七九、二二五

右の如く一表中に盛り、因つて比較に便ならしむるも、巨大なる数字に眩惑せられて容易には各期に於ける資本の調達及び投下の有様の良否を判断し得ぬのであるが、若し是を構成比率に引直して、次の如くに表示するときは、其判断は比較的容易となるのである。

借	第一期				第二期				第三期				第四期			
	現金	第一期	第二期	第三期	現金	第一期	第二期	第三期	現金	第一期	第二期	第三期	現金	第一期	第二期	第三期
現金	5.13	5.10	4.60	5.87	5.13	5.10	4.60	5.87	5.13	5.10	4.60	5.87	5.13	5.10	4.60	5.87

貸方	受取諸勘定			
	合計	第一期	第二期	第三期
受取諸勘定	34.92	26.84	26.27	18.01
商品	27.92	36.82	35.71	46.57
流動資産合計	67.97	68.76	66.58	70.45
固定資産	32.03	31.24	33.42	29.55
合計	100.00	100.00	100.00	100.00
支拂諸勘定	6.42	14.28	13.39	32.38
其他の流動負債	1.84	2.20	2.21	1.67
流動負債合計	8.26	16.48	15.60	34.05
固定債務	29.55	24.68	24.70	17.57
債務合計	37.81	41.16	40.30	51.62
株主勘定	62.19	58.84	59.70	48.38
合計	100.00	100.00	100.00	100.00
賣上高	137.79	116.20	119.77	113.05

即ち先づ第一に、貸方側に於ける資本調達の方法に就て考察して見ると、資本主の自家出資を表はす株主勘定の占むる割合は、第一期の六二、一九より第二期の五八、八四、第三期の五九、七〇を経て第四期の四八、三八に下り、他人資本の占むる割合は、之に準じて第一期の三七、八一より第四期の五一、六二に達して居るから、此會社は今や債務過重の弊に悩まされつゝあるものと斷ぜざるを得ぬのであつて、其直接の原因は

固定債務	二九・五五%	二四・六八%	二四・七〇%	一七・五七%
流動負債總額	八・二六	一六・四八	一五・六〇	三四・〇五
支拂諸勘定	六・四二%	一四・二六%	一三・三九%	三二・三八
其他の流動負債	一・八四	二・二〇	二・二一	一・六七

より推して、支拂諸勘定の異常なる増加にありと、斯様に推論し得るのである。而して、此際、此所に支拂諸勘定と謂ふは、買掛金、支拂手形等を總稱する語なることに注意すれば、更に眼を借方側に於ける商品の許に移し、其が二七・九二の割合より、三六・八二―三五・七一なる割合を経て、終に四六・五七なる割合に達せることを發見することに依りて、窮極の原因は過大なる商品の所蔵に在り、而も此滞貨の原因は、賣行不良となりたる點に存するのであつて、賣上高が一三七・七九%より、一一六・二〇%、一一九・七七%を経て一一三・〇五%に下りたる事實、及び受取諸勘定の占むる割合が、三四・九二%、二六・八四%、二六・二七%、一八・〇一%に下降したる事實は、共に是を立證するものなりと、謂ひ得るのである。而して然るときは、此會社の先づ第一に努力す可きことは、販路の梗塞を打開し、因つて得たる賣上金を支拂諸勘定の決済に充つると共に、出來得る限り積立金其他を増加して、株主勘定の占むる割合を増大せしむる策に出づるを、最も賢明とすと、斯ういふやうに結論し得るのである。

構成比率法を應用して、一企業と他企業との經營振りの優劣を比較判斷し、若くは、一企業の經營振りの推移を考察して、何處に彫琢を施すを可とするかを窺知する方法は、略、以上述ぶる所の如くであつて、讀者は其決して輕んず可からざるを了解せられたることであらうが、此際ウォール氏と共に、更に一步を進めて之をいふならば、此構成比率法は、同種企業の幾つかの貸借對照表に之を應用することに依つて、所謂標準的比率を抽出し得るのであつて、其理は同種企業の貸借對照表上に現はる、幾つかの主要なる項目が、其所屬する全體中に在りて、夫れ／＼に幾許パーセントを占むるを常とするかを明かにするときは、其各々の割合こそ、即ち普遍妥當性を有するものなれとして、之を指摘し得るに由るものである。但し是を實際に應用するに當つては、

- (1) 集めらるゝ其幾つかの貸借對照表が、同一時期に作成せられたるものなること
- (2) 其同種企業は甚しく經濟的事情を異にせずといふ意味に於て、同一地域に存在するものなること
- (3) 其同種企業の數は、甚しく少數に失せざること

等の要件を必要とし、従つて一朝一夕の間には之を撰定し得ぬから、是が實例は遺憾ながら今吾々の示し得る所ではないとして、之を缺かざるを得ないのである。

第四節 特殊比率法

次に特殊比率法とは既に申し述べたるが如く、貸借對照表の一項目と他項目とを直接に比較して、一つが他の幾許パーセントに當るかを算出し、然る後に其幾つかを利用して經營振りの良否巧拙を判斷せんとする方法であつて、現今普通に比率法といへば、即ち此特殊比率法の意に外ならずと解するも、決して不當にあらずと謂ひ得るのである。そこで以下に於ては、専ら此特殊比率法に就て説明を加ふることとして、最初に先づ如何なる項目と項目とが比較

せられて其間に比率が算出せらるゝか、其主要なるものを舉げて見ると、其は略々次の如くである。

- 一、流動資産に對する流動負債の比率——即ち流動比率
- 一、即金資産に對する流動負債の比率——即ち現金比率
- 一、株主勘定總額に對する債務總額の比率
- 一、株主勘定總額に對する資本總額——株主勘定總額と債務總額の和——の比率
- 一、株主勘定總額に對する固定資産の比率
- 一、賣上高に對する手持品の比率
- 一、賣上高に對する受取勘定——受取手形と賣掛金との和——の比率
- 一、賣上高に對する株主勘定總額の比率
- 一、賣上高に對する固定資産の比率
- 一、賣上高に對する資本總額の比率
- 一、物的生産高に對する固定資産の比率
- 一、固定負債（即ち株主勘定總額と固定債務との和）に對する固定資産の比率
- 一、固定債務に對する固定資産の比率
- 一、運轉資本——流動資産より流動負債を差引たる殘額——の商品に對する比率
- 一、運轉資本の資産總額に對する比率

- 一、原料と出來品との和に對する仕掛品との比率
 - 一、支拂諸勘定に對する受取諸勘定の比率
 - 一、總利益に對する賣上高の比率
 - 一、純益に對する賣上高の比率
 - 一、營業利益に對する賣上高の比率
 - 一、純益に對する固定資産の比率
 - 一、純益に對する株主勘定總額の比率
 - 一、手持品に對する受取諸勘定の比率
- 但し是等總ての比率は、如何なる場合に於ても常に用ゐらるゝと謂ふものではなく、分析に依つて知らんとする目的の異なるに従ひ、將たまた得らるゝ材料の異なるに従ひ、夫れ／＼に用途を異にするものであるから、以下に於ては先づ前述の増減法の補足として普通に用ゐらるゝものを説き、然る後に特殊比率を中心として觀察する他の方法を述ぶることとする。

第五節 増減法の補足としての比率法

増減法の缺點は前に述べたるが如く

(第一) 如何なる程度まで運轉資本の維持増加を策するを可とするか、其限度を明かに爲し得ざること。

(第二) 流動資産——從つてまた運轉資本——を構成する各々の資本財が相互に如何なる割合にて保持せらるゝことを必要とするか、其割合を明かに爲し得ざること。

の二點に存するのであつて、比率法は、此所では、是等の缺陷を補はんが爲めに採用せらるゝものに外ならないから、増減法の補足としての比率法は第一の問題を直接間接に解決するに役立つ

(一) 流動比率

(二) 固定負債に對する固定資産の比率

(三) 賣上高に對する固定資産の比率

(四) 純益に對する固定資産の比率

(五) 物的生産高に對する固定資産の比率

と、第二の問題を決定するに役立つ

(一) 現金比率

(二) 賣上高に對する受取諸勘定の比率

(三) 支拂諸勘定に對する受取諸勘定の比率

との、適宜なる應用に悉くと謂ひ得るのである。或は増減法の全精神が辨濟能力を尊重するに在るより推して特に

(一) 株主勘定總額に對する債務總額の比率

(二) 固定債務に對する流動債務の比率

(三) 留保利益に對する純益の比率

の三つを加ふるときは更に完璧を得たるものとなるのである。

そこで以下暫く之が説明に従事することとして、先づ第一に彼の流動比率をとつて見ると、其は流動負債總額を以て流動資産總額を除して得る割合に外ならぬから、其示す所は流動負債總額に對し幾割の流動資産が用意しあるか、其深淺の度合であつて、此割合が高ければ高い程、債務の償還請求に遭うて企業經營に支障を來すと謂ふが如き憂は皆無となると謂はれるのである。而して米國邊りに於ては最低二十割を下る可からず、必ず其以上を保有せよと唱へらるゝの常であつて、其理由とする所は流動資産の價格が萬一の場合に假令半減することありとするも、經營上に何等の支障を見ざらんが爲めには、此程度の用意を必要とするからであると言ふに在るが如くであるが、流動資産を構成する資本財の性質如何によりては此最低限度に多少の出入を加ふるの必要があるから、實際には後に第二の問題に就て述ぶる所を參酌して、適當に之を決定すべき性質のものであると解し、此所に謂ふ所は全く一個の概則に外ならずと解すべきである。

次に(二)の負債に對する資産の比率、(三)の賣上高に對する固定資産の比率、(四)の純益に對する固定資産の比率等は流動資産を保有す可き適當なる最高限度如何の問題を謂はゞ裏面より決定するの用を爲すものであつて、實にまた唯一の適當なる方法でもあるのである。何んとなれば借方側に表はるゝ資本財の集團を固定資産、流動資産、其他の資産の三種類に分ち、其他の資産は概して其重きを爲さずとすれば残る所は固定資産と流動資産との二つであるから、此二つに就て其一つの限度を決定すれば他は自ら定る道理たる其上に固定資産は如何なる企業の許に於ても轉

賣營利の用に供せらるゝものではない。従つて出來得る限り最小限度に於て之を所有し、其餘は總て流動資産たることを必要とする次第であるからである。

而して此際先づ第一に固定負債に對する固定資産の比率を採るのは、是に依つて固定負債が固定資産の幾割に當るかを明かにし、斯て固定資産への投資は固定負債の總額以内に止む可しといふ、前に述べたる原則が守られつゝあるか否かを確かめ得るが爲めであつて、此比率が高ければ高い程固定負債に綽々餘裕あることを示すものであると謂ふことは固より言を俟たないであらう。

却説併しながら固定負債總額を以て固定資産に投下す可き金額の限度を劃さんとするは、勿論其最大限を示すものであつて、眞に已むを得ざる場合の外は力めて此限度に達せざることを念とす可きであるから、企業經營の實際に於ては此外に更に其平常の指針となる可きものがなくてはならぬのである。(三)に掲げたる賣上高に對する固定資産の比率は即ち此必要に應ぜんとするものであつて、吾々は此比率が高まり行く間は未だ固定資産過大の弊に陥らざるものであると解し、此比率が漸く其方向を一轉して次第に低下し行くときは、其は即ち固定資産過大の徴候顯然たらんとなるものに外ならずと爲して、其資本投下を抑止せねばならぬのである。何となれば此比率即ち

$$\frac{\text{賣上高}}{\text{固定資本總額}} = 2.96$$

は夫れ／＼の場合に於ける固定資産の回轉率——換言すれば實際に固定資産に投下せられたる資本が、夫れ／＼の場合に於て如何許り集約的に用ゐられたるか、其度合を示すものであつて、此比率の愈々益々高きは資本が愈々益々集

約的に用ゐられたる其證據——反對の場合は資本の利用が粗放的なる其證據に外ならぬからである。

但し日本の實際に於ては賣上高を發表するもの極めて少く殆んど全部の企業が固く口を緘して之を世間に告げぬから、外部の第三者が此比率を用ゐんとするも其は畫餅に等しと謂はねばならぬのである。故に此實狀の下に於ては、此比率に代はる可き他の比率を用ゐねばならぬのであるが、其一つとして多くの場合に採用せられ得るは即ち(ロ)の純益に對する固定資産の比率である。蓋し企業の純益は其損益計算書又は損益處分案として發表せらるゝものにと就て比較的容易に之を検出し得るからである。但し此際に用ゆる純益は營業に原くものでなければならぬから、營業收益以外の收益ある場合に於ては是を除外して計算せねばならぬのであつて、此點は注意を要するところである。營業收益以外の收益あれども其多寡明かならずといふが如き場合に於ては、勿論之を除外することをなし得ぬから、是を含める數字を其儘に用ゐて概觀を得るの外はないのである。

賣上高に對する固定資産の比率に代用せらるゝもう一つの比率は立方呎、キロワット、噸、石等の如き、度量衡單位に依りて謂ひ表はさるゝ物的生産高に對する固定資産の比率であつて、ブリス氏の如きは物價變動の影響を受くることなき故、寧ろ此方を採るとして稱揚して居る程であるから、他を知り得ざるときは、是に依りて固定資産に投下せられた資本が如何計り集約的に利用せられつゝあるか其程度を確かめ、賣上高の場合に於けると同様此比率が向上するか否かに依りて當否の判斷を下して行くのである。

却説、第二の問題に關する比率に轉じて其説明を試みんとするに先ち、もう一度彼の流動比率を振返つて見ると、彼の比率は流動負債總額に對して保有せらる可き流動資産總額の最低限度を劃せんとするものであつて、普通には二

十割を境として其以下に下る可からずと稱せらるゝこと既に述べたるが如くであるが、流動資産を構成する資本財の性質如何に依りては、此限度以上に出る比率も必しも安全の保證ならずと謂はねばならないのであつて、其次第は次の如き實例に就て考ふれば直ちに明瞭となるであらう。

流動資産	千圓
現金及預金	一、二三三
賣掛金	八九三
有價證券	五七
假拂金	一一六
手持品	四、八七四
計	七、一七三
流動負債	千圓
支拂手形	一、三七三
買掛金	四二
借入金	三九〇
預り金	五九六

假受金	一一七
未拂配當金	四五〇
計	二、九六八

蓋し右の實例に依れば流動資産の總額は七、一七三圓であつて、流動負債の總額は二、九六八圓であるから、之に依つて計算すると其流動比率は

$$7,173 \div 2,968 = 2.42$$

となり、前に述べたる最低限度以上に出て居るから、其限りに於ては一應は固に安全と謂はねばならないのであるが、流動資産總額の三分の二以上は手持品であつて、前に吾々の謂へる所の即金資産に該當するは殘餘の三分の一に滿ざる約二、三〇〇圓に過ぎぬから、其は流動負債の總額二、九六八圓に對して餘りにも過少であり、従つて不安全なりと斯う謂はねばならぬことは何人にも明かであるからである。差當り支拂の必要ある未拂配當金を雙方の側より差引きたる後の金額が一、七五〇圓對二、五一八圓となると考ふるときは特に然るを見るであらう。

而して一度此點を斯く認めらるゝときは同時に吾々が此所に現金比率を擧げて此點に關する一個のパロメーターとしたる所以も亦た自ら承認せらるゝであらうと思ふ。何となれば吾々の此所に謂ふ所の現金比率なるものは、流動資産中の即金資産總額を流動負債總額を以て除し、因つて得る所の割合を標準として、即金資産が流動負債に對して十

分なりと謂ひ得るか否かを判断せんとする一個の指針であつて、米國の金融業者間には酸性試験率の名稱の下に年久しく知られて居るものであるが、彼等が酸性試験率と呼ぶ其意味は純金は酸に會うても其質を變ぜぬと謂ふ事實に因みて、即金資産に對する比率を故らに斯く呼ぶのであらうと想ひ、吾々は其原意に復して之を現金比率と呼ぶものに外ならぬからである。而して此比率の大きに就ては、「一對一」を最小限度と爲すと稱せられて、即金資産の總額と流動負債の總額とが少くとも對等なることを準則とすることであるが、是は専ら自己の貸付金を護る金融業者の立場より世間に課したる一個の標準であらうと吾々には考へらるゝのである。従つて毫厘も之に違ふ可からずと爲すが如きは餘りに繩墨に拘泥するものとして吾々の取らざる所であるが、併し既に金融業者間に採用せらるゝ一個の準則なりとすれば、太しく之に遠ざかるの智ならざるは謂ふまでもない所であるから、此場合に於ても流動比率の場合に於けると同じく、餘りに窮屈に解せざる限りに於て、一個有用なる準則を得たりと解して之を尊重す可きであらう。而してまた然るときは前に掲げたる例に於て即金資産二、三〇〇圓に對し流動負債二、九六八圓を有するは

$$2,300 \div 2,968 = 0.77$$

であり、配當金を支出し終りたる後に於ては

$$1,850 \div 2,518 = 0.73$$

であるから是を過少としたるは決して失當ならずと稱し得るであらう。

が併しながら更に一步を進めて流動資産中の所謂即金資産が現金、銀行預金の如きものゝみより成らずして、受取手形、賣掛金の如き、一般に受取勘定と稱せらるゝものをも亦た包含すといふ事實に想到するときは、是等諸勘定の性質如何に依りて、外見上良好なる現金比率も内實は不良となるといふことは謂ふまでもない所であらう。吾々が前には是等の諸勘定を貸借對照表に載するに際しては、取立不能と思はるゝものは全然之を除き、不確實なりと思はるゝものに就ては貸倒豫想額を差引き、斯て萬一にも誤りなきものゝみを計上するに吝なる可からずと説きたるは即ち之が爲めであつて、其注意が實際に嚴守せられ行くなれば、問題は至極簡單となるのであるが併し世間の實際に於ては此點の用意に周到ならざる例も多々あるのであるから、そこで眞に現金比率に信頼し得んが爲めには豫め是等の受取諸勘定に就き、其が不當に膨大し居らざるか否かを確むることを必要とするのであつて、(一)の賣上高に對する受取諸勘定の比率は即ち其手段の一つたるのである。蓋し

$$\frac{\text{賣上高}}{\text{受取諸勘定}} = 2.96$$

は賣上高と受取諸勘定との關係を示すものであつて、此比率が増大し行くは賣上高に對して受取諸勘定が減少し行くことを示すものであるから、之は良き徴候であると解し、反對に此比率が減少し行くは、賣上高に對して受取諸勘定が増加し、従つて貸倒れ發生の素因を醸成しつゝあるものであるから、之は悪き徴候であると解し、斯て此點に關する判断を下し得る指針となし得るからである。但し日本の實際に於ては前にも述べたるが如く賣上高の發表は之を敢てせぬのであるから、外部の第三者にとりては此指針は實際に役立たぬのである。そこで是に代る可き指針として吾

吾の此處に指摘したるは即ち(三)の支拂諸勘定に對する受取諸勘定の比率に外ならぬのである。而して其理由は、支拂諸勘定は自己が外部の第三者より受けたる信用を表はし、受取諸勘定は自己が外部の第三者に與へたる信用を表はすものであるから、此二つは略々同額なることを必要とし、後者が前者より大なるが如きことありとすれば、其差は自己が現金にて仕入れたるものを他人には掛賣にする其大きさを表はし、斯て、然なくば避け得べき利子の損失を敢てするものと謂ひ得るのみならず、斯る點に介意せずして妄りに信用を許すに於ては、貸倒れを生ずる原因も亦増加する道理であるから、斯の如きことは出來得る限り之を避くるを可とするのである。従つて大に此限度を越せるものに就ては、また大に斟酌を加ふることを必要とす、といふに在るのである。そこで此比率を式を以て表はして見ると其は

$$\frac{\text{支拂諸勘定}}{\text{受取諸勘定}} = x\%$$

であつて、 x が一(即ち百パーセント、十割)以上なるときには良好、其以下に降るときは不良を表はすと斯ういふことになるのである。

第六節 増減法の補足としての比率法の運用例

却説、然らば是等の比率を先きに「増減法運用の實例」として掲げたる彼の二三の貸借對照表に當嵌むるならば果して如何なる結果となるであらうか。最初に先づ東京に於ける某會社の比較貸借對照表として擧げたる例に就て其流

動比率を計算して見ると

流動比率は

$$\text{第一年度} \quad 5,532 \div 3,799 = 120\%$$

$$\text{第二年度} \quad 6,626 \div 2,363 = 280\%$$

となつて向上

固定負債對固定資産の比率を計算して見ると其は

$$\text{第一年度} \quad 4,635 \div 3,715 = 125\%$$

$$\text{第二年度} \quad 8,641 \div 3,973 = 217\%$$

となつて是も亦た向上

純益對固定資産の比率は

$$\text{第一年度} \quad 582 \div 3,715 = 16\% \text{弱}$$

$$\text{第二年度} \quad 802 \div 3,973 = 20\% \text{強}$$

となつて之も同じく向上と謂ふことになるから、是等の比率の示す結果も増減法の場合に於けると同じく良好となるのであるが

現金比率は

$$\text{第一年度} \quad 1,335 \div 3,799 = 35\%$$

第六節 増減法の補足としての比率法の運用例

第二年度 $1,297 \div 2,363 = 56\%$

となつて、向上はしつゝも猶ほ「少くとも十割なることを要す」といふ最低限度にも達して居らぬから、前に吾々が良好なる傾向の裏面に流動負債過大の弱點ありと指摘せるは、矢張り誤ではなかつたと謂ふことになると思ふのである。

次に大規模商業を営むもう一つの会社の貸借対照表に就て前と同じく夫れ／＼の比率を求めて見ると

流動比率は

第一年度 $4,125 \div 2,592 = 159\%$

第二年度 $4,393 \div 2,846 = 154\%$

であつて少しく下降

固定負債對固定資産の比率は

第一年度 $4,160 \div 2,220 = 187\%$

第二年度 $4,726 \div 2,869 = 165\%$

であつて同じく稍下降

純益對固定資産の比率は

第一年度 $583 \div 2,220 = 26\%$

第二年度 $616 \div 2,869 = 22\%$

であつて之も亦た下降してゐる。ところが

現金比率は

第一年度 $1,766 \div 2,592 = 68\%$

第二年度 $2,134 \div 2,846 = 75\%$

であつて之は上昇良好となつて居るのである。

そこで是等に基づいて判断を下すと、此会社の現状は固定資産へ比較的過大の資産を回したるが爲め、流動資産に多少の減退を見、其限りに於ては第一年度よりも少しく良好ならざるに至れりと謂はねばならぬのであるが、一方に於て以前よりも多額の即金資産を用意してゐるから、此點に於ては強味を加へたりと稱し得るのである。而して然るときは増減法の許に於て良好として映じたる此会社の傾向は素より誤りではないが、併し猶ほ弱點あるを免れずと斯う謂はねばならぬこととなるのであつて、是は比率法の補足に依りて探り得たる結果に外ならぬと謂ひ得るのである。

第七節 特殊比率法の二大別

増減法の補足として用ゐらるゝ特殊比率法に關する説明は以上を以て略し之を卒り得たであらうと考へるから、以下に於ては愈ゝ特殊比率法其自身を中心として企業の經營振り如何を觀察する方法に就て述ぶ可き順序たるのであるが、併し同じく特殊比率法として知らるゝものにも

(一) 同じ問題に關係ある二個以上の比率を算出し、其各々の投ずる所の光明を彼此照應せしめて謂はゞ合せ鏡的

に、若くはまた立體寫眞的に、經營振りの巧拙を映し出さんとするものと、

(二) 是等の各々の比率に就て其標準的なるものを求め出し、此標準に合するか否かに照らし合せて是を判断せんとするもの、

との別があり、前者には更に例へばギルマン氏の如く

(1) 經營上の通弊たるものを發見して其矯正に資することを主眼とするものと、また例へばシュルター氏の如く

(2) 企業の信用能力調査を其目的として觀察するもの

との二つがあり、後者たる標準比率法には

(1) 普通の標準比率法、

(2) 最大頻數標準比率法

の二つの外に、更に各々の比率に輕重の價値を附して是を利用するウォール氏の所謂

(3) 指數法

なるものがあるから、吾々の説明も亦た自ら多岐に互らざるを得ぬのであつて、其間時に或は多少の重複を生ずるを免れ得ぬであらうが、是の如きは洵に已むを得ざるの數に出づとして總て讀者の寛恕を請ふと共に、以下ギルマン氏の比率法は之を二比率交叉法、シュルター氏の比率法は之を數比率交叉法と名づけて順次に之を説き、然る後に節を新たにして標準比率法の説明を試むるであらう。

第一款 二比率交叉法

此所に二比率交叉法といふはギルマン氏が、同じ一つの問題に對し必ず二個の比率を求め來り、其各々の比率の投ずる光明を一つは表面に當て他は裏面に當て、謂はゞ互に交叉せしめ、企業の經營上に見る普通の缺陷を其間に映し出さんと試むるに因みて吾々が擅斷的に同氏の比率法に付したる名稱なることは上に述べたる所であるが、同氏が是に依りて探知せんとする企業經營上の通弊若くは通患とは果して如何なるものであらうか。ギルマン氏は失敗に終れる數百の事例を調査研究して、是等の通患は

一、純益の過少

二、販賣資産の過大

三、受取諸勘定の過大

四、固定資産の過大

五、資金の過少

の五つであるとなし、大要次の如き説明を試みて居るのである。即ち

第一の純益の過少に就ては、純益が幾許なるときに十分なりと謂ひ得るか否不確實であるから、其が幾許なる時に過少であると謂ひ得るかも亦た勿論明確に之を斷言し得るものではないが、純益と株主勘定總額との比率が一流有價證券の利廻りに達せぬときは先づ以て過少なりと稱して差支ないであらう。何となれば斯の如き場合に於ては、株主

は所謂資本冒險を敢てして斯の如き企業に其の資本を投下し置くよりは、寧ろ一流有價證券に投下して安全に利殖するを以て却つて智なりとなすからである。而してまた純益が斯の如く過少なる場合に於ては株主は實際に其資本を當該企業より轉じて他に投資するの常であるから、純益の過少は當該企業敗退の原因とならざるを得ないのである。

次に第二の通弊、疾患たる販賣資産の過大といふは不相當なる金額を販賣資産の形に寝かし置くことを意味するものであつて、其相當といひ不相當といふ程度は、一方に於て企業の性質を考へ、他方に於て諸他の項目への投資金額を斟酌参考して、之を定むるものに外ならぬから、或る企業にとつては、壹百萬弗の販賣資産も決して不相當と謂ふを得ぬ、其反對に、或る企業にとつては壹萬弗の販賣資産も既に不相當の域に達せりと謂はねばならぬ道理たるのである。従つて是等の事情を無視して一概に相當不相當といふの背理たるは勿論であるが、併し同じ種類の企業に就て之を見れば其程度には略、一定せる限界があるのであつて、此限界以上に出づる販賣資産を保有するときは

(第一) 銀行の預金利子すらも生ぜぬ方面に資金を固定する結果となる

(第二) 貯藏の爲めに場所を必要とし、爲めにさなくば支拂の必要な倉敷料、保険料等の如きもの、支拂を餘儀なくせらる

(第三) 品傷みを生じ又は流行後れ品となる危険に曝露せらる

といふ何れの點より見るも甚だ好ましからぬ事態を生み、終には此方面より破綻を餘儀なくせらるゝの實例世間に決して少からぬのである。論より證據として讀者の爲めに著しき實例一個を擧ぐれば、シカゴのホルベルグ機械製造會社の破綻の如きは恰も好個の殷鑑なりと謂ひ得るであらう。蓋し此會社は一九二〇年に資金増加の必要を感じ最初に

其貸與方を銀行に申し出でたれども拒絶せられ、次に株式の賣出方を仲買人に交渉したれども其承諾を得ず、第三に社債の募集を企てたれども引受業者も亦た助力を肯ぜずといふ有様であつたのであるが、此會社が斯くも不信用なりし其理由は、調達方に狂奔しつゝありたる金額の二倍以上を販賣資産の形にて固定せしめつゝありたる其上に、同じ集成品の甲部分品は數箇年に互る供給にも不足せぬ程の貯へあるに反し、乙部分品は僅々數週間の供給にも堪へ得ざる程の少量しか貯へ居らざりしといふ經營上の驚くべき亂脈振りに在つたのであつて、斯くては何人も此の如き會社の爲めに辯ずる餘地を見出し得ぬ道理たるであらう。

第三の疾患たる受取勘定の過大といふは、餘りに多くの金額を賣掛金、受取手形等の形にて保有することを意味し、得意先に掛賣を許すこと寛大に、取立を緩にして容易に支拂期日の延長を承諾するの風習に無頓着なるときは、必ず發生するものであつて、其結果は資金の固定、枯渴となつて經營上に支障を生ずるものであるから、苟も此徴候の認むべきものあるときには、必ず其源に溯つて掛賣を慎み取立に執心して些少も油斷する所あつてはならぬと知るべきである。

第四の疾患たる固定資産の過大は、多くの企業家の容易に陥る一個の陥穽であつて、事業の隆盛期に土地、建物、機械、器具等の如き固定資産に、其が目的に對する一個の手段たるに止まることを忘れたるかと思はるゝ程の金額を注入して其完美に誇りたるまでは良いが、一旦不況期に入つて資金難を嘆ずるとき是を資金化するに困難を感じ、此白く塗りたる墓の下に自己の事業を埋葬し去らんとする危険に瀕するに至れりといふが如き事例は世間に決して少からぬのである。然れば此疾患は治療に最も困難なる厄病中の厄病なりとして企業家の常に肝に銘じて戒慎せねばなら

ぬものたるのである。

第五の疾患たる資本金の過少は、所謂有爲なる企業家の場合に最も多く見受くる所のものであつて、是等の企業家は僅少なる自己資本の上に不相當に大なる營業を築き上げ、因つて生ぜる資金の缺乏は銀行其他の債権者より融通し來つて其時々を糊塗するの常であるが、而して、總てが順潮に棹すが如き場合には、不相當に大なる重荷を載せたる小舟の如き彼の事業も無事安泰に進み行くのであるが、一旦不況の逆風吹捲くときは、忽ち行路難に遭遇して容易に顛覆し破産し去るを常態とするのである。畢竟才氣に任せて狭小なる地盤の上に餘りにも飛躍するが故に、終には然らざるを得ぬ約束にありと謂ふべきものであるから、經營の局に當る者は此點も亦た深く心に銘記して常に地盤の強固に向つて努力することを必要とするのである。

企業の經營上に見る普通有り勝ちの缺陷は以上説く所の如くなりとして、次に是等の缺點を検知するには如何なる方法を用ふ可きであらうか。

第一の純益の過少に就ては、純益の高と株主勘定總額との比率を求めて、是を一流有價證券の利廻りと比較して之を知る外他に途なきことは、ギルマン氏の前の説明より推して直ちに之を察し得るのであるが、第二の販賣資産の過大以下四つの通弊を検知する其方法に就ては、ギルマン氏は順次に以下に述ぶるが如き説明を試むるのである。

即ち販賣資産の過大に就ては、販賣資産の高と賣上高との間に密接不可分の關係あることは謂ふまでもない所であつて、賣上高が多大なれば多大なる程販賣資産も亦た常に豊富に用意せられて居らねばならぬ道理であるから、今此關係を利用することとして、賣上高を販賣資産の高で割り其比率如何を見るときは、販賣資産が果して過大に失し居

るか否かを測知する一方法となし得るであらう。而して此際決算日に於ける販賣資産現在高に依らずして其平均高に依ることを得とすれば最も理想的であるが、此は實際には容易に確め得ぬ所であるから、普通の場合には決算日に於ける現在高に依り、大體の比率を測定して満足するの外はないのである。而して是に依つて算出せらるゝ比率が低き時は、其は販賣資産が過大に失せる證據であると一應は推定せらるゝのであるが、併し其は除數たる販賣資産が過大なるためではなくして實は被除數たる賣上高が低きに失する爲めなることも勿論あり得るのである。其所で其果して然ることなきや否やを確めんがため、更に他の比率を此所に採用し來るのであつて、流動負債を以て流動資産を除したる所謂流動比率と「酸性試験率」と呼ばるゝ「現金比率」との二つは即ち是れなのである。即ち此際、流動負債を以て即金資産を除して得る彼の現金比率が非常に低く、同じく流動負債を以て流動資産を除したる彼の流動比率が普通以上に高しとすれば、其は被除數中に販賣資産たる商品其他が加はるときに比率は普通以上に高くなり、加はらざるときに比率は非常に低くなるといふことを語るものに外ならぬから、此は販賣資産が過大に失せることを立證するものであつて、前の賣上高と販賣資産の現存高との比率、即ち商品其他の回轉率より推定せる斷案は誤りでなかつたといふが如くに結論するのである。約言すれば此場合には一方に於て賣上高と販賣資産手許現在高との比率を採り、他方に於て流動比率と現金比率とを参考に採り、彼と此とを照し合せて手持品其他の販賣資産が過大に失するや否やの判斷を其間に下すのであると説き、此場合に限りて三つの比率を用ひて居るのである。

受取諸勘定の過大に就ては——受取諸勘定も亦た商品其他の販賣資産の賣却に關聯して生ずるものに外ならぬから、兩者間の關係を比率に依つて顯はし得ることは勿論であらう。其所で受取諸勘定が過大に失するか否かを檢知するに

は、先づ第一に賣上高と受取諸勘定との比率を見るべきであつて、此比率が一〇〇%なるときは賣上高全部が受取諸勘定の形に變化したることを示し、二〇〇%なるときは賣上高の半額が受取諸勘定に轉化したることを示す等である。故に此比率の示すパーセントが過小なるときは其は受取諸勘定が過大に失せることを示すと解すべきであるが、此場合に於ても受取諸勘定は平常に比較して特に多しといひ得ないが、賣上高が普通以下に下れる爲め比率は過小となつて表はるといふが如きこともあり得るから、次には是を確むる爲め、現金比率を此所に借用し來るのであつて、前の比率が低き場合に此比率が高きときは、其は受取諸勘定過大の證據なりと爲し得るのである。而して其理由は、多數の企業に於ては即金資産は主として受取諸勘定より成るを常とするものであるから、受取諸勘定が多ければ此現金比率は大となり、受取諸勘定が少ければ此現金比率は小となると謂ひ得るが爲めに外ならぬのである、と斯う説明するのである。

固定資産の過大に就ても、ギルマン氏は、賣上高と固定資産との間に特殊の關係あることは、商品の販賣量多ければ多い程、或は是を生産するが爲めに、或はまた是を取扱ふが爲めに、より一層大なる固定資産を必要とするといふ事實に依つて疑ふべからずであるから、賣上高と固定資産との比率を求めて之を檢査するを當然の手續となすと同時に、賣上高が固定資産の増加率よりも稍々急速に増加し行くを以て正常でもあり、望ましきことでもあると爲すべきであるから、此比率が年々増大し行く傾向を示すは有利なる兆候であり、年々減少し行くは不利なる兆候であると解すべきであると主張して居るのである。而して此比率と併用すべきもう一の比率に就ては、株主勘定總額と固定資産との比率を採用するのが世間普通の慣例であつて、此比率が年々増大し行くは固定資産の増加よりも株主勘定總額の

増加の方が迅速なることを示すものであるから有利なる徴であると解すべきである。但し是は株主勘定總額の増加が利益の結果として生ずる時に限り眞たるものであるから、若し株主勘定總額の増加が株金増加の結果なるときは假令同じく有利なりとするも、別個の結論を生むであらうと斯う説明して居るのである。

最後に資本金の過少に就ては、前に述べたる所に依つて明なるが如く、一方に於ては賣上高を、他方に於ては債務總額を標準として、是をいふものに外ならぬから、今是を檢知せんとするに當りても此二つを標準とするの外はないのである。従つて第一には賣上高に對する株主勘定總額の比率を索むべきであつて、此比率の増大は、或る程度迄は、經營者の進取的態度を表示するものとして有利に解すべきであるが、適度を失するときは、其は漸く投機的たらんとする傾向を示すものとして、反つて警戒を加へねばならぬのである。而も其が果して適度を失しつゝあるか否かは此比率自身のみにては勿論之を判定し得ぬから、第二には株主勘定總額と債務總額との比率を索めて、其が増大しつゝあるか若しくは又減少しつゝあるかを参考して之を決定するのである。而して若し此比率が増大しつゝあるときは、其は即ち諸種の形態に於ける自家資本の總額が他人より融通し來れる債務總額よりも優りつゝあることを語るものであるから、是は有利なる兆候であると解すべきであり、反對に此比率が減少しつゝあるときは、其は債務總額が自家資本の總額を凌がんとしつゝあることを示すものであるから、是は不利なる兆候であると解すべきであると、斯様にギルマン氏は説くのである。そこで今純益の過少に關するものを除き其他の場合に關するものを一表にして示すときは次の如くなるのである。

一、販賣資産が過大なるか否かを檢知するには

イ、賣上高と販賣資産との比率

ロ、流動資産と流動負債との比率

ハ、即金資産と流動負債との比率

一、受取諸勘定が過大なるか否かを検知するには

イ、賣上高と受取諸勘定との比率

ロ、即金資産と流動負債との比率

一、固定資産が過大なるか否かを検知するには

イ、賣上高と固定資産との比率

ロ、株主勘定総額と固定資産との比率

一、資本金が過少なるか否かを検知するには

イ、賣上高と株主勘定総額との比率

ロ、株主勘定総額と債務総額との比率

が併しなから是等の比率を實際に應用するに當つては

一、以上述べたる企業經營上に生ずる疾患は、何れも其輕重の度を等しくするものではなくして、其性質上、比較的輕症に屬するものあり、重症に屬するものありといふ次第であるから、其相違を克く心得て置かなくてはならぬ。

——勿論、其一が他の幾倍に當るかといふが如くに其度合を測定することは、到底爲し得ぬ所であるが、固定資産

の過大が手持品の過大若くは受取諸勘定の過大よりも重大なる疾患に屬することは、常識上疑ひなき所であらう。

何となれば、手持品又は受取諸勘定の過大は、一度其兆候が発見せらるゝときは、一方に於て新規の仕入又は掛賣を手控へると共に、他方に於て手持品の處分または掛賣代金の取立を急ぐときは、比較的短時日の間に是が恢復を策り得るのであるが、固定資産の過大は爾く容易に是を療し得ぬのであつて、此事實は、土地、店舗、工場、機械の如きを分割して隨意に賣却し得ぬことを思へば、何人にも直ちに明白となるであらう。或は極端なる場合に就ていへば、是等の固定資産も時に實際に賣却せらるゝことある其反對に、商品其他の如き販賣資産も其大部分が流行遅れ品の如きより成るときは、實際に是を賣却すること困難、不可能なることを見るのであるが、斯の如きは勿論例外であつて、通例ではないから、此を以て彼の理を覆すことは出来ないのである。資本金の過少も亦た重症の部類に入るべきであつて、小企業の場合には、特に然りといはなくてはならぬのである。蓋し大企業の場合には、増資の斷行も比較的容易に之を爲し得るのであるが、小企業の場合には、市場に出でて資本家の投資を誘致することは實際に困難であり、狭き知人の間に就て辛うじて之を索むるの外他に策がないからである。即ち要約して之をいへば、販賣資産の過大と受取諸勘定の過大とは、疾患は疾患に相違ないのであるが比較的輕症に屬し、固定資産の過大と資本金の過少とは比較的重症に屬すると知るべきであつて、是は比率分析に入る前に、吾々に於て必ず承知し置かねばならぬ所たるのである。

一、比率は何れも連続三四箇年間に互るものを並べて其趨勢を見なくてはならぬ。——其時限りの比率だけでは殆んど何の意味をも爲さないが、前數箇年のものと比較するときは其所に「動き」が表はれて良き方面に推移しつゝあ

るか、若くはまた好ましからざる方面に轉じつゝあるかを知ることを得て最大の意味を有するに至るからである。
 一、企業の種類が異れば其特色も亦た相違するものであるから、一方に良好なる比率も他方には不良となることありと心得なくてはならぬ、——製作工程が複雑であつて而も長き期間を必要とする企業の販賣資産の回轉率が、工程が簡單であつて、期間も亦た長きことを必要とせぬ、企業の販賣資産回轉率よりも比較的に低きを常とすることありとするも必ずしも不利とのみ斷じ得ぬであらう。

一、企業が如何なる販賣政策を採用するかを明かにすることも亦た極めて大切であると知らなくてはならぬ、——仲介人相手に取引して迅速に代金の回収を策するものと、小賣商相手に取引して自ら配給の任に當るものとは、同種の企業にありても、販賣資産の回轉率及び受取諸勘定の回轉率を異にすべき道理であつて、是等が前者の場合に比較的高く、後者の場合に比較的低いとするも、其は必ずしも不可思議ではないであらう。

といふ四つの點に注意して比率分析より下す推論が實際に疎き空論となり了らざる様にと吾々を警めて居るのである。蓋し適切なる警告として深く心に銘記して置かねばならぬことであるが、今是等の警告の下にギルマン氏自身の掲げたる例を借用し來つて、此二比率交叉法の運用を示すであらうとして、先づ其貸借對照表を掲ぐれば次の如くである。

某製造會社比較貸借對照表

借方	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
現金	四、六五二	一三、三七一	七、一九〇	一〇、五一二
受取諸勘定	一四、四六八	八、二一七	五、六二九	五、八五七

貸方	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
即金資産合計	一九、一一〇	二一、五八八	一二、八一九	一六、三六九
手持品	一七、五五六	二〇、六〇七	二八、〇七七	二二、二一〇
流動資産合計	三六、六七六	四二、一九五	四〇、八九六	三八、五七九
固定資産(減價消却差引済)	一七、九二二	二五、七〇七	三六、一六三	三七、二九〇
前拂諸経費	七六	二一三	二、五四五	二、四五九
資産總額	五四、六七四	六八、一一五	七九、六〇四	七八、三二八
支拂手形(商業)	一、〇〇〇	—	三、〇〇〇	一、〇〇〇
支拂手形銀行	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇
買掛金	七、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇
未拂配當金	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
添増債務	一二八	六九〇	三三七	二四八
流動負債合計	一四、一二八	八、六九〇	一六、三三七	一〇、二四八
株	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
積立金(*は缺損金)	*九、四五四	九、四二五	一三、二六七	一八、〇八〇
株主勘定總額	四〇、五四六	五九、四二五	六三、二六七	六八、〇八〇
負債總額	五四、六七四	六八、一一五	七九、六〇四	七八、三二八
賣上高	五二、〇八八	六六、三八三	九〇、六五二	九六、六九一

そこで以上の数字より前述八個の比率を算出すると

現金比率は

第一年度	$19,120 + 14,128 = 135\%$
第二年度	$21,538 + 8,690 = 248\%$
第三年度	$12,819 + 16,337 = 78\%$
第四年度	$16,368 + 10,248 = 160\%$

となるのであるが、此は第一年度に於ては流動負債金額一圓也に對して即金資産の形にて一圓三十五錢の用意あること、第二年度に於ては同じく二圓四十八錢の用意あること、第三年度には甚しく減少して僅かに七十八錢の用意しかなきこと、第四年度に於ては再び舊に復して一圓六十錢の用意あること等を示すものであることは今や贅言を要せぬ所であらう。

次に流動比率は

第一年度	$36,676 + 14,128 = 260\%$
第二年度	$42,195 + 8,690 = 486\%$
第三年度	$40,896 + 16,337 = 250\%$
第四年度	$38,579 + 10,248 = 376\%$

賣上高に對する受取諸勘定の比率は

第一年度	$52,088 + 14,468 = 360\%$
第二年度	$66,383 + 8,217 = 1,616\%$
第三年度	$90,652 + 5,629 = 1,616\%$
第四年度	$96,691 + 5,857 = 1,651\%$

賣上高に對する販賣資産の比率は

第一年度	$52,088 + 17,556 = 297\%$
第二年度	$66,383 + 20,607 = 322\%$
第三年度	$90,652 + 28,077 = 323\%$
第四年度	$96,691 + 22,210 = 435\%$

賣上高に對する株主諸勘定の比率は

第一年度	$52,088 + 40,546 = 128\%$
第二年度	$66,383 + 59,425 = 112\%$
第三年度	$90,652 + 63,267 = 143\%$
第四年度	$96,691 + 68,080 = 142\%$

株主勘定總額に對する固定資産の比率は

第一年度	$40,546 + 17,922 = 226\%$
------	---------------------------

第二年度 $59,425 + 25,707 = 231\%$
 第三年度 $63,267 + 36,163 = 175\%$
 第四年度 $68,080 + 37,290 = 182\%$

株主勘定総額に對する債務総額の比率は

第一年度 $40,546 + 14,128 = 287\%$
 第二年度 $59,425 + 8,690 = 684\%$
 第三年度 $63,267 + 16,337 = 387\%$
 第四年度 $68,080 + 10,248 = 664\%$

賣上高に對する固定資産の比率は

第一年度 $52,088 + 17,922 = 291\%$
 第二年度 $66,383 + 25,707 = 258\%$
 第三年度 $90,652 + 36,163 = 251\%$
 第四年度 $96,691 + 37,290 = 259\%$

等であつて、各々の意味する所は既に述べたる通りである、因つて吾々に残されたる課題は是等の比率から當該企業
 が既に述べたるが如き經營上の疾患に犯され居るか否かを判断することだけであるが、第一の販賣資産過大の兆候を
 示すか否かは先づ第一に賣上高と販賣資産との比率に徴して之を判断する約束であるから、今其を振り返つて見ると、

第一年度 二九七% 第二年度 三二二% 第三年度 三二二% 第四年度 四三五%

であつて販賣資産の回轉率が次第に良好になりつゝあることを示すから、然る限りに於ては販賣資産過大の患は先づ
 以てなしと謂ひ得るのである。が併し此際參考に供せらるべき現金比率と流動比率とは如何になつて居るであらうか、
 現金比率は

第一年度 一三五% 第二年度 二四八% 第三年度 七八% 第四年度 一六〇%

であつて、第一年度の一三五を一〇〇として他の年度との割合を見ると、次の如くなる。

第一年度 $\frac{135}{135} = 100\%$
 第二年度 $\frac{248}{155} = 184\%$
 第三年度 $\frac{78}{135} = 58\%$
 第四年度 $\frac{160}{135} = 119\%$

次に流動比率は

第一年度 二六〇% 第二年度 四八六% 第三年度 二五〇% 第四年度 三七六%

であつて、是も第一年度の二六〇を一〇〇として他の年度との割合を見ると、次に示すが如く、

第一年度 $\frac{260}{260} = 100\%$

第二年度	$\frac{486}{260} = 188\%$
第三年度	$\frac{250}{260} = 97\%$
第四年度	$\frac{376}{260} = 145\%$

となるから、二つの比率の動き方を比較すると、流動比率の方が少しく急速に増加しつゝあることを示すと謂ひ得るのである。而して其原因は、流動比率の場合に被除数の中に加はる販賣資産の額が少しく急速に増加するが爲めであると稱し得ることは前に述べたるが如くである。従つて此場合に於ては販賣資産は稍々急速に増加しつゝありといふことになるのであるが、併し其程度は特に警戒を必要とする程のものでないと同時に、回轉率の増加も是に伴うて居るのであるから、結局販賣資産過大の兆候は未だ之を認むることを得ずというて差支ないであらう。

第二に検査することを必要とするは、受取諸勘定が過大に失することなきやといふことであるが、此問題を解決する第一の比率は賣上高と受取諸勘定との比率であるから、其を辿つて見ると、前に計算し置きたるが如く、

第一年度	三六〇%	第二年度	八〇八%	第三年度	一、六一〇%	第四年度	一、六五一%
------	------	------	------	------	--------	------	--------

であつて向上の一路を辿る一方であるから、受取諸勘定過大の懼は毫も之れなしと謂ひ得る他の一方に於て、彼の現金比率も

第一年度	一三五%	第二年度	二四八%	第三年度	七八%	第四年度	一六〇%
------	------	------	------	------	-----	------	------

であつて、特に著しく増加しつゝありとはいひ得ぬから、前の結論は此點からも支持せらるゝを見るのである。

第三に診断することを必要とするは、固定資産過大の患なきや否やであるが、賣上高に對する固定資産の比率に之を徴して見ると、其は

第一年度	二九一%	第二年度	二五八%	第三年度	二五一%	第四年度	二五九%
------	------	------	------	------	------	------	------

であつて、第三年度まで連續下降し、第四年度に至りて辛うじて恢復の兆を示すのみであるから、此所には固定資産過大の懼なきにしもあらずと謂はねばならぬのである。そこで此場合に參考すべき他の比率たる、株主勘定總額に對する固定資産の比率が如何なる傾向にあるかを踪ねて見ると、其は

第一年度	二二六%	第二年度	二三一%	第三年度	一七五%	第四年度	一八二%
------	------	------	------	------	------	------	------

であつて、第一年度に於ては株主の出資額二四二六錢中の一圓也が、第二年度に於ては二四三十一錢中の一圓也が、第三年度に於ては一四七十五錢中の一圓也が、第四年度に於ては一四八十二錢中の一圓也が固定資産に投下せられ居る計算となることを示すから、他方より之をいへば第一年度に於ては株主勘定總額の四割四分強が、第二年度に於ては四割三分強が固定資産の形に投下せられたるに反し、第三年度に於ては五割七分強が、第四年度に於ては五割五分強が是に投下せられたることを示すから、此場合に於ては固定資産過大の傾向を有すと謂はねばならぬのであつて、彼此二つの比率は正に同一方向を指すと斷じ得るのである。但し第四年度に於て改善の傾向を示すことも亦た兩者に共通であつて、此は經營者が此弱點除去に熱心ならんとする其結果と解し得るが如くであるから、今後の傾向を凝視する必要があるが、今直ちに悲觀的結論を下すの必要はないと斯う謂ひ得るであらう。

最後に資本過少の憂なきか否かを検査すると、此企業の賣上高に對する株主勘定總額の比率は

第一年度 一二八% 第二年度 一一二% 第三年度 一四三% 第四年度 一四二%
 であつて、比率が年々高まり行くを見ると共に、其程度は決して急激に過ぐといふが如きものではないから、此は經營者が相當活潑なる動きを見せつゝも、資本過少の程度にまでは進撃し居らざることを語るものであると謂ひ得るであらう。そこで今他方に於て株主勘定總額に對する債務總額の比率をとつて見ると、其は
 第一年度 二八七% 第二年度 六八四% 第三年度 三八七% 第四年度 六六四%
 であつて漸次に増加して居るから、此點からも資本過少の患なしと謂ひ得るのであつて、従つて此點に關する結論は全く安心と謂ふの外はないのである。
 そこで以上を要約して此企業に對する批判を下せば、固定資産過大の患に對しては多少警戒を加へなくてはならぬが、其他の點に對しては今の所憂ふべき暗影を見ずと、斯ういふことになるのである。

第二款 數比率交叉法

數比率交叉法とは、ギルマン氏の比率法に對して、シュルター氏の比率法を區別せんが爲め、吾々の恣に附したる名稱であつて、其理由はシュルター氏が企業の信用能力調査の爲めに必要な若干の問題を掲げ、是等の問題の各に答へんが爲めには、是に直接間接に關係ある數個の比率を集め來つて四方八方より之を照らし、因つて謂はゞ立體寫眞的に其真相を映し出さなくてはならぬと爲し、ギルマン氏の如く二個の比率を謂はゞ合鏡的に用ふるを以て満足せぬから、此と對比するには斯く稱するを可とするであらうといふに在るのである。然れば是も亦た畢竟シュルター

氏の比率法の假名に過ぎずとして、次に其方法の紹介を試むるであらう。

却說シュルター氏は、企業の信用能力を調査せんが爲めには、吾々は次の五つの點を明かにすることを必要とする
 と謂ふのである。

- 第一 企業は其資本を如何なる方面より如何なる割合にて調達しつゝあるか
- 第二 是等の資本は如何なる方面に如何なる割合にて投下運用せられつゝあるか
- 第三 企業の有する運轉資本額は十分なりと謂ひ得るか否か、及び其運轉資本は如何に運用せられつゝあるか
- 第四 企業の資本は如何許り有利に運用せられつゝあるか、其將來は果して有望なりと謂ひ得るか否か
- 第五 企業の規模擴張は其實上高と比較して不釣合に失することなきか否か、及び其規模擴張は企業の現在並びに
 近き將來に於ける運轉資本額を多少共に枯渴せしむるが如き結果とならざるか否か
 即ち何れも企業の信用能力を測定するに當りて聊も忽にすべからざる要件たるのであるが、第一の要件は
 1 企業主が或は元入資本金の形にて、或は積立金の形にて、企業に投下支出しつゝある金額と、借入金其他の形にて他より調達しつゝある金額とが如何なる割合を示しつゝあるか
 2 積立金は企業主の出資總額中にありて如何なる割合を占めつゝあるか
 3 流動負債は債務總額の中にありて、其幾割に該當するか
 4 流動負債は、企業主の出資總額に對比して其幾許割合に當るか
 等に徴して略々之を察知し得るのである。故に此要件の爲めに採用すべき比率は

- (1) 株主勘定総額（即ち企業主の出資総額）と債務総額との比率
 - (2) 積立金と株主勘定総額との比率
 - (3) 流動負債と債務総額との比率
 - (4) 流動負債と株主勘定総額との比率
- の四つなりと謂ひ得るであらう。

次に第二の要件は

- (1) 企業は其調達し來れる資本總額を、如何なる割合にて設備資産、流動資産其他の資産の上に投下運用しつゝあるか

- (2) 企業主の出資總額中の幾許が固定資産の上に投下せられ、幾許が流動資産の形をとりつゝあるか
 - (3) 固定負債中の幾許が固定資産の上に投下支出せられつゝあるか
- 等に依りて之を窺知し得るものであるから、是が爲めに採用す可き比率は

- (1) 設備資産と資本總額との比率
- (2) 流動資産と資本總額との比率
- (3) 其他の資産と資本總額との比率
- (4) 株主勘定総額と固定資産との比率
- (5) 固定負債と固定資産との比率

(6) 流動資産と株主勘定総額との比率
の六つであるであらう。

(註) シュルター氏は「其他の資産」中に、吾々の所謂「投資」を加算して居るから、此點注意を必要とする可し。

第三の要件は、

- (1) 流動負債に對し幾許の流動資産の存するものあるか
 - (2) 運轉資産は設備資産に對して如何なる割合を占めつゝあるか
 - (3) 流動資産全體の回轉率、並びに流動資産の重要部分を形づくる受取諸勘定、商品等の回轉率等は、夫れ／＼に如何なる状態にあるか
 - (4) 運轉資本を、不斷に且つ十分に、供給するが爲めに、如何なる統制が行はれつゝあるか
- 等に依存するものであるから、採用す可き比率は

- (1) 流動比率
- (2) 運轉資産と設備資産との比率
- (3) 純賣上高と流動資産との比率
- (4) 純賣上高と受取諸勘定との比率
- (5) 純賣上高と販賣資産との比率
- (6) 販賣資産と受取諸勘定との比率

の六つであると稱して差支へないであらう。

第四の要件は、

- (1) 企業は企業主の出資総額に對して何割の利益を擧げつゝあるか
 - (2) 固定資産の利用は販賣資産に對比して十分なりと謂ひ得るか否か
 - (3) 企業の販賣能力は何等間然する所なきものであるか否か
- 等に依存するものであるから、是に對しては

- (1) 純益と株主勘定總額との比率
 - (2) 販賣資産と設備資産との比率
 - (3) 純賣上高と流動資産との比率
- の三つを參酌すれば可なりと謂ひ得るであらう。但し製造工業の場合には右の(2)の代りに

A 原料及び貯藏品と設備資産との比率

B 製品及び半製品と設備資産との比率

の二つを用ゐて、(A) 原料及び貯藏品は如何許り過不足する所なく用意せられつゝありと謂ひ得るか。(B) 設備資産は如何許り集約的に用ゐられつゝありと謂ひ得るか、等の詳細を窺知するを一層可なりとするは勿論であるであらう。

最後に第五の要件は、

- (1) 固定資産の擴張は賣上高の正常的發達に比較して釣合を失するが如きことなきか否か。

- (2) 擴張の爲めに必要な費用は如何なる資源より支出せられつゝあるか
 - (3) 固定資産の擴張は運轉資産の逼迫を齎らすが如きことなきか否か
- 等に依存するものであるから、此要件に對しては

- (1) 正常賣上高と設備資産との比率
- (2) 株主勘定總額と債務總額との比率
- (3) 積立金と株主勘定總額との比率
- (4) 流動負債と固定負債との比率
- (5) 純益と株主勘定總額との比率
- (6) 流動比率
- (7) 運轉資産と固定資産との比率

等を採用し、是等各々の比率が投する所の光明を彼此對照して判斷しなくてはならぬと主張するのである。

が併しながら、是等の比率を實際に施して何等かの結論を得んが爲めには如何に之を運用すべきであらうか。此間に對するシュルター氏の答は、之を要約すれば、一方に於て各々の比率の意味と其趨勢とを確め、他方に於て是等を所要の目的に集合し、総合的に判斷し行くときは略、正鵠に近き結論を得るであらうといふに在るのであつて、其詳細は大要下に述ぶるが如くである。

即ち第一の資本調達の方法に關しては、例へば(1)に掲げたる株主勘定總額と債務總額との比率は、企業主の出資總

額が債務総額に對して占むる割合を示すものであつて、其が減少しつゝあるときは、債務総額が相對的に増大しつゝあることを語り、其が増大しつゝあるときは、反對に企業主の出資総額が相對的に増加しつゝあることを語るものであるから、企業の信用能力は、前の場合には減退しつゝあり、後の場合には増進しつゝありと解して差支ないであらう。そこで今此比率が減少しつゝある其傍に於て、積立金と株主勘定總額との比率が同じく減少しつゝありとすれば、其は此比率が増大しつゝある場合よりも、一層企業の信用能力が薄弱に瀕しつゝあることを告ぐるものと解さなくてはならぬであらう。蓋し積立金と株主勘定總額との比率が増大しつゝあるか、若くは減少しつゝあるかは、企業主が積立金の形にて其出資總額を増加しつゝあるか否かを示すものであつて、企業の信用能力は其何れなるかに従つて、或は上昇し或は下降するものであるのに、右の場合に於ては此比率も亦た減少しつゝあると假定せらるゝからである。別言すれば、右の場合に於て積立金と株主勘定總額との比率が増大しつゝありとすれば、其は企業の信用能力に良好なる光明を投ずるものであるから、假令企業が比較的多大の債務總額を有しつゝありとするも、其限りに於ては企業に良好なる印象を附與するものと謂ひ得るに、事實は正に其反對なりと假定せらるゝからである。

却説更に右二つの比率が減少しつゝある其一方に於て、流動負債と債務總額との比率が増大しつゝありとすれば、此は如何なる判斷を招來するであらうか。流動負債と債務總額との比率の増大は、流動負債が債務總額の中に在つて占むる割合の増大を語るものに外ならぬから、是はさらぬだに薄弱なる企業の信用能力を更に一層薄弱ならしむるに役立つものと謂はざるを得ぬであらう。

最後に以上の外更に、流動負債と株主勘定總額との比率も亦た増大しつゝありたりとすれば、企業の信用能力に對する信頼は愈々益々薄弱の度を加ふるものと謂はねばならぬであらう。蓋し此比率の増大は、流動負債の額が株主勘定總額よりも一層迅速に増加しつゝあることを示すものであるからである。

以上の假定を逆にして、前述四つの比率が何れも右と正反對の傾向を示したりとすれば、其は結局企業の信用能力が資本調達の一歩よりしては、非常に良好なる状態に在るを語るものと判斷して差支ないのである。

併しながら是等四つの比率が、總て一様に信用能力の良不良を指すが如き場合は比較的簡單であつて、之を解することは、さまで困難ならずと謂ひ得るのであるが、若し是等の比率の或ものは一方に或ものは他方に指すといふが如き場合には、其何れに幾許の重要を附して最後の斷案を抽出し來るべきであるかといふ一個の難問題を生ずるのであつて、是が解答は決して容易な事ではないのである。即ち吾々は此所に至つて眞個の問題に行き當つたといふべきであるが、併し此場合に於ても其時々之の實情を克く慮つて慎重に判斷し行くとときは、實際に有用なる結論に到達すること必ずしも不可能ではないのである。即ち例へば株主勘定總額と債務總額との比率が小なるが上に逐次減退し行く其一方に於て、積立金と株主勘定總額との比率が大なるが上に次第に上昇を示すことありとすれば其指示するところは之を知るに難からずといふ可きであらう。何となれば其は企業主たる株主が以前より多くの積立金を設置するにも拘らず、爲めに生ずる株主勘定總額の増加は他方に於て生ずる債務總額の増加に及ばずして、比較的には愈々益々劣勢となり行くといふ事實を語るものに外ならぬからである。が然る間に流動負債と債務總額との比率が漸次に減少しつゝあることを明かにし得たりとすれば、其は企業の信用能力を前よりも一層有利に判斷せしむることとなるであらう。何となれば此比率の減少は流動負債に比して固定負債が増加しつゝあることを示すものであるから短期間

内に返済を必要とする金額に重きを置く商業信用の點よりいへば、兎にも角にも良好なる傾向を有すと稱し得るからである。而して此際更に株主勘定総額と流動負債との比率が増加したりとすれば、其は流動負債が以前よりも比較的減少しつゝあることを示すものであるから、企業の信用能力は株主勘定総額に對比して債務総額が増大しつゝあるにも拘らず愈々益々有利に判断し得らるゝであらう。

次に第二の資本運用の巧拙を判断する場合に就て、關係比率を如何に應用すべきかを示すこととして、最初に先づ或る企業の資本總額が固定資産、流動資産及び其他の資産の上に、次の如く投下せられたりと假定する。

	資本總額		固定資産		流動資産		其他の資産	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
第一年	一四、一一二	一〇〇	七、〇〇八	四九、五	五、二九六	三、七五	一、八〇八	一二、八
第二年	一五、〇〇五	一〇〇	六、七六五	四一、一	六、五五八	四三、七	一、六八二	一一、二

然るときは、該企業は第一年度に於ては資本總額の四九、五%を固定資産に、三七、五%を流動資産に、而して約一二、八%を其他の資産に投下しつゝありたるに、第二年度に於ては固定資産への投下は八、四%を減じ、流動資産への投下は六、二%を増加し、其他の資産への投下は一、六%を減じたることを明かであるから、是は企業の信用能力が有利なる方向に趨きつゝあるを現すものと謂ひ得るであらう。蓋し此變化は企業が固定資産及び其他の資産の上に投下しつゝある資本の相對量を減じて、其運轉資本の量を増加しつゝあることを告ぐるものに外ならぬからであるが、此際更

に株主勘定總額と固定資産との比率は一二二%より一三三%に、固定負債と固定資産との比率は五三%より五六%に、流動資産と株主勘定總額との比率は六二%より七三%に何れも増大したりと假定し、是を前記の結論に附け加へて考ふるときは企業の信用能力に對する判定は、然る限りに於ては愈々益々有利となるであらう。何となれば是等の比率は夫れ／＼に企業主の出資總額は是を以て固定資産全部を調達し來ると假定するも而も猶ほ綽々として前よりも一層餘裕あるに至りたること、固定負債は固定資産のより大なる部分の上に投下し得るに至りたること、及び企業の流動資産は企業主の出資總額に對比して愈々益々其割合を増大しつゝあること等を語る其上に、斯の如き結果を生ずる其主たる原因は、固定資産及び其他の資産の上に投下し置かれたる資本が謂はゞ解放せられて流動資産の内に加はるに至りたるが爲めなること、等を推知し得るからである。

却説併しながら此際更に前に述べたる資本調達の巧拙を測る各比率を求めて、もう一度彼此照合するときには、企業の信用能力に對する判断は一層正確の度を増す可きこと勿論であつて、其結果は、既に得られたる判定を、或は強め、或は覆すこととなるは、謂ふまでもないであらう。

次に一例を設けて斯の如き場合の説明に資するとして前記の資本總額は夫れ／＼に次の如き内譯より成るとする。

	第一年	第二年
株主勘定總額	八、四六七	九、〇〇三
固定負債	三、七六三	三、七六三
	(積立金二、一一七)	(積立金二、六五三)

流動負債	一、八八二	二、二三九
計	一四、一一二	一五、〇〇五

然るときは

株主勘定総額と負債総額との比率	第一年 一五〇%	第二年 一五〇%
積立金と株主勘定総額との比率	二五	二九
流動負債と債務総額との比率	三三	三七

となると同時に、

- (一) 株主勘定総額の増加五百三十六圓也は、同額だけ積立金が増加したる結果に外ならざること
 - (二) 流動負債の増加は、流動資産を増加するが爲めに惹起せられたるものに外ならざること
 - (三) 流動資産の増加率は株主勘定総額の増加率よりも大なること
 - (四) 株主勘定総額の増加率は債務総額の増加率と同一なること
- といふ事實が明かとなるから、是等を前記の資本運用の方法に結び付けて考ふるときは、企業の信用能力は第二年度に於て増加したりといふ結論に到達するを見るであらう。蓋し
- (一) 株主勘定総額の増加率は債務総額の増加率と同一歩調を保つ
 - (二) 株主勘定総額の増加は積立金の増加に基く
 - (三) 流動負債は債務総額の三割七分に達するのみにて未だ多しといふべからず

- (四) 株主勘定総額は流動負債を償うて十分に餘あり
- (五) 固定資産が資本を吸収しつゝある割合は他の資産よりも比較的少なく、流動資産の吸収しつゝある割合は比較的に多しといふことを得

- (六) 株主勘定総額の固定資産に対する割合は増加しつゝあり
- (七) 固定負債は固定資産が減少したるが爲め其割合は増大したれども未だ不當に大なるが如きことなし
- (八) 株主勘定総額は資本総額の六〇%に當り、流動資産は其四三、七%に當るから、前者は後者を償うて猶ほ一六%強の餘裕ありといふことを得

といふ事實を見るからである。

第三に運轉資本の多寡と其運用の巧拙とを語るに役立つとして前に掲げたる比率を綜合して此點に關する結局の判断を下す方法も、大體紋上の方法と異らぬのであるが、筆の序で是をも此所に例示して讀者の理解に資するであらうとして、今假りに流動比率が低下したる其傍に於て運轉資産と設備資産との比率がまた低下したりとすれば、當該企業の信用能力は悪化したりと謂はねばならぬであらう。

何となれば其は企業の有する運轉資本の量が以前より減少したる其上に、其運轉資本量は設備資産に對しても或は不十分なるべき——少くとも——傾向を示すからである。が併しながら此際更に純賣上高と流動資産との比率を檢査したるに是は上昇したりとすれば、企業の信用能力は一概に薄弱となれりと斷定することを得ぬであらう。何となれば此回轉率の上昇は商況の活潑を示すものであつて、然る限りに於ては小なる流動資産が以前のより、大なる流動資産

に劣らざる働きをなしつゝありと推斷し得らるゝからである。但し此推論は前記二つの比率の下降程度が、此回轉率の上昇程度を超えざる限りに於て主張し得るものであるから、實際の事實が之に反する場合及び此回轉率も亦た下降せりといふが如き場合は、全く別であつて、斯の如き場合の結論が全然正反對となるは謂ふまでもないことであらう。遮莫、短期を原則とする商業信用の立場からは、流動資産の回轉率を明かにするを以て満足せず、更に進んで受取諸勘定の回轉率、販賣資産の回轉率、及び販賣資産と受取諸勘定との比率等を明かにして之を補ふことこそ望ましかれと謂ふ可きであるから、次に此點をも考慮に加へて説明するとして、前述の純賣上高と流動資産との比率が上昇したる場合に、販賣資産と受取諸勘定との比率は下降し、純賣上高と受取諸勘定との比率は上昇したりと假定すれば、是は企業の信用能力を愈々益々有利に判斷せしむることとなるであらう。蓋し前の比率が下降したるは、販賣資産に比較して受取諸勘定が増加したることを示すものであること勿論であるが、受取諸勘定は販賣資産よりも一步現金に近き丈け、商業信用の立場からは一層有利と見做され得る、其一方に於て、後の比率が上昇したるは、此有利なる受取諸勘定が一層迅速に回轉すること、換言すればより速かに現金化しつゝあることを告ぐるからである。若し之に反して販賣資産と受取諸勘定の比率が上昇し、純賣上高と販賣資産との比率が下降したりとすれば、此は販賣資産が受取諸勘定よりも一層大なる割合を占めて、而も遅緩なる回轉をなすものなることを語るものであるから、此場合には以前よりも一層不利なりと謂ふことになるのである。

第四の企業の収益性を測定する四つの比率を彼此照應して之より結論を得る其方法は、例を擧げて説明すれば略、次の如くである。即ち是等四つの比率が夫れゝに

	第一年	第二年	第三年
純益と株主勘定總額との比率	二五%	一二%	一八%
原料と設備資産との比率	二〇	三六	三〇
製品及び半製品と設備資産との比率	三〇	五〇	三五
純賣上高と流動資産との比率	三七〇	二四〇	二六〇
純賣上高	一一五、〇〇	八七、〇〇	九五、〇〇

であると假定するときは、是等よりして

- (一) 純益と株主勘定總額との比率は第二年度に於て著しく低下し、面白からぬ傾向を現はしたのであるが、第三年度に於ては形勢少しく挽回したることを示す。故に將來の見込は此趨勢が持續するか否かに依る。
- (二) 原料と設備資産との比率は、原料の棚卸高が収益の多かりし第一年度には低かりしも、賣上高の減少したる第二年度に於ては過多となりたることを示す。併し第三年度に於ては賣上高の恢復と共に其弊を免れつゝあることを示す。但し實際に於ては原料の取得原價が現在の時價と甚しく相違する所なきか否かも、將來の収益力を決定する上に重大なる關係を有すと知らなくてはならぬ。
- (三) 製品及び半製品と設備資産との比率は、第二年度に於て甚しき滞貨の生じたることを示すも、第三年度に於ては其状態が可なり改善しつゝあることを示す。
- (四) 純賣上高と流動資産との比率も亦た第二年度に於て企業の販賣能力が著しく低落したることを示すも、第三年

度に於ては再び恢復の途上にあることを語る。

といふ四つの傾向を明かにし得るから、是等より推して、企業の収益力は、此趨勢を以て推移する限り、漸次良好となると斯う結論し行くのであつて、此は理の最も見易きものたるであらう。

最後に第五の企業の規模擴張が果して當を得て居るか否かを判断するには、既に掲げたる是が爲めの比率を、例へば次の如くに参看し綜合するのである。即ち

正常賣上高と固定資産との比率が

第一年度	四六七
第二年度	四一四
第三年度	三五三
第四年度	三六四
第五年度	三二〇

といふが如くに漸次下降したりとすれば、其は企業が正常賣上高の増加よりも、より著しく固定資産の擴張を斷行したる證據であるが、是が當否は、商業信用の立場より見れば、一面に於ては是等の擴張が企業主の出資によりて主として賄はれたるか、若しくは他よりの借入金特に短期債務に依りて賄はれたるかに依つて定まり、他面に於ては、是等の擴張が運轉資本の將來に如何なる影響を與ふるかに依つて定まるものであるから、次には株主勘定總額と債務總額との比率、積立金と株主勘定總額との比率、流動負債と固定負債との比率等を求めて、擴張の爲めの費用が何處に

求められたるかを明かにすることを必要とするのである。そこで今之を求めたるに、其は何れも次の如くなりと假定する。

株主勘定總額と債務總額との比率

第一年	一五七
第二年	一三三
第三年	一〇九
第四年	一五〇
第五年	一一五

積立金と株主勘定總額との比率

第一年	二七
第二年	三〇
第三年	三〇
第四年	二二
第五年	二二

流動負債と固定負債との比率

第一年	一三三
-----	-----

第二年	二〇〇%
第三年	一七五
第四年	一五〇
第五年	一二五

然るときは第一の比率は極めて明瞭に債務總額が株主勘定總額に比して著しく増加しつゝあることを語り、第三の比率は斯く増加しつゝある債務總額中において流動負債が其六割乃至七割を占めつゝあることを語ると解し得るから、是を前の結論に合せ考へて、企業は規模の擴張を主として借入金、特に流動負債に頼りて斷行しつゝあり、故に然る限りに於ては、假令第二の比率の低下を企業に有利に解するも、企業の信用能力は漸次に減少しつゝあるのであつて、また昔日の比にあらずと、斯う謂はなくてはならぬのである。却説他方に於て同じ時に於ける

純益と株主勘定總額との比率は

第一年	二五%
第二年	二七
第三年	一〇
第四年	一八
第五年	一五

流動比率は

第一年	二六〇%
第二年	二八〇
第三年	一九五
第四年	二二五
第五年	二〇〇

運轉資本と固定資産との比率は

第一年	一三五%
第二年	一四五
第三年	一一五
第四年	一二〇
第五年	一二二

であると假定すれば、吾々は第一の比率の逐年の減少は、正常賣上高に比して過度に固定資産を増加擴張したる其結果であつて、是は増加擴張が専ら企業主の出资に依りて行はれたる場合に於ても亦た避くるを得ざるものであるが、今の場合に於ては、前述の如く企業主の自家資本よりも、大なる割合に於て、借入金を此目的の爲めに利用したるが爲め、利益は其利拂の爲めに、更に割かれて一層自家資本に對する利益を減じたのであると解す可きであらう。而して此は、其自體に於て、既に企業の將來に對する豫測を不利ならしむるものであるが、第二の流動比率の漸減と、

第三の運轉資本對固定資産の減少とは、更に固定資産の過度なる擴張が企業の運轉資本に壓迫を加へつゝあるを語るものであつて、企業の信用能力は此點からも甚だ毀損せらるゝと謂はねばならぬのである。蓋し流動比率の減少は、増加する流動負債に比較して、是に對する流動資産が以前程十分に増加せざることを告ぐるものであつて、十二分の警戒を必要とする其一方に於て、運用資本と固定資産との比率の減少するは、固定資産の效力を十分に發揮せしむるが爲めに必要な運轉資本の比較的缺乏に陥らんとすることを警告するものであつて、是れまた吾々の注意を怠るべからざる所たるからである。

シュルター氏に従ひ信用能力批判の立場から經營分析を遂行する方法を説けば正に上述の如くであつて、其要旨は幸に之を悉し得たりと信ずるから、次には其實例たるものを掲げて其運用の一端を示すべきであるが、此は甚だ複雑となつて徒らに讀者の倦厭を買ふに止るであらうから、此所には之を省略して、次の標準比率の問題に急ぎ行くこととするであらう。

第八節 標準比率法

標準比率法とは、吾々の既に述べたるが如く、各種の比率に對して何れも其標準となり得べきものを求め出し、個實際の場合に於て得らるゝ各々の比率を此標準に照し合せて、其が適當なるものであるか否かを判定せんとする方法の謂ひに外ならぬのである。従つて此方法の下に於て先づ第一に問題となるは、如何にして斯の如き標準比率を索むべきかといふことであるが、此間に對して普通に與へらるゝ答の一は同種企業の代表的なるもの幾つかを選び、其示す前記諸種の比率の何れも四、五年間に互る平均を擇り、是を標準となすべしといふに在るのである。簡單なる例を假設して之を示すならば、流動比率に就て、

	第一年	第二年	第三年	第四年
A 會社	二〇〇%	一九九%	二〇九%	二〇六%
B 會社	二〇一	一九六	二〇二	二〇三
C 會社	二一九	二二三	二三八	二三一
D 會社	二〇三	一九二	二一二	一九五
平均	二〇六	二〇三	二一五	二〇八

といふ數字を集め得たりとすれば四箇年間の平均數は恰も二〇八となるから、此二〇八を以て此場合に於ける標準比率と爲すと斯う謂ふのである。而して其理由は同種企業の代表的なるもの幾つかを選擇すれば、

(第一) 營業の種類に原因する偏りを防ぎ、

(第二) に同種企業内に於ても新たに營業を開始するのみにて諸事漸く其緒に就きたるに止るもの、若くは老衰期に入りて辛うじて瀕死の床に其餘命を保ちつゝあるものと、いま方に壯年期に在りて盛に活躍しつゝあるものとの間には自ら雲泥の相違ありと謂はざるを得ぬ其相違を除き、

(第三) 一、二の特異なるものゝ存在介入に依りて多少共に歪曲せらるゝ所あらんとする其懼を除く、其上に、四、五年間に互る平均を擇ることゝすれば、

(第四) 甚しき好景氣又は不景氣の時に於ける數字を以て正常の場合に於ける數字を判斷せんとするが如き懼を全く避くることを得、

といふ數個の點に存するのである。

ブリッス氏は或は此方法に代へて同じ種類に屬する多數企業の貸借對照表を集めて、例へば其流動資産の合計額を其流動負債の合計額を以て除し、因つて得たる平均數を以て標準流動比率と爲すといふが如き方法を採用するを可とすと唱へ、米國に於ける諸種の會社——約四十種、二百四、五十社——に就て幾多の比率を計算し、是を世間の參考に供せんと試みつゝあるのである。蓋し是も亦た一法たるを失はずといふべきものであらうが、其は吾々の前に述べたる方法とは、同じ貸借對照表に之を適用するも、大に其結果を異にする所があるから、此は吾々に於て必ず注意せねばならぬ所たるのである。一例を設けて之を明かにするとせば、

會社	流動資産	流動負債	比率
甲	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二〇〇%
乙	二〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	二二二
丙	一〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二五〇
丁	五〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二七
戊	四〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二六六
合計	八九〇,〇〇〇	四一七,〇〇〇	一、一六五

といふが如き場合に於て、吾々の前に述べたる方法に依れば、標準比率たるものは五個の比率の合計一、一六五を五分したる二三三となるのであるが、ブリッス氏の方法に従ふときは、

$$890,000 \div 417,000 = 213\%$$

となり、標準比率は二一三といふことゝなるのである。即ち兩者間に大なる相違ある其一證たるのであるが、併し此相違は單に一方が二三三であり、他方が二一三であつて其間に正に二〇の差ありといふが如き、謂はゞ形式的なる相違に止まるものではなくして、實は其一つが大なる數字に引寄せられて是を有する企業の比率に接近して定るに反し、他の一つは斯の如き勢力の影響を受くること全くなしといふ點に在るのである。前の例に就て之を謂へばブリッス氏の方法に依りて得らるゝ標準比率が二一三となつて、大なる數字を有する甲なる會社の比率二〇〇に接近し、小なる數字を有する戊なる會社の比率二六六に遠ざかるは即ち是が證據に外ならぬのであつて、實にまたウォール氏をして「斯る比率は正しき標準比率たることもあれば、然らざることもあり得るのであるから、此算術的平均は標準比率としては明かに危険である」との批評を敢てするに至らしめたる原因たるのである。

加之、吾々の前に述べたる方法とブリッス氏の採用する方法との間には、根本の考へ方を異にするものが存在するのであつて、深く是を検討し行くときは前者を以て後者に優れりと爲すべき理由を發見し得るかの如くに吾々は考ふるのである。蓋し、

(一) 或る一事に就て一定の釣合ありと謂へば、其釣合なるものは是を生む絶対数の大小如何には關らざるものと解すべきであつて、例へば大人の身長と手足の長さとは兩つながら小兒のそれより大なるに相違ないのであるが、併し身長と手足の長さとの釣合と謂へば、大人のそれに就ては大なる數字と數字との間に就て之を求め、小兒のそれに就ては小なる數字と數字との間に就て之を索むるから、そこで大人の場合の釣合も小兒の場合の釣合も共に大差なくして、略ぼ相等しいと斯う謂ひ得るのであらう。従つて、

(二) 此釣合の中正なるものを求めんとすれば、其は是等釣合の間に就て之を索むべきものであつて、決して大人の身長と小兒の身長とを加へ合せたるものを一方に置き、大人の手又は足の長さ小兒の手又は足の長さを加へ合せたるものを他方に置いて、其比を算出するといふが如き方法に出づべきではないであらう。

(三) 而して既に然りとすれば、吾々當面の問題に於ても亦た當然是と同じ理法を辿るべきであつて、決してブリッス氏の試むるが如き計算方法を採るべきではない。

と、斯ういふことになるからである。即ち吾々は斯の如き理由をウォール氏の批評に添加して、ブリッス氏の計算方法を採らざらんと欲するものであるが、併し二者何れの方法を採用するにもせよ、實際に之を移して現實に標準比率を求めんとするときは、其所に幾多の困難あることを發見するのである。彼のブリッス氏が自己の標準比率を世間

に提供せんとするに當り、

(第一) 本調査は各種産業の大會社に就てのみ之を行ひたるものであるから其數字は是等産業の状態全部を代表し居らざることある可し。

(第二) 此數字は何れも公にせられたる報告書を基礎として得られたるものであるが、時には十二分に其詳細を審らかにすること能はざりしが爲め、完全なる研究を遂げざりし場合も若干無かりしにあらず。

(第三) 本調査中に加へたる大會社の多くは各種の事業を営むものであるから、其報告書を基礎として得たる數字は斯る大會社の主要事業のみを營む小會社に於ては見るを得ざる事業及び取引を含む場合も存す可し。

(第四) 是等の標準は理論上に於て説かるゝが如く完全なるものではなく實際に發表せらるゝ報告書に適用し得る最良のものたりといふに止まる。

といふ四個の制限あることを注意したるは、即ち洵に能く此間の消息を明かにするものであつて、吾々の承認せざるを得ぬ所たるのである。即ち之を約言すれば、此標準比率法は實際の上に於て幾つかの代表的會社を索むることが困難なるが爲め一般には容易に之を採用し得ぬのであつて、免れざるの數に屬すと謂ふべきであるが、銀行業者公認會計士等の如き、日常の實際に於て必要なる材料を蒐集する便宜を有する者が是を採用するとせば其は好個の指針を得る所以となるであらうと、斯様に吾々には思はるのである。

如何にして標準的比率を索む可きかといふ間に對する第三の答は、同種企業の多數の示す或る比率が如何なる點に向つて集中せんとするか、其集中點と看做し得べきものを求め出して之を其標準比率となす可しといふに在るのであ

る。例へば流動比率につき、

甲なる會社は	一〇〇%
乙なる會社は	一八〇
丙なる會社は	三〇〇
丁なる會社は	三〇五
戊なる會社は	三〇八
己なる會社は	三一二
庚なる會社は	三一五
辛なる會社は	五〇〇
壬なる會社は	八〇〇
癸なる會社は	一、〇〇〇

を示す場合ありとすれば、大多數の集中せんとする所は三〇〇%臺に在りて其集中點は三〇八%に外ならぬから、是を此場合に於ける標準比率と解すと斯ういふのである。今此方法の首唱者アレキサンダー・ウォール氏が、嘗つて食料品卸賣業の爲めに標準的流動比率を算出したる實例を擧げて、是が運用の一端を示すならば、ウォール氏は一六六個の食料品卸賣業より蒐集したる報告書に就き、一々其流動比率を計算し然る後に之を次表に示すが如くに排列し行き、其最大多數は左側より第四の欄たる二〇〇乃至二二四臺に集るを見て、此場合に於ける集中點は此欄の平均價值たる

125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400	425以上
131	152	176	200	225	251	276	306	333	360	381	409	436
134	153	177	201	226	254	281	306	334	360	381	423	446
147	158	177	201	230	254	282	307	337	362	381		455
148	160	177	201	231	254	282	315	341	363	382		516
148	160	179	202	232	254	282	316	343		383		808
149	162	183	203	235	254	283		345		395		953
	162	184	203	235	257	285						
	166	184	203	236	257	287						
	166	186	203	237	259	287						
	168	187	203	237	260	294						
	169	189	205	239	260	295						
	170	190	205	239	261	298						
	171	191	206	240	264							
	172	192	207	240	264							
	173	192	207	240	264							
	174	193	207	240	264							
		193	207	241	267							
		195	208	241	268							
		196	209	242	269							
		199	211	246	270							
		199	211	247	271							
		199	211		279							
			211		279							
			211									
			213									
			214									
			216									
			216									
			217									
			217									
			217									
			218									
			220									
			221									
			222									
			224									
			224									
6	16	22	37	21	23	12	5	6	4	6	2	6
6	22	44	81	102	125	137	142	148	152	158	160	166

平均 210

二一〇に在りとなし是を以て標準比率と爲したのである。

但しウォール氏は最大頻數比率法の嚴格なる適用は實施上の理由より自己の企つる所にあらずと爲し、其代りに此數字と、前述ブリッス氏の方法に依つて求めらるゝ算術的平均と、集め得たる數字の恰も中央に位する數字——之を中心數と稱す——との三つを採り、是等三者の平均を算出して之を自己の標準比率となして居るから、——例を擧げて之を謂はんならば、前述の二一〇なる數字と、此場合に於ける算術的平均たる二二三なる數字と、全體にて一六六個ある比率の中心數に該當する二二六なる數字との合計を求め、之を三分して二二〇なる數字を得、之を自己の標準となして居るから、此點は同氏の爲めに特に此所に明かにして置かねばならぬ所であらう。而も此所に之を指摘するは自ら又た標準比率を索むる第四の方法を述べることゝもなるから、今ウォール氏が何故斯の如き方法を採用するに至れるか其理由を尋ねると、同氏は次の如くに之を説くのである。曰く「如何なる産業に於ても其産業單位中の大なるもの（即ち大企業）の比率は當該産業の綜合財政一覽表の上に於て決定的位置を占むるものである。故に綜合財政一覽表より算出せらるゝ算術的平均は重要である。が併しながら、多數の財政一覽表の比率は此算術的平均以外の若干の比率の周圍に集中することもあるであらう。従つて標準比率の撰擇に際し此集中群團を有效ならしむる或る要素を其中に加ふることは重要である。更に若干の財政一覽表は非常なる高比率又は低比率を示すこともあるであらう。是等も亦た當該産業の上に一個の影響を及ぼすものであるから、標準比率選擇の上に一勢力を有し得るやうに斟酌せられねばならぬ。此影響は算術的平均又は最大頻數比率の上下に或は昇り或は降る彼の中心數の移動によつて示さるのである。故に是等三個の要素を平均するときは、一定の時、一定の産業に於て普通なるに近き或る比率を決定す

るに際し指針たる可き一個の適切なる數字を得るのである」と。

第九節 標準比率法の是非

却説、然らば斯の如くにして求めらるゝ標準比率に對して吾々は如何なる批評を下し得るであらうか。彼のギルマン氏は、

(第一) 此目的の爲めには同一種類の極めて多くの企業より貸借對照表を集め來らねばならぬのであるが、是は國家又は協會の如きに依つて企てられざる限り實際に於て不可能である。

(第二) 加之、極めて多數の貸借對照表を集め來る場合に於ては、生存期間極めて短き企業の貸借對照表をも亦た之に加へねばならぬといふ缺點の生ずるを免れぬ。

(第三) 同一種類の多數の企業は謂ふまでもなく同一地方に集合して存在せず、各地方に分散して存在するものであるから、是等企業の貸借對照表は自ら異なる地方の事情を反映するものとなる。従つて是等の貸借對照表を基礎として標準比率を計算するときは其標準比率は夫れ／＼の地理的條件を度外に措きたるものとなる。

(第四) 企業の大多數は規模小にして營業成績も香しからぬものであるから是等の企業より集め來れる貸借對照表を基礎として所謂標準比率を算出するときは其標準比率は毫も標準たるの用を爲さぬことゝなる。然ればとて若し良好なる企業の貸借對照表のみを採用することゝすれば其數甚だ少くして信賴するに足る比率を索むること不可能となる。

(第五) 信頼し得べき標準比率を得んが爲めには、集められたる悉皆の貸借対照表が、勘定科目の分類なり排列なりにて總て同一の主義原則に則りて作成せられたるものを要するは言を俟たぬ。而も企業界今日の状態に於ては不幸にして斯の如きことは到底希望し得可からざる所であると謂はねばならぬ。

(第六) 標準比率の基礎たる可き貸借対照表の數字は總て最近のものたらねばならぬのであるが、是も亦た實際に於ては殆んど不可能と謂はねばならぬのである。

(第七) 標準比率は、同一種類の産業に従事する總ての企業は何れも同一の方針に則り同一の方法手續に従ひ同一生産物を取扱ふものであるといふ假定の上に立つものであるが、此假定は實際に於ては屢々事實に合せぬのである。或る企業は現金賣を主とし、或る企業は掛賣を避けぬといふが如きは、即ち世間に多々ある其一例に外ならぬのであるが、斯の如き場合に同一標準を以て例へば兩者の賣上高に對する受取諸勘定の比率を律せんとするは果して妥當なりや否や、何人も疑なき能はずと謂はねばならぬ所であらう。而も是れ唯だ一例に過ぎずとすれば、標準比率の考へは此點のみより推すも遽かに是認し難しと評せざるを得ぬであらう。

といふ七個の難點を數へ上げて標準比率に反對して居るのであつて、其一つには吾々の首肯し得らるゝ點もあるが如くに感ぜらるゝのであるが、全體としての其批評は果して正鵠を穿てるものと稱し得るであらうか。元來標準比率特に最大頻數比率の考へ方は、同種企業の多數より貸借対照表を集め來り、其示す各々の比率を順序正しく排列するときは、少數の特に良好なるもの、及び特に不良なるものは、漸次に番外に逸し去りて、殘存するものは何れも當時にありて普通なる比率のみとなるであらうから、其中心點を求めて之を其標準となすときは恐らくは大過なきを得

るに遡かる可しといふに在るのであつて、是は吾々が同一現象の反覆中に其法則を索めんとすると同じく、同種事實の累積中に其模範を索めんとするものであるから、彼にして許さる可くば此も亦た咎む可からずと斯う謂はねばならぬ所であらう。而して若し洵に然りとすれば、吾々は茲にギルマン氏の批評に必ずしも傾聽す可からざる一個の理由を發見するのであるが、一度此見地に立脚するときはギルマン氏の他の非難にも亦た必ずしも肯じ得可からざる理由の伏在し居ることを發見するのである。何となれば先づ第一にギルマン氏は前述の如く多數の貸借対照表中には存続期間極めて短き企業、規模小にして營業成績香しからざる企業等より集められたるものも亦た多數に存在するであらうから、是等の貸借対照表を基礎として索められたる標準比率は、標準としての其價值甚だ乏しと謂はざる可からずと主張するのであるが、竿頭更に一步を進めて一層精細に觀察するときは、存続期間極めて短き企業も、規模小にして營業上の成績甚だ香しからざる企業も、其示す總ての比率が不良なる次第にてはなく、多くは其中の若干の比率が不良なるに止まり、其他の比率は先づ以て普通なるに近しと謂ひ得るものであるから——而して又た其不良なる若干の比率なるものも、總て同一種類に屬するものではなく、企業の異なるが儘に異つて居ると解す可きものであるから、例へば賣上高に對する受取諸勘定の比率とか、流動資産に對する流動負債の比率とかいふが如き個々の比率を主題として考察し行く場合に於ては、其存在は毫も其比率に就て索められる標準比率の價值を損することなしと謂ひ得ることとなるのである。或はギルマン氏の謂ふが如く現在企業の大多數が短命に終る企業であり、規模小にして成績香しからざる企業なりとせば、此理を以てしても十分に不良なる比率を番外に逸出せしむること能はずして、従つて索め得たる標準比率は、標準比率たるの價值なしと謂ひ得ることとなるやも測り知る可からずであらうが、斯の如きは異

常時に於ては格別、通常時に於ては吾々の全く信じ得ざる所たるのである。第二に各企業間に於ける營業方針の相違、會計制度の不統一等は洵にギルマン氏の謂ふが如く、標準比率を求めんとするに際して吾々の遭遇する甚だ大なる障害ではあるが、併し多數の同種比率が累積せらるゝときは、是等の原因に基く所の偏倚は略ぼ相殺中和せられて標準比率の計算中に入らぬことゝなるから、實際には大なる支障を生ぜぬと謂ひ得るのであつて、最大頻數比率法の長所は實に是等の點に在りと考へらるゝのである。第三に地理的條件の相違に基く特異性は、前同様の手段に依りて之を滅却せしむるときは各地方に於ける夫れ〳〵の事情に適合する標準比率を得ること不可能となるから、斯の如きは之を敢てす可きにあらずといふが、此點に關するギルマン氏の論據の存する所の如くであるから、吾々も同じ論法を以てしては之に抗爭し得ぬことゝなるのであるが、併し甚しく特異性を強調すれば法則も得可からず、典型も得可からず、模範も得可からず、標準も得可からず、得らる可きは唯だ個々の特殊相のみといふことになるから——而して又た然るときは吾人は一より推して他を知るといふ類推法すら之を採用し得ざることゝなつて、決算諸表の一般の分析法の如きは初めより之を企て得ざることゝなるは勿論、後に述ぶるギルマン氏自身の唱ふる分析法の如きも亦た不可能とならざるを得ぬから、氏の意は無論斯の如く極端ならずと解さねばならぬであらう。而もギルマン氏の意既に斯の如く極端ならずとすれば、特殊相の裡に普遍相を見、特異性の裡に同一性を認むるは氏も亦た之を拒まざるものと解さねばならぬであらう。而して若し果して然りとすれば、最大頻數比率法に於て先づ地理的條件の相違に基く特異性を抽出し去りて普遍的に妥當すると思はるゝ一個の比率を求め、然る後に之に準じて個々の比率を律せんとするも、其が他の極端に流れて個々の場合の特殊の事情は總て之を顧みずといふが如き頑迷なるものにあらざる限り、強ちに

之を斥く可からずと謂はねばならぬ道理たるであらう。即ち吾々が前の二つの理由に合せて直ちにギルマン氏の説に服さぬ理由の一つと爲す所以であるが、同氏が同種企業の多數より最近最新の貸借對照表を集め來るは國家又は協會の如き公共團體の手を借るにあらざれば殆んど不可能なりといへる其言には吾々も亦た同感するものであつて、此點は實際に貸借對照表の蒐集を企つる者の等しく痛感する所であらうと思ふ。併しながら此難點は我國に在りては、例へばダイヤモンド社、東洋經濟新報社、野村證券調査課、最近に於ては三菱經濟研究所等の公私團體の手に依りて、或る程度まで除かれつゝあるのであるから、是を以て一般に標準比率を求めんとする企畫其ものを排斥し去らんとする理由の一つと爲すは勿論過ぎたりと評せねばならぬ所であらう。

標準比率法、特に其一種たる最大頻數比率法の立場より是等に對しギルマン氏の下したる批評の批評を試むれば其は以上述ぶる所の如くであるが、吾々は此故を以て此方法に固有なる缺點として目せらる可きものに對してまでも盲ひならんとするものではないのである。因つて以下少しく之を指摘せんならば、其は此方法の下に於て求め得たる多數の比率を順序立て、排列し行くに際し、前述の例に於けるが如く二十五なる相違を探りて之を一段落の區分點となし、因つて全體を數個の欄に分ち行くは何故なりや其理由明かならずといふことである。ギルマン氏の引用する他の例に依れば、ウォール氏は二十五なる相違を措きて五十なる相違を採用して之を一段落の區分點となして居るから、二十五なる相違、五十なる相違はウォール氏の必ずしも固守せんとする所にあらずと謂ひ得るが如くであるが、然らば或る時には二十五なる相違を探り、或る時には五十なる相違を探る、其取捨選擇の行はるゝ原理原則は果して何處に在りや、此點こそ吾々の聞かんとする所の問題たるなれといふ次第となるのであつて、吾々は此間に對する明答を

得ざる限り五里霧中に彷徨せざるを得ぬのである。しかも此眼目の問題に對してはウォール氏も之を説かず、ギルマン氏も黙して之を質さぬのである。即ち臆て吾々が此所に之を指摘して此方法に固有なる一大缺點なりと爲す所以であつて、吾々本來の任務は其と同時に全く終了するのであるが、讀者に忠實ならんが爲め今暫く揣摩臆測を逞しうするものなりとの譏笑を冒して此點に關するウォール氏の意思を忖度し、因つて少しく此疑問の闡明を策るならば、ウォール氏が或は二十五なる相違を採り或は五十なる相違を採るは集め得たる個々の比率と比率との相違が大なるか小なるかに因るものであつて、此相違が小なるときは二十五なる相違を採り、大なるときは五十なる相違を採るのである。而して此際特に二十五なる相違を採り五十なる相違を採つて、他の——例へば三十なる——相違を採らざるは、謂ふまでもなく、一〇〇%の四分の一又は二分の一を採らんとするが爲めに外ならぬのであつて、一に全く便宜に出づと稱すべきであらう。而して此際論より證據として、五十なる相違を擇つて段階を刻み行くものとしてギルマン氏の引用せる他の例を現實に此所に採用し來り、由つて其表中に現はるゝ比率と比率との相違が、二十五なる相違を擇つて段階を刻み行く前掲の表中に現はるゝ比率と比率との相違よりも大なることを明かにすれば、吾々の此所に試むる所の推測が決して單なる臆斷のみに止まらざることを容易に立證し得と信するのであるが、今は其煩を敢てせずとも讀者の信頼を買ひ得るであらうとして故らに之を省くこととする。讀者幸に之を諒とせられよ。

最大頻數比率法の第二の缺點は、此方法の下に於て求められたる比率の多數が或る一つの欄に特に集中して現はれないで二、三の欄に略ぼ均分して現はるゝ場合に發生するのであつて、此際、さして甲乙なき他の欄を全然顧みることなく依然として型の如く最多數欄に就てのみ平均を算出し、是を以て其標準比率と爲すときは即ち事實に於て此缺點

を見るものに外ならぬのである。前に掲げたる表を例にして更に之を説明するならば、最多數欄は第五欄に相違ないのであるが、其次の第六欄も第七欄も是に匹敵する程多數の比率を包含して居るのであるから、此場合に於て前にウォール氏の爲せるが如く第五欄のみに就て平均を求め、因つて得る所の四七〇を以て直ちに此場合に於ける標準比率と爲すは決して穩當ではないのであつて、吾々の常識は斯の如き際には第五欄の外に少くとも第六欄をも加へて、是等二つの欄の平均たる四九五を以て標準比率と爲すか、若くは第四、第五、第六、第七の四つの欄の平均たる五〇一を以て標準比率と爲すことを要求するのである。即ち標準比率は前の四七〇より二五乃至三〇程高くなるのであるが、是は此場合に於ては寧ろ當然と稱す可きであらう。而して若し洵に然りとすれば彼のギルマン氏が「此場合に於ける典型的數字は四五〇よりは四九九に近きなり」と斷ぜるは洵に至言なりと評さねばならぬのであつて、吾々は此點に於ては全く氏の言に傾聴せんとするものに外ならぬのである。

却説、然らば斯の如く此方法の有する一切の功罪を明かにしたる後に於て、吾々は其取舍を如何に決定す可きであらうか。此方法の首唱者が若し是を以て何等かの正確なる標準の如くに解し、是に合するは取り、是に合せざるは捨つ、といふが如き態度に出づるものとすれば、吾々は遽かに之に贊意を表し得ぬのであるが、若し然らずして、是は之れ世間普通の比率が那邊に向つて歸向せんとしつゝあるか其方向を示す一個の目標、大體の模型なりといふに在りとすれば、其は各々の企業に好個の指針を與ふるものであるから、是は勿論之を採用するを可とすと謂はんと欲するのである。

最後に標準比率法の第四種たるウォール氏の修正最大頻數比率法に就ては、前に既に氏自身の言を借り來つて其趣

旨の説明を卒りたる所であるから、此所に之を再びするの必要は勿論ないのであるが、吾々の之に對する賛否に就ては特に一言を贅して讀者の諒解を求め置かねばならぬ所たるであらう。そこで先づ結論を明かにして然る後に其理由を擧ぐることにするならば、吾々は前述の趣旨の關する限りに於ては遽かにウォール氏の説に賛成するを得ずと謂はねばならぬのである。何となれば、先づ第一に彼の算術的平均は其數が互に相近似して自ら一類をなす場合には勿論一個の意義を有するのであるが、吾々が最大頻數比率法の採用を敢てせんとする際に於けるが如く互に相近似せざる數をも包含する場合に於ては、異なる種類間の平均たるに近くして殆んど全く意味を有せざるものとなるから、是を最大頻數比率と同一架上に置いて標準比率決定の一要素となさんとすることは毫も其理由なしと、斯う謂はねばならぬからである。

第二に幾聯かの數字の中心數——即ち中項——を求めて之を標準比率決定の他の一要素たらしむといふことも亦た幾聯かの數字が等比級數をなすか若くは等差級數をなすかの場合に於ては其は多からず少からずの中庸を示すものとなつて、自ら一個の用をなすといふことになるのであるが、吾々の實際に當面する場合の如く其數が等比級數にも等差級數にもあらずといふが如き状態の許に在りては偶々其中心に位する數を擇りて之を斟酌中に加へたればとて、其は偶然性を引入るゝの用をなす以外全く何等の役をもなさぬであらうと謂はねばならぬからである。

但しウォール氏が斯の如き企を敢てするに至りたる其眞意は之を知るに難からずであつて、吾々は實に氏の次の言中に之を見るのである。

吾々が標準比率を選択するに當り此中數を使用するは其が正常圏内に止まらざる番外數に影響を與ふるが爲めである。正常圏以

上に出づる比率が多數なれば中數は比率を向上せしむるの作用をなし、反對に正常圏以下に降る比率が多數なれば中數は比率を低下せしむるの作用を爲すのである。非常に良き若くは非常に惡しき財政一覽表は斯くて中數に頼る正常數の選擇權に僅少なる程度に於て影響することとなるのである。

即ちウォール氏は氏の採用するが如き最大頻數比率の計算法に依るときは、吾々の前に注意したるが如く、標準比率として得らるゝものが、前後の欄に來る數字の多寡如何に關係なく、單に最多數欄の平均に依りて決定せられんとする弊あるに心付き、之を矯正せんが爲めに斯の如き方策を講ずるに至つたのであると解す可きであつて、然る時は強ちに之を咎む可からずとも考へらるゝのであるが、吾々は前に斯の如き場合には如何に處置するを以て適當とすることを明かにしたのであるから、此場合に於ても氏の方法に従ふの要なしと信するのである。

第十節 標準比率法の範例

標準比率法に關する説明は以上を以て一應其業を卒り得たと信するから今左にウォール氏の擧げたる例を借り來つて此方法の實際の運用を示すこととし、最初に先づ批判の對象となる可き某會社の貸借對照表を掲げて見ると其は次の如くである。

借 方

	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
現 金	二、二六六、二六二	二、八二三、五四〇	二、〇一四、〇八八	二、二〇三、七八六	二、〇三七、八八八

第十節 標準比率法の範例

第四章 比率法

貨方	比率法				
	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
受取諸勘定	六、九四三、九四一	七、九一五、六〇二	七、一七五、二七三	五、〇九七、一〇九	六、五八七、一五三
商 品	一八、八六六、三三五	一〇、〇七七、五三五	五、六三一、三二二	六、七二、九三九	四、八六四、四〇五
有價証券	九三二、一〇三	一一、二六六、六四五	一四〇、三四三	一一、八四四	—
流動資産總額	二八、九〇七、六三〇	二〇、九三八、三四二	一四、九六〇、九四五	一四、〇六二、六七八	一三、四八九、四四五
設備附屬品	一一、七三六、〇二〇	一一、五六九、二二六	一一、九三四、九九三	一六、六四七、六八五	一七、〇六三、三三四
其他固定資産	二、三〇六、五八三	五、七九九、五六五	六、九一八、六六七	八、六四四、六六八	九、九一三、六一四
固定資産總額	一四、〇三二、六〇三	一七、三六八、七八一	一八、八五三、六六〇	二五、三二二、三五三	二六、九七六、九三八
資 産 總 額	四二、九四〇、二三三	三八、二九七、一二三	三三、八一四、六〇五	三九、三七五、〇三一	四〇、四六六、三八三
支拂諸勘定	一一、九二四、〇三六	九、二〇三、六七五	三、九九二、二六〇	五、八〇三、一〇六	七、四〇二、九六四
税 金	一、一二三、七六九	—	—	—	—
其他流動負債	一四三、〇八七	一四九、一三三	一八二、二六二	二六八、二〇三	三五八、三六〇
流動負債總額	一三、一六八、八九三	九、三五三、八〇八	四、一七四、五三三	六、〇七〇、三〇九	七、六六一、三四四
固定諸債務	一四、九五八、五六二	一四、九〇一、二二六	一八、六七六、三九八	一八、〇三三、五五二	一七、一一一、九四五
債務總額	二八、一二七、四五四	二四、二五四、〇三四	二二、八五〇、九二〇	二四、一〇二、八六〇	二四、七七三、二八九
準 備 金	—	八三四、三〇〇	一、三〇四、〇三九	一、三八四、一〇五	一、二五三、七三七
出資總額	一四、八二二、七七九	一三、二〇八、八七九	九、六五九、六四六	一三、八八八、〇六六	一四、四三九、三五七
負債總額	四三、九四〇、二三三	三八、二九七、一二三	三三、八一四、六〇五	三九、三七五、〇三一	四〇、四六六、三八三

參 考

賣 上 高	一四八、〇〇〇、〇〇〇	一三九、五〇〇、〇〇〇	九三、五〇〇、〇〇〇	八三、二五〇、〇〇〇	一〇一、七五〇、〇〇〇
-------	-------------	-------------	------------	------------	-------------

而して是に基きて必要なる各々の比率を計算し、其下に別に求め得たる標準比率を並置して見ると次の如くなりとする。——但しウォール氏は此計算をなす際、暖簾の金額は一方に於て固定資産中より除くと共に、他方に於ては出資總額中より之を除外するを可とすとの見解を採用し、之を實際に施して居るから、此點は吾々に於て豫め注意を必要とするであらう。

比 率	比率法				
	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
流動資産 會社	二一九	二二三	三五八	二三一	一七六
流動負債 標準	一八七	一九四	二二三	二九八	二七四
對 上 高 會社	二、一三一	一、六三六	一、二八九	一、六三三	一、五四四
受取諸勘定 標準	一、〇九一	一、〇八一	一、〇三七	一、二八〇	二、一四一
對 上 高 會社	七八四	一、二八五	一、六四二	一、二三八	二、〇九一
販賣資産 標準	六八一	八一九	八九九	九五〇	一、一一九
對 上 高 會社	一、〇五四	七四五	四九〇	三二九	三七七
固定資産 標準	一、〇二六	七六七	五三六	五〇五	五〇八
對 上 高 會社	九九九	九八〇	九五七	五九九	七〇四
出資總額 標準	七二六	五〇三	四一四	四五七	四五二

第十一節 標準比率法の範例

第四章 比率法

一二八

項目	比率	項目	比率
出資總額 會社	一〇五	出資總額 會社	七六
固定資産 標準	一六八	固定資産 標準	一三五
出資總額 會社	五三	出資總額 會社	五四
債務總額 標準	七四	債務總額 標準	九〇
販賣資産 會社	二七一	販賣資産 會社	一〇六
受取諸勘定 標準	一六四	受取諸勘定 標準	一三七
		受取諸勘定 標準	八〇
		受取諸勘定 標準	八三
		受取諸勘定 標準	一二六
		受取諸勘定 標準	一三九
		受取諸勘定 標準	一四八
		受取諸勘定 標準	一五七
		受取諸勘定 標準	一六八
		受取諸勘定 標準	一七八
		受取諸勘定 標準	一八九
		受取諸勘定 標準	二〇八
		受取諸勘定 標準	二一八
		受取諸勘定 標準	二二八
		受取諸勘定 標準	二三三
		受取諸勘定 標準	二四三
		受取諸勘定 標準	二五三
		受取諸勘定 標準	二六三
		受取諸勘定 標準	二七三
		受取諸勘定 標準	二八三
		受取諸勘定 標準	二九三
		受取諸勘定 標準	三〇三
		受取諸勘定 標準	三一三
		受取諸勘定 標準	三二三
		受取諸勘定 標準	三三三
		受取諸勘定 標準	三四三
		受取諸勘定 標準	三五三
		受取諸勘定 標準	三六三
		受取諸勘定 標準	三七三
		受取諸勘定 標準	三八三
		受取諸勘定 標準	三九三
		受取諸勘定 標準	四〇三
		受取諸勘定 標準	四一三
		受取諸勘定 標準	四二三
		受取諸勘定 標準	四三三
		受取諸勘定 標準	四四三
		受取諸勘定 標準	四五三
		受取諸勘定 標準	四六三
		受取諸勘定 標準	四七三
		受取諸勘定 標準	四八三
		受取諸勘定 標準	四九三
		受取諸勘定 標準	五〇三
		受取諸勘定 標準	五一三
		受取諸勘定 標準	五二三
		受取諸勘定 標準	五三三
		受取諸勘定 標準	五四三
		受取諸勘定 標準	五五三
		受取諸勘定 標準	五六三
		受取諸勘定 標準	五七三
		受取諸勘定 標準	五八三
		受取諸勘定 標準	五九三
		受取諸勘定 標準	六〇三
		受取諸勘定 標準	六一三
		受取諸勘定 標準	六二三
		受取諸勘定 標準	六三三
		受取諸勘定 標準	六四三
		受取諸勘定 標準	六五三
		受取諸勘定 標準	六六三
		受取諸勘定 標準	六七三
		受取諸勘定 標準	六八三
		受取諸勘定 標準	六九三
		受取諸勘定 標準	七〇三
		受取諸勘定 標準	七一三
		受取諸勘定 標準	七二三
		受取諸勘定 標準	七三三
		受取諸勘定 標準	七四三
		受取諸勘定 標準	七五三
		受取諸勘定 標準	七六三
		受取諸勘定 標準	七七三
		受取諸勘定 標準	七八三
		受取諸勘定 標準	七九三
		受取諸勘定 標準	八〇三
		受取諸勘定 標準	八一三
		受取諸勘定 標準	八二三
		受取諸勘定 標準	八四三
		受取諸勘定 標準	八五三
		受取諸勘定 標準	八六三
		受取諸勘定 標準	八七三
		受取諸勘定 標準	八八三
		受取諸勘定 標準	八九三
		受取諸勘定 標準	九〇三
		受取諸勘定 標準	九一三
		受取諸勘定 標準	九二三
		受取諸勘定 標準	九四三
		受取諸勘定 標準	九五三
		受取諸勘定 標準	九六三
		受取諸勘定 標準	九七三
		受取諸勘定 標準	九八三
		受取諸勘定 標準	九九三
		受取諸勘定 標準	一〇〇三

註 此比率はウォール氏獨特のものであつて、氏が之を用ゆる其理由は、氏自身の説明に依れば、次の二つの點に存在するものに外ならぬのである。

(第一) 此比率の變化は、彼の流動比率の變化が、商品が賣却せられて販賣資産が受取諸勘定の形に變りたるが爲め、販賣利益に等しき金額だけ流動資産の額に増加を見るに至りたりといふ事實の結果に外ならざるか否かを多少共に明瞭ならしむるの用を爲す。

(第二) 此比率の變化は、販賣資産及び受取諸勘定の何れが流動資産中に在りて重きを占めつゝあるかを明かにして、景氣變動の際、販賣資産たる商品の値上り値下りより来る損益の見積り又は豫測を容易ならしむといふ一層重要な役目を演ず。

却説、然らば是等の材料は如何なる批判を此會社の上に下さしむることゝなるであらうか。ウォール氏と共に初めに先づ此會社の流動比率を取つて見ると、其は第一年度より第三年度に至るまでは、第一年度、二一九。第二年度、二二三。第三年度、三五八と漸次に向上し行くのであるが、第四年度に於ては二三一となり、第五年度に於ては一七六となつて漸落の傾向を示して居るから、吾々は是より推して此所に警戒す可き何物かの伏在することを知らず、斯う謂ひ得るのであるが、標準比率の力を借るときは、此事實は更に一層明瞭の度を加ふるのである。何となれば此場

合に於ける標準比率は、會社の比率と並べて之を示すときは、正に次の如くであつて、是に依るときは四年度、五年に於ける會社の比率が遠く標準比率に及ばざること何人の目にも一見明白となるからである。

年次	標準比率	會社の比率	兩者の割合
第一年	一八七	二一九	一一五
第二年	一九四	二二三	一一三
第三年	二三三	三五八	一三五
第四年	二九八	二三一	七七
第五年	二七四	一七六	六四

併しながら實を謂へば標準比率の効力は會社の比率が未だ判然たる徴候を示さざる以前に、將に來らんとする其傾向を示す點に存せなくてはならぬのであつて、前記の例に於ては、第四年度に於て既に實際に其用をなしつゝあるを見るのである。即ち會社の比率が第二年度の二二三より第三年度の三五八となり、一轉して第四年度の二三一となりたる際に於ては、會社の此比率のみに頼るときは第二年度の二二三より猶ほ優る所あるが如くに思はれるから、其限りに於ては不良の判断必ずしも容易ならずと謂はねばならぬのであるが、標準比率に照合するときは、前表の如く其割合七七となり、遙かに其下位に在ることが明かとなるから、第五年度の末に至らざる前に、之に對して備ふることを得るのであつて、是は實に標準比率の賜なりと謂はねばならぬのである。

流動比率に次で出資總額に對する債務總額の比率を検査することも亦た甚だ重要であるから、第二に之を調査して

見ると、會社自身の比率は第一年度より第五年度に互る各年度に於て、夫れ／＼に五三、五四、四二、五七、五八といふ、大體に於て大差なき狀勢を示して居るから、此點に於ては會社の經營は特に注意すべき程の異狀なしとして容易に安堵し得るが如くであるが、標準比率に比較對照して見ると、其は既に表示したるが如く、

	標準比率	會社の比率	兩者の割合
第一年	七四	五三	七一
第二年	九〇	五四	六〇
第三年	一〇六	四二	三九
第四年	一四八	五七	三八
第五年	一四五	五八	四〇

となつて、會社の比率は著しく劣勢となつて居るから、是は油斷なり難しとして其原因の探査に勉めねばならぬこととなるのであつて、是も亦た標準比率の賜たるのである。

第三に出資總額に對する固定資産の比率を採つて見ると、會社自身の其は、一〇五、七六、五一、五四、五三となつて、會社の出資總額が固定資産額に少しく超過したるは第一年度のみであつて、其他の年度に於ては總て之に及ばぬから、——換言すれば會社の出資總額は第一年度以外は其固定資産をすら購ふに足らずして、他は皆債務に依頼し居る形となつて居るから、是は其自身に於て此會社が餘りに多くの資本を固定資産に投下したることを示すに足るのであるが、標準比率と對照するときは、此會社は第一年度に於てすら既に餘りに多くの資本を固定資産に投下しつゝ、

ありたることを發見するのである。蓋し標準比率に對する會社の比率の割合は實に左記の如くであるからである。

	標準比率	會社の比率	兩者の割合
第一年	一六八	一〇五	六三
第二年	一三五	七六	五六
第三年	一三六	五一	三七
第四年	一一九	五四	四五
第五年	一二八	五三	四一

併しながら、會社が過大の資本を固定資産に投下したるか否かは、右の一事のみを以てしては悉く之を知る可からず、必ず然りと斷言せんが爲めには、更に賣上高に對する固定資産の比率を斟酌し來るを要すとは吾々の既に述べたる所であるから、此場合に於ても此方面より之を確めて見ると、

	標準比率	會社の比率	兩者の割合
第一年	一、〇二六	一、〇五四	一〇二
第二年	七六七	七四五	九七
第三年	五三六	四九〇	九一
第四年	五〇五	三二九	六五
第五年	五〇八	三七七	七四

といふ有様であるから、此比率の低下は一般の傾向なりとするも、而も此會社のそれは特に甚しくして、従つて此點からも前の論斷の正しきことを立證し得るが如くに思はるゝのである。故に吾々は此會社は固定資産の擴張に急なるの餘り一方に於ては其利用率が尋常以下に降り、他方に於ては企業存立の基礎が多少共に脅かさるゝ結果となるを顧みざりしものであつて、此點に於ては明かに經營の拙なりしことを語るものと謂はねばならぬのである。

或は此會社の賣上高に對する販賣資産の比率が、

	標準比率	會社の比率	兩者の割合
第一年	六八一	七八四	一一五
第二年	八一九	一二八五	一五七
第三年	八九九	一、六四二	一八三
第四年	九五〇	一、二三八	一三〇
第五年	一一一九	二、〇九一	一八七

となつて、其成績は拔群なりと謂ひ得る其一方に於て、賣上高に對する受取諸勘定の比率は、

	標準比率	會社の比率	兩者の割合
第一年	一、〇九一	二、一三一	一九五
第二年	一、〇八一	一、六三六	一五一
第三年	一、〇三七	一、二八九	一二四

第四年	一、二八〇	一、六三三	一二八
第五年	二、一四一	一、五四四	七二

であつて、受取諸勘定の回収率は、第五年度を除くの外は、何れも標準比率よりも優秀なること一見明瞭であるから、此點より評すれば、此會社の經營は甚だ良好なりと謂ひ得るが如くであつて、前の結論とは全く相反することとなり、吾々は其の何れに就くべきかに迷はざるを得ぬ次第となるのであるが、ウォール氏は他の個所に於て賣上高に對する受取諸勘定の比率が普通以上に大なるときは、其は受取諸勘定の賣却を意味することあるに注意す可しと説いて居るから、此點は此場合に於ても勿論斟酌せねばならぬ其一方に於て、企業存在の基礎に重大なる關係を有する出資總額に對する固定資産の比率は、他の比率よりも勿論之を重んぜねばならぬから、是等の點を綜合して考ふるときは、吾は此會社の經營に就ては相當の苦心努力の爲されつゝあるを認むるものではあるが、併し油斷し難き若干の點ありと斯う謂はねばならぬのである。

第十一節 指數法

標準比率法に關聯して最後にもう一つ此所に述べて置かねばならぬことは、此方法に依る判斷を容易ならしむる目的を以てウォール氏の提案する所謂指數法なるもの即ち是である。蓋し此指數法は、前例に於て之を見たるが如く、比率の或るものが成績の良好なることを語り、他のものが成績の不良なることを示す場合に於て、其何れに就て判斷を下すべきかといふ難問に答へんとするものであるからである。

が然らば其所謂指數法とは果して如何なる方法であらうか。今ウォール氏の説明する所に従ひ其要點を摘んで見ると、前に掲げたる八個の比率（九九—一〇〇頁参照）は、會社の信用能力を測定する上に於て、何れも同等の價値を有すと稱すべきものではなく、或る比率は他の比率よりも一層重要な價値を有し、他の比率は必ずしも爾く大なる價値を有せずと謂はねばならぬものたるのである。従つて比率法に基きて企業の成績を判断せんとするに際しては、重要ならざる比率の良好なるに眩惑せられて、重要な比率に缺陷あることを看過するが如きことあつてはならぬのであるが、之を實際にして或る種の比率が良好なる成績を示し、他の種の比率が不良なる成績を示す場合に、其輕重の度を適當に斟酌して直ちに可否の判断を下し得んが爲めには、豫め各種比率の輕重の度を、其完璧なるもの、總合計が一〇〇となるが如き數字に盛り置き、實際に得られたる各種の比率は、此數字又は度盛りに訴へて換算し、其合計が満點たる一〇〇に達するか否かに依りて成績の程度を判断するを便利とするであらうと、斯う謂ふのである。而して此際何れの比率が一層重要であつて、何れの比率が比較的に重要でないかといふことは、企業の種類の異なるに従つて異なるのみならず、批判者の觀察點の異なるに依つても亦た異なるものであるから、一概に之を律す可きものでは勿論なく、隨時隨所に於て適當に之を定めねばならぬものであるが、ウォール氏自身は流動比率と、出資總額に對する債務總額の比率とは、相合して企業存立の基礎に影響を與ふるものであるから、其重要な程度は全體の比率の半分を占むるものと見做して五〇、而も兩者相互の比較に於ては、彼此の優劣遽かに決定し難きものであるから、互に伯仲するものと見て孰れも二五。出資總額に對する固定資産の比率は出資總額の流動性を表示するの用を爲し、延いて間接に前の二つと共に企業存立の基礎の上に影響を及ぼして行くから、其重要な程度を二五の六割と見て一五。賣上高に對

する販賣資産、固定資産及び受取諸勘定の三比率は何れも其重要な程度を等しくするものと見て各、一〇。賣上高に對する出資總額の比率は、重要な程度甚だ小なりと見て之に五なる數字を盛るであらうとして、是等を、

流動比率	二五
出資總額對固定資産	一五
出資總額對債務總額	二五
賣上高對受取諸勘定	一〇
賣上高對販賣資産	一〇
賣上高對固定資産	一〇
賣上高對出資總額	五
合計	一〇〇

といふ表にて示し、次に此方法の運用を示す一例として左の如き表を掲げて居るのである。

	重要程度	標準比率	會社の比率	兩者の割合	點數
流動比率	二五	二〇〇	二二〇	一一〇	二七、五
出資總額對固定資産	一五	二五〇	二二〇	八八	一三、二
出資總額對債務總額	二五	一五〇	一六〇	一〇六	二六、五
賣上高對受取諸勘定	一〇	六〇〇	五〇〇	八三	八、三
賣上高對販賣資産	一〇	八〇〇	六〇〇	七五	七、五

第四章 比率法

賣上高對固定資産	一〇	四〇〇	四〇〇	一〇〇	一〇〇
賣上高對出資總額	五	三〇〇	二四〇	八〇	四、〇
總計	一〇〇	計	九七、〇	三、〇	

普通以下に在ること

故に吾々は此方法の下に於ては、第一に實際に求め得たる會社の各々の比率を其標準たる比率に照合して其割合を算出し、第二に此割合に各々の比率の重要な程度を示す數字を乗じて其指數を算出し、第三に是等指數の合計を求め、其が一〇〇なる完全數に達するか否かに徴して企業の成績が良好なりと謂ひ得るか否かを判断するものたることを知るのである。而も此最後の判断が謂はゞ自らにして生ずるものなることは指數の合計が即ち成績の評點に外ならぬことに依りて容易に之を知り得るであらう。前に掲げたる企業の數字に就て是を例示するとして、最初に指數を算出すれば其は正に次表の如くなるであらう。(但し標準比率と會社の比率との割合は前に算出し得たる所であるから、其は其儘此所に利用すと知らるべし。)

2 出資總額 對債務總額	1 流動比率	標準比率と會社の比率との割合					重要度 の按排	指數				
		第一期	第二期	第三期	第四期	第五期		第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
七一	一一五	一一三	一二五	七七	六四	二五	二八、七五	二八、二五	三一、二五	一九、二五	一六、〇〇	
六〇	一一三	一二五	七七	六四	二五	一七、七五	一五、〇〇	九、七五	九、五〇	一〇、〇〇		
三九	一二五	七七	六四	二五	一七、七五	一五、〇〇	九、七五	九、五〇	一〇、〇〇			
三八	七七	六四	二五	一七、七五	一五、〇〇	九、七五	九、五〇	一〇、〇〇				
四〇	六四	二五	一七、七五	一五、〇〇	九、七五	九、五〇	一〇、〇〇					
二五	二五	二八、七五	二八、二五	三一、二五	一九、二五	一六、〇〇						

7 賣上高 對出資總額	6 賣上高 對受取諸動定	5 賣上高 對販賣資産	4 賣上高 對固定資産	3 出資總額 對固定資産	指數合計				
					第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
一三八	一九五	一一五	一〇二	六三	一〇、四〇	八、四〇	五、五五	六、七五	六、一五
一九五	一一五	一五七	九七	五六	九、七五	九、七〇	九、一〇	六、五〇	七、四〇
二三一	一二四	一八三	九一	三七	一八、三〇	一三、〇〇	一八、七〇		
一三一	一二八	一三〇	六五	四五	一三、〇〇	一八、七〇	一八、七〇		
一五六	七二	一八七	七四	四一	一三、〇〇	一八、七〇	一八、七〇		
五	一〇	一〇	一〇	一五	一〇、二〇	九、七〇	九、一〇	六、五〇	七、四〇
六、八五	一九、五〇	一一、五〇	一〇、二〇	九、四五	九、七五	九、七〇	九、一〇	六、五〇	七、四〇
九、七五	一五、一〇	一五、七〇	九、七〇	八、四〇	一一、六〇	六、五五	七、八〇		
九八、〇〇	一二、四〇	一三、〇〇	六、五〇	五、五五	七四、〇〇	七三、〇〇			
七四、〇〇	一二、八〇	一三、〇〇	六、五〇	五、五五	七三、〇〇				
七三、〇〇	七、二〇	一八、七〇	七、四〇	六、一五					

従つて第二に、此指數合計に基きて、此企業の成績が年を追うて漸次に低下しつゝありと判断するは、眞に易々たる業であつて何人にも爲し得る所であらう。即ち聽てウォール氏が此方法を推奨する所以であつて、吾々も亦た洵に道理なりとして一應は之を肯はねばならぬ所たるのであるが、扱愈々實際に之を用ゆるとして其價値は果して如何なるものであらうか。吾々は嘗て此點に關して總ては「重要な程度」の測定が如何に正確に行はるゝか否かに依ると斷言したのであるが、此と同様の評言はシユマルツ氏の如きに依りても亦た試みらるゝ所たるのである。然れば結局此

方法は企業經營の成績判斷に經驗を積める人士が是を採用するときには有効なる一方法となるであらうが、然らざる場合に於ては勞多くして效少きものとならざるを得ぬであらうと、斯う稱すべきものであらう。従つて一般に之を獎むるは吾々の爲し得ざる所であるが、各種の比率間に輕重の差ありといふ考へは前に述べたるギルマン氏の所說中にも亦た認め得らるゝ所であるから、此點からは此方法に學ぶ可きもの大にありと謂はねばならぬであらう。

ウォール氏の提案する指數法に關する説明は略ぼ以上述べたる所の如くであつて、強ひて其完璧を求めずとすれば、此所に紹介の筆を擱くも敢て不可なしと謂ひ得るであらうが、ウォール氏と讀者とに忠實ならんが爲めには更に一事の補足し置くべきものあるを思ふのである。而も其はウォール氏が二、三の非常に高き比率に眩惑せられて誤れる結論に陥ることなきやうにとの配慮から吾々に指示する指數計算上の注意であるから、以下少時其大意を摘録するも、其は徒らに讀者の忍耐を求むるものとは謂ひ得ぬであらう。曰く

「或る一個の比率が危まれる程度まで非常に度外れて居ることは稀に見るところではない。例へば賣上高と株主の出資總額との比率が標準比率の三、四倍に及ぶといふが如きことはあり得ないことではないが、今然る場合には是に何等の抑制をも加へずして、其儘直ちに與へられたる重要程度を乗じて指數計算の用に供するとせば其結果は由々しきこととなるであらう。重要程度を説明する際に掲げたる前の例に於て賣上高と株主の出資總額との比率が、標準は三〇〇であり會社のそれは九〇〇であるとするれば、兩者の割合は謂ふまでもなく三〇〇%であつて、是に其の重要程度五を乗ずれば指數は一五となり、従つて彼の場合の指數合計は九七ではなくして正に一〇八となるを見るであらう。併し斯の如きは不合理と謂はねばならぬのである。何となれば、比率の下降運動は一〇〇から〇に至るとして其幅は一

〇〇であるのであるから、上昇運動の幅も亦た一〇〇から二〇〇までの一〇〇とするのが理の當然であつて、それ以上に出づるものは總て此二〇〇以下に抑制せねばならぬ道理たるからである。而して其方法は、次に示す算式に明かなるが如く、最初の一〇〇に加ふるに第二の一〇〇から會社の比率と標準比率との逆比を減じたる差額を以てする可とするのであつて、此は多くの統計學者に謀つて得たる結論に外ならぬのである。

$$\text{兩者の割合} = 100 + \left(100 - \frac{\text{標準比率}}{\text{會社の比率}}\right)$$

前の例に當嵌めて之を示すこととすれば

$$\text{指數の割合} = 100 + \left(100 - \frac{300}{900}\right) = 167\%$$

となるのである。故に是に乘するに此場合の重要程度五を以てすれば八、三五となり、従つて斯く修正したる彼の指數合計は他に變化なき限り一〇一、三五となるのである。而して然るときは會社の成績は前の一〇八と比較して一段低下して現はることとなるのであるが、元來の重要程度さまで大ならざる此比率の優良さに依つて、會社の成績に加ふる所ありとすれば、此程度こそ却つて適當なれと謂ふべきであらう。

が併しながら右は説明の便宜上偶ま前に掲げたる例に就て賣上高と株主の出資總額との比率をとり、會社の比率が標準比率の三倍以上に出でたるものと假定して其抑制の方法を説きたるものであるが、彼の例に於ては會社の流動比率が標準比率よりも實際に二〇%程高いとしてあるのであつて、所謂抑制は先づ以て是に加へらるべき筈のものであるから、——従つて若し是に抑制を加へた例を添加し置かざる時は、誤れる印象を讀者に残すことなきを保せぬから今同じ手續を此所に履行して見ると、其は

$$\text{意味の差} = 100 + \left(100 - \frac{200}{220}\right) = 110\%$$

となり、結果は斯の如き抑制を加へざりし場合と同一となるを発見するのである。而して然るときは斯の如きは全く一個の徒勞たるの如くに思はるのであるが、併し事實は正に其の反對であつて、實は此事實こそ即ち此抑制方法の特色を語るものなれと解せなくてはならぬのである。何となれば右の結果の眞意は會社の比率が標準比率を超過することさまで大ならずして、従つて抑制を加ふるの必要も亦た大ならざるときは、彼此二つの方法の何れに依るも大差なしであるが、會社の比率が標準比率より乖離すること漸く大となり、抑制の必要従つてまた大となるときは、抑制方法漸く其效力を發揮して是を適當の範圍内に止まらしむといふことに外ならぬからである。約言すれば此方法は或一つの比率が法外に大にして標準比率を遙に超過し、是を其儘に措くときは、他の比率の適當なる作用を阻止するが如き場合に、是を抑制して何れもの比率に各自の勢力を發揮せしめんとするものであるから、讀者は決して之を忽せにしてはならぬのである。

第五章 趨勢法

第一節 趨勢法の説明

經營分析の一方法として比率法に次では是非とも茲に述べて置かねばならぬものは、テフ・エン・ギルマン氏の提案しつある趨勢法なるものである。蓋し此方法はギルマン氏が彼の比率法には之に反對す可き大なる缺點ありとして、

(第一) 貸借對照表の比率は何れも二つの可變的要因間の關係を表はすものであるから、年々の比率の變化を正しく解せんが爲めには其比率の由つて生ずる二つの項目の變化を吟味せねばならぬこと。

(第二) 比率は極めて作爲的なる數字であるから貸借對照表の實際の數字と如何なる關係にあるかを心に留むること困難なること。

(第三) 異なる比率は信頼し得る程度に相違あるにも拘らず、比率は宛も終局的なるが如き不當なる印象を與ふること。

(第四) 比率法に頼つて、貸借對照表を研究するに際しては各種要素相互間の關係を一目の下に收むること實際に困難なること。

といふ四個の難點を擧げて之を排すると共に、是に代はる可き方法として氏自身の趨勢法を推奨しつゝあるものたる

からである。そこで今暫くギルマン氏に従つて之を説いて見ると、氏の貸借対照表分析の理論は各企業の財政状態は断えず善き方にか若くは又悪しき方にか變化しつゝあるものなりとし、此變化は貸借対照表の各種項目が相互に適當なる關係に在るか否かに其實を現するものであるから、此を知るは難て彼を知る所以であると爲すに基くものである。従つて問題は貸借対照表面に表はるゝ實際の金額を學ぶに在るのではなくして、寧ろ各種項目間の關係を決定するに在りと謂ひ得るのであるが、彼の比率法は同じ會社の二、三年間に互る貸借対照表を繼續的にとつて是等の關係又は比率を計算し、然る後に其相互を比較することによりて、一定の趨勢が孕まれつゝあるか否かを見んとするものたるのである。故に其は全く誤れる方法と謂ひ得ざるは勿論であるが、併し前述の如き缺點あるを免れぬから、そこで之に代はる可き方法として趨勢法なるものが工夫せられたのであると、斯ういふのである。

然らば其趨勢法とは果して如何なる方法であるかといへば、其は先づ(第一)に各年度の貸借対照表の各項目を、

- (一) 即金資産
現金
受取諸勘定
- (二) 商 品
- (三) 流動資産
- (四) 固定資産
- (五) 流動負債
- (六) 固定負債

(七) 出資總額

といふが如き數種類に分ちて夫れ／＼の金額を明かにし、然る後に(第二)に第一年度の貸借対照表の夫れ／＼の種類の數字を以つて第二年度以後の貸借対照表の夫れ／＼の種類の數字を割るのである。然る時は第二年度以後の貸借對

第一表

勘定科目	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
現 金	4,652	13,371	7,190	10,512
受取諸勘定	14,468	8,217	5,629	5,857
即金資産總額	19,120	21,588	21,819	16,369
手持商品	17,556	20,607	28,077	22,210
流動資産總額	36,676	42,195	40,896	38,579
固定資産	17,922	25,707	36,163	37,290
前拂諸經費	76	213	2,545	2,453
資産總額	54,674	68,115	79,604	78,328
支拂手形—商業	1,000	—	3,000	1,000
支拂手形—銀行	4,000	4,000	3,000	2,000
支拂諸勘定	7,000	4,000	8,000	5,000
支拂配當金	2,000	—	2,000	2,000
負債	128	690	337	248
流動負債總額	14,128	8,690	16,337	10,248
株 金	50,000	50,000	50,000	50,000
損 益	不足 9,454	9,425	13,267	18,080
出 資 總 額	40,546	59,425	63,267	68,080
負 債 總 額	54,674	68,115	79,604	78,328
賣 上 高	52,088	66,383	90,652	96,691

照表の數字は各種類毎に第一年度の貸借対照表の數字に對して其幾許%に當るかを示す百分率となつて表はれるから、吾々は其を追跡し行くことによりて企業の經營が夫れ／＼の方面に於て如何なる結果を生みつゝあるか其趨勢を察し得るに至るのである。

讀者の理解に便せんが爲めギルマン氏の爲す所に倣ひ一例を掲げて比率法と比較しつゝ、此方法の運用を示すとして、今先づ某製造會社の比較貸借対照表をとれば、其

第二表

比率	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
即金資産 對流動負債	$\frac{19,120}{14,128} = 135\%$	$\frac{21,588}{8,690} = 248\%$	$\frac{12,819}{16,337} = 78\%$	$\frac{16,369}{10,248} = 160\%$
流動資産 對流動負債	$\frac{36,676}{14,128} = 260\%$	$\frac{42,195}{8,690} = 486\%$	$\frac{40,896}{16,337} = 250\%$	$\frac{38,579}{10,248} = 376\%$
賣上高 對受取諸勘定	$\frac{52,088}{14,468} = 360\%$	$\frac{66,383}{8,217} = 808\%$	$\frac{90,652}{5,629} = 1,610\%$	$\frac{96,691}{5,857} = 1,650\%$
賣上高 對手持商品	$\frac{52,088}{17,556} = 299\%$	$\frac{66,383}{20,607} = 322\%$	$\frac{90,652}{28,077} = 323\%$	$\frac{96,691}{22,210} = 435\%$
賣上高 對出資總額	$\frac{52,088}{40,546} = 128\%$	$\frac{66,383}{59,425} = 112\%$	$\frac{90,652}{63,267} = 143\%$	$\frac{96,691}{68,080} = 142\%$
出資總額 對固定資産	$\frac{40,546}{17,922} = 226\%$	$\frac{59,425}{25,707} = 231\%$	$\frac{63,267}{36,163} = 175\%$	$\frac{68,080}{37,290} = 182\%$
出資總額 對債務總額	$\frac{40,546}{14,128} = 287\%$	$\frac{59,425}{8,690} = 684\%$	$\frac{63,267}{16,337} = 387\%$	$\frac{68,080}{10,243} = 664\%$
賣上高 對固定資産	$\frac{52,088}{17,922} = 290\%$	$\frac{66,383}{25,707} = 258\%$	$\frac{90,652}{36,163} = 251\%$	$\frac{96,691}{37,290} = 259\%$

速に同じ結論に到達し得るのであると、斯うギルマン氏は主張するのである。蓋し前述の貸借對照表を趨勢法に引き

は第一表の如くなりとする。そこで之を前に述べたる比率法によつて判断するとして必要な八個の比率を計算すれば夫れ／＼に第二表の如くなる。而して是に基きて判断を下げれば、賣上高に對する固定資産の比率が二九〇%から二五九%に降りて不良の傾向を示し、出資總額に對する固定資産の比率が二二六%から一八二%に降りて同じく不良の徴候を呈するの外は、何れの比率も特に不良を以て目し得ざるが如くであるから、此會社に就きて差當り注意す可きことは固定資産の不釣合なる増加といふ一事に外ならぬといふことになるのであるが、趨勢法に頼るときは一層容易に、一層迅速に同じ結論に到達し得るのであると、

第三表

勘定科目	一九二一年 實數	一九二一年 基百分率	一九二二年 百分率	一九二三年 百分率	一九二四年 百分率
受取諸勘定	14,468	100	56	39	40
即金資産	19,120	100	113	67	86
手持商品	17,556	100	117	160	127
流動資産	36,676	100	115	112	105
固定資産	17,922	100	143	202	208
前拂諸經費	省略				
流動負債	14,128	100	62	116	73
出資總額	40,546	100	147	156	168
賣上高	52,088	100	127	174	186

直して見ると、其は第三表の如くであつて、各種要因の増減は一瞥の下に明瞭となり、従つて其各々を相互に比較することも亦た真に易々たる業となるからである。

即ち此第三表に依れば、固定資産は一九二一年の一〇〇に對し一九二四年に於ては二〇八となつて正に二倍強の増加となりたることを示すに反し、賣上高は一九二一年の一〇〇に對し一九二四年に於ては一八六となつて八割六分の増加を示すのみであるから、彼と此とを對照して賣上高に對する固定資産の増加は少しく急激に失したる嫌ありと判断することは甚だ見易き道理となる其一方、出資總額は同じ期間中に一〇〇より一六八に上りて六割八分の増加を示すのみであるから、固定資産の増加率は是に對しても亦た急速に失したりと直ちに論斷し得るのである。即ち纏て此方法が比率法に較べて一層便利なる所以であると、斯う謂ひ得るのであるが、是等の結論は他の總ての百分率を同時に斟酌しつゝ下し得るものであるから、一層確實性を増すとも謂ひ得るのであつて、此は趨勢法に伴ふもう一つの利益たりと稱するも決して不當ではないであらうと、斯様にギルマン氏は説くのである。

が併しながら斯の如きは偶まギルマン氏が甚だ簡單なる一例を取り出したるが爲めに然るものではないであらうか。

第四表

〇〇會社比較貸借對照表

勘定科目	一九〇八年一月	一九一〇年一月	一九一一年一月	一九一二年一月	一九一三年一月
借方					
現金	7,588	5,604	6,069	450	7,028
受取諸勘定	244,687	217,712	205,347	203,872	381,279
即金資産	252,272	223,316	211,416	204,322	388,307
手持商品	82,727	113,298	162,322	141,691	408,368
流動資産	335,002	336,614	373,738	346,013	796,675
固定資産	169,669	172,354	166,140	523,355	581,165
資産總額	504,671	508,968	539,878	869,368	1,377,840
貸方					
流動負債	240,362	252,068	265,018	263,968	563,783
抵當付負債	—	—	—	160,000	250,000
債務總額	240,362	252,068	265,018	423,968	813,787
出資總額	264,309	256,900	274,860	445,400	564,053
負債總額	504,671	508,968	539,878	869,368	1,377,840

ギルマン氏の掲ぐる他の二三の例に就て之を検すれば吾
 吾は直ちに其然らざるを知り得るのであるが、此所では
 事の煩雜に流るゝを避けんが爲め故らに其中の一つ——
 而も我國諸會社の貸借對照表に於けると同様、賣上高を
 示し置かざるもの——を引用し來るに止むるであらう。
 却説、吾々は以上の數字よりして如何なる結論を抜き
 出し得るであらうか、先づ第五表中の最も顯著なる數字
 より之を謂へば、彼の商品が四九四%即ち約五倍の増加
 を示し居ることは即金資産の増加に比較して之を考ふる
 も、將た又た流動資産の増加に比較して之を考ふるも、
 共に過大に失すと謂はざるを得ぬのであつて、是は恐ら
 くは此會社の此點に於ける經營振りに缺陷あることを示
 すものと謂ふべきであらう。
 次に固定資産が三四三%即ち約三倍半に増加したるこ
 とも同じく吾々の注意を惹く所であつて、同じ期間中に
 生じたる出資總額の増加が二一三%に過ぎざる事實に照

第五表

一九〇八年の數字を基礎として百分率に換算せるもの

勘定科目	一九〇八年實數	一九一〇年百分率	一九一一年百分率	一九一二年百分率	一九一三年百分率
借方					
受取諸勘定	244,687	89	84	83	156
即金資産	252,272	89	84	81	154
手持商品	82,727	137	196	171	494
流動資産	335,002	100	112	103	238
固定資産	169,669	102	98	308	343
貸方					
流動負債	240,362	105	110	110	234
債務總額	240,362	105	110	176	339
出資總額	264,309	97	104	169	213

合して考ふるときは、固定資産に過大なる投資をなしたりと謂はねばならぬ
 のであつて、是は恐らくは事實たるを失はぬのであらう。
 第三に債務總額が三三九%に増加したる事實も、出資總額増加の割合に比
 較して考ふるときは、矢張り過大と謂はねばならぬのであつて、是は此會社
 が自家資本よりはより多く他人資本に依頼せんとしつゝある證據であると謂
 ひ得るであらう。而して然る時は此會社の基礎は次第に薄弱ならんとする状
 勢に在りと謂はねばならぬのであつて、吾々は此點からも此會社の經營に注
 意せねばならぬものあることを認めねばならぬのである。而して以上三個の
 點より此會社の經營振りに感服し兼ねる點あるをすれば、此會社が其後間も
 なく實際に破産宣告を受けたりと聞くも、其は決して意想外の事ではないで
 あらう。而して又其は趨勢法の有效なることを示す證據たるのであるから、
 そこでギルマン氏は此方法を推奨するのであつて、同氏は趨勢法は比率法に
 比して次の如き利益ありといふのである。

一 趨勢法は全問題を一眸の下に收むることを得せしむ。

二 趨勢法は事實を比較し得る形態にて示す。

三 趨勢法は狀態の趨く所を明瞭に示す。

- 四 趨勢法の數字は一層解し易し。
- 五 趨勢法の數字は計算容易にして従つて迅速に之を得る便利あり。
- 六 趨勢法の百分率は實際の數字との比較に依り半ば自動的に之を検査し得るから大なる誤算に陥らざるの便あり。併しながらギルマン氏に従へば趨勢法の長所は以上を以て盡きるものではなく、他にも猶ほ大なる利益があるので。

經營統計	一九二〇年度		一九二一年度		一九二二年度		一九二三年度	
	數量又は金額	一九二〇年百分比	數量又は金額	一九二一年百分比	數量又は金額	一九二二年百分比	數量又は金額	一九二三年百分比
埋設管哩數	1,007	100	1,274	127	1,551	154	1,906	189
需要者數	56,500	100	70,752	125	87,374	155	121,618	215
生産量(千立方呎)	7,383,498	100	9,546,925	129	17,113,529	232	25,405,140	344
當座資産	\$527,203	100	\$726,789	138	\$1,274,890	242	\$1,199,029	227
在庫	\$501,984	100	\$398,211	79	\$592,267	118	\$755,869	151
流動資産	\$1,029,186	100	\$1,125,000	109	\$1,867,157	181	\$1,954,898	190
固定資産	\$13,074,767	100	\$15,737,635	120	\$18,348,509	140	\$22,822,803	175
流動負債	\$1,477,706	100	\$1,157,308	78	\$1,606,331	109	\$2,435,317	165
社債	\$1,596,000	100	\$7,378,000	161	\$9,344,000	203	\$11,825,000	257
負債合計	\$6,073,706	100	\$8,535,308	141	\$10,950,331	180	\$14,260,317	235
純資産	\$7,668,319	100	\$8,029,394	105	\$8,363,864	109	\$9,361,858	122
売上高	\$3,110,311	100	\$4,208,335	137	\$5,739,154	185	\$7,349,607	236

あるから、是は次に之を述ぶることとする。

趨勢法固有の長所としてギルマン氏の指摘し居るもう一つの點は、其が一層廣汎なる應用の範圍を有し、鐵道、銀行、水道、瓦斯、電氣等の如き特殊營業の成績判斷にも能く之を適用し得といふ一事である。蓋し趨勢法は貸借對照表の主なる項目又は其他の數字に就て年々の趨勢を檢察し、是に基きて當該營業の成績を判斷するものであるが、其項目又は數字は比率法に於けるが如く爾く必ず一定種類のものたることを要せぬからである。

ギルマン氏に倣ひて之を例示するが爲め、右に某瓦斯會社の決算報告を轉載して見た。

即ち此報告書に於ては普通の貸借對照表の數字の外に埋設管哩數、需要者數、生産量等の營業統計が示されて居るのであるが、吾々は之を參考することに依りて、然らざる場合に於ては到底明かに爲し得ざる幾多の結論を確め得るのである。蓋し埋設管哩數が八九%を増して一八九%となりたるに對し、需要者數が一一五%を増して二一五%となり、生産量が三四四%に躍進したる事實を較ぶるときは、埋設管の延長が決して粗放的に行はれたるものにあらざることを確め得るのであつて、貸借對照表上の固定資産の増加率一七五%を賣上高の増加率二二六%に比較して得る同じ結論は是に依りて更に一層強固にせらるゝこととなるからである。否、更に一步を進めて之を謂へば、此埋設管哩數其他の増加こそ即ち社債の増加を二倍半以上に出でしめ、出資額の増加率一二二%に對して負債總額の増加率を二三五%に上らしめたる主たる原因であらうと推察せらるゝのであつて、然るときは此會社の出資額過少は缺點は缺點たるに相違ないのであるが、其由來に自ら假借すべき所があるから、是が救済は必ずしも困難ではないと、斯う想像し得らるゝこととなるのである。

第二節 趨勢法の長短

却説、併しながら以上より推して趨勢法に比して絶對的に優秀なりと爲すが如きは固より過褒たるを免れぬのであつて、實にまたギルマン氏の敢てせざる所たるのである。何んとなればギルマン氏は同じ會社の連續三、四年間に互る貸借對照表をとり、其趨く所に徴して經營振りの當否を判斷する場合に於ては此趨勢法こそ容易に所期の目的を達し得るものであるから、是を以て優れりと爲すべきであるが、單一の貸借對照表に就て其各種項目間の割合を觀察し、由つて經營の良否を云爲せんとする場合に於ては比率法のみ是を能くする所であるから、然る場合に於ては比率法こそ即ち最も適當なれと謂はなくてはならぬと説いて居るからである。否、更に一步を進めて之を謂へば、ギルマン氏は兩者の長短を斯く辨別し、各自に用ゆべき適所ありと爲して居るから、そこで、(1)不良の傾向にありといふは必ずしも其現狀が既に憂ふべきものなることを意味せず、良き傾向にありといふは必ずしも其現況が悉く安んずるに足るといふものにあらずと解説し、因つて、(2)圓熟老練なる分析者は如何なる傾向にあるかを知る最も有力なる手段として趨勢法を採り、其現狀が果して憂慮すべきものであるか否かを知る手段として比率法を擇り、頼つて相互に之を補ふであらうと説くのであつて、是は吾々に於ても眞に然りとして肯定せざるを得ぬものたるであらう。然れば讀者は是等の忠言に聽き、何れの方法にも偏することなく、兩者を合せ用ひて正しき結論に到達せんと努めらるべきであつて、是は吾々の切に讀者に懇懇せんと欲する所たるのである。

が併しながら此際特に吾々に於て讀者の爲めに注意し置くことを必要とするは、此趨勢法が比率法の簡便なる應用形態であつて、決して是より全然獨立したる別個の方法ではないと思はるゝことである。何故かならば、ギルマン氏の説く彼の趨勢法は實際に之を運用するに當つて、例へば固定資産のたる傾向を賣上高のたる傾向と對比して其が果して佳良と謂ひ得るか否かを判斷するのであつて、決して一つの傾向其ものゝみを見て之を判斷するものではないからである。或は比率法も亦た實際に之を應用する場合には必ず幾年かに互る比率の傾向を見て良不良の判斷を形づくものから、此點より見れば、其は趨勢法の應用に外ならずと考へ得らるゝかの如くであるが、比率法はギルマン氏自らの認むるが如く、必ず幾年かに互るものを比較せねばならぬといふものではなく、單一の貸借對照表に就ても經營振りの當否を判斷し得る謂はゞ一個の獨立性を有して居るものであるから、此性質を缺如する趨勢法とは自ら其比を異にすと謂ひ得るのである。或はまた斯の如き注意は、假令能く其肯綮に中れりとするも、實際には何等資益する所がないから、全く無用の贅言なりとして、言下に是を排斥し去る人なきにしもあらずであらうが、併し吾々は此注意に依つて、讀者が先づ比率法に熟練する必要あることを指摘せんと欲するのであつて、此用意なくば趨勢法の適當なる應用は到底之を期待し得べからずと固く信する者たるのである。

第六章 損益計算書の分析

第一節 總 說

損益計算書は株式會社の場合の如きにありても定時總會の會日前に本店に備へ付け、株主及び會社の債權者が營業時間内に其閱覽を求めたる時に其請求に應じ、且つ定時總會に提出して其承認を求めさへすれば、一般に之を公告することを必要とせぬ商法の定めであるから、(改正商法二八一條乃至二八三條參照)而して商人は一般に自己の損益の由來を他人に知悉せしめて萬一にも自己の競争者に利便するが如きことあらんには、不智も亦た甚だしとして之を忌避するものであるから、株主にも、會社の債權者にもあらざる全くの第三者が自己の欲するが儘に、自己の希望する會社商店の詳細なる損益計算書入手して細かに之を分析し、觀察するが如きことは、先づ以て不可能なるに庶幾しと謂はねばならぬのである。従つて損益計算書を分析して經營の巧拙を判断せんとするが如き企は、實際には甚だ其用に乏しとの批評を免れ得ぬものであるかも知れぬ。而してまた之を爾か考ふるときは、損益計算書の分析的研究が貸借對照表のそれに比してより、盛んならざるが如き世間の實情も、容易に之を解釋し得るが如くに思はるゝのであるが、併し他方に於て損益計算書に接近し得る株主又は債權者の爲めに、是を分析する方法を説くも亦た必要缺く可からずであるから、否、更に一步を進めて之を謂へば、實際に經營の任に當り居る人に對して之を審査する方法を説く

も亦た強ちに無用の業とは謂ひ得ぬであらうから、否々世間の實際に於ては比較的詳細なる損益計算書を一般世人の前に開陳して、其批判に便し居る會社又は其他の機關がないでもないから、是等の場合に於ては吾々の爲す所は全くの第三者に對しても亦た有用なりと稱して差支へないであらう。そこで以下試みに之を述べて讀者の參考に供するであらうとして、先づ損益計算書の形式に就て一言すれば、其標準的なるものは本講座「會計學」第二〇六頁以下に於て既に之を説きたるが如く、區分計算の方式を採用するものたるのである。而して其損益區分計算の方式とは、一句の中に之を約言すれば、總賣上高より戻り品、値引等を差引きて得る純賣上高より賣上商品原價を控除して賣上總利益を算出し、是より更に販賣費、貸倒損失等を引去りて茲に賣上純益を求め出すと共に、一般經費を是に課して普通營業損益を確定し、然る後に賣上に直接關係を有せざる収入支出を加減して當期純損益の多寡を定むるのであると、斯ういふことに悉るのであるが、其齎らす便益は幾許の損益が何處に於て發生したるかを容易に窺知せしめ、從つて其原因の探查に資する所大なる點に存するのである。そこで損益計算書の分析を行ふに當りては必ず此損益區分計算の形式を利用するものであるが、其方法には彼の構成比率法に近き百分率法を此所に應用したるものと、趨勢法を利用したるものとの二種があるのである。

第二節 百分率法

此百分率法に依る損益計算書の分析は其範を前に述べたる比率法中の構成比率法に採るといふも敢て不可なしであつて、毎年度の純賣上高を一〇〇とせば、

- (一) 戻り品、値引、其他
- (二) 賣上商品原價
- (三) 賣上總利益
- (四) 販賣費
- (五) 貸倒損失
- (六) 賣上純利益
- (七) 一般經費
- (八) 營業利益

等の諸項目は如何なる百分率となるやを檢査し、其増減に依つて營業成績の良否を判斷せんとするものたるのである。營業收益以外の收入支出が著しき額に達するときは、或は更に營業收益と當期純損益との比率を參考することも亦た必要となるのであるが、是は寧ろ例外に屬すといふべきである。

實例に就て更に具體的に之を説明するが爲め、某會社の四年間に互る損益計算書を掲ぐることにする。(次頁)
次に之を毎年度の純賣上高を一〇〇としたる前記諸項目の百分率に引直して見ると、次表の如くなる。

	第一年	第二年	第三年	第四年
戻り品	〇・九	〇・九	二・〇	〇・八
純賣上高	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第二節 百分率法

	第一年	第二年	第三年	第四年		第一年
戻り品	1,318	1,704	6,189	2,312	總賣上高	141,479
純賣上高	140,161	194,324	273,040	286,445		
	141,479	196,028	279,229	288,757		141,479
期首手持品高	72,991	79,891	93,817	94,756	純賣上高	140,161
純仕入高	115,650	167,661	211,894	263,271		
合計	188,641	247,552	305,711	358,027		
期末手持品高	79,891	93,817	94,756	97,621		
賣上商品原價	108,750	153,735	210,955	260,406		
賣上總利益	31,411	40,589	62,085	26,039		
	140,161	194,324	273,040	286,445		140,161
販賣員給料	5,820	6,369	10,043	12,012	賣上總利益	31,411
販賣員旅費	37	33	86	75		
廣告費	511	480	697	784		
荷造費	117	220	355	230		
販賣事務所費	153	93	135	117		
販賣費合計	6,638	7,195	11,316	13,218		
貸倒金	197	648	5	70		
賣上純利益	24,576	32,746	50,764	12,751		
	31,411	40,589	62,085	26,039		31,411
高級事務員給料	4,700	5,656	14,700	13,646	賣上純利益	24,576
事務所修繕費	83	23	8	311		
電燈電力燃料費	526	373	539	473		
電燈電力雜費	182	123	115	233		
保險料	457	962	785	771		
諸稅	2,543	2,363	2,869	2,270		
印刷費文具費	247	132	106	155		
減價消却	1,482	1,484	1,484	1,493		
一般經費合計	10,220	11,116	20,606	19,352		
普通營業利益	14,356	21,630	30,158	(6,601) 不足		
	24,576	32,746	50,764	12,751		24,576
利拂金	2,054	2,846	2,911	3,765	普通營業利	14,356
特別附加稅	-	108	1,031	113	益貸料收	225
純益又は純損*	12,527	18,901	26,441	6,376*	入	
	14,581	21,855	30,383	10,254*		14,581

第二年	第三年	第四年
196,028	279,229	288,757
196,028	279,229	288,757
194,324	273,040	286,445
194,324	273,040	286,445
40,589	62,085	26,039
40,589	62,085	26,039
32,746	50,764	12,751
32,746	50,764	12,751
21,630	30,158	不足 6,601
225	225	225
21,855	30,383	不足 6,376

そこで此表に就て如何なる判断を下し得るかを考ふると、毎年度の純賣上高に對する各項目の百分率は、第四年度に到るまでは何れも大差なく、大體同一の歩調を保ちて進行したのであるが、第四年度に到り、賣上商品原價の百分率が一躍して九十一に達し、賣上總利益が従つて九に下ると共に、賣上純利益も營業利益も共に皆無となつて消失し

賣上商品原價	77.0
賣上總利益	32.0
販賣費	5.0
賣上純利益	18.0
一般經費	7.0
營業利益	1.0
賣上商品原價	79.0
賣上總利益	21.0
販賣費	4.0
賣上純利益	17.0
一般經費	6.0
營業利益	1.0
賣上商品原價	77.0
賣上總利益	23.0
販賣費	4.0
賣上純利益	19.0
一般經費	8.0
營業利益	1.0
賣上商品原價	91.0
賣上總利益	9.0
販賣費	5.0
賣上純利益	7.0
一般經費	7.0
營業利益	7.0

たることを發見するのである。故に吾々は此會社が第四年度に到り遽かに損失を見るに到りたる原因は、全く商品の仕入に失敗したるが爲めであつて、此點が例年の如き割合にて止まりたらんには、其利益も亦た例年の如き割合にてありたるならんと謂はざるを得ぬのである。而も、此斷案は第四年度の賣上商品原價の百分率を七七と假定すれば、

賣上純利益は、

$$286,445 \times 23\% = 65,882$$

賣上總利益は、

$$65,882 - 13,288 = 52,594$$

其純賣上高に對する百分率は、約

$$52,594 \div 286,445 = 18.4$$

普通營業利益は、

$$52,594 - 19,352 = 33,242$$

其純賣上高に對する百分率は、

$$33,242 \div 286,455 = 11.6$$

となつて實際に立證せらるゝことを發見するから、是は毫も疑ふ可からずと謂ひ得ることとなるのである。而してまた然るときは吾々は此百分率法が決して徒爾ならざることを知るのであるが、併し其は全くギルマン氏の指摘するが如く無瑕疵のものではないのである。何んとなれば此方法に於ては、一般經費の如く、必ずしも純賣上高の増減と共に

増減せざる費用までも純賣上高に對比して考察することになつて居るから、此點に缺陷を生ずるが如きことありとするも、其が著しく大とならざる限りは容易に之を發見し得ないであらうといふ憂があるからである。

前掲の例に就て之を論證するならば、一般經費の百分率は第一年度七、第二年度六、第三年度八、第四年度七であつて、何れも大なる變動を示して居らぬのであるから、是は無難なりとして吾々の注意を逸せんとする所であるが、實際の數字は第一年度一〇、二二〇、第二年度一一、一一六、第三年度二〇、六〇六、第四年度一九、三五二であつて、第三年度以後は第一年度の約二倍に達して居るから、是は決して輕々しく看過すべき事相にあらずと謂はねばならぬのである。然るに前記の百分率法に依るときは、此重大なる事相を明かになし得ぬから、斯の如きは其缺點なりと謂はねばならぬのであつて、聽てギルマン氏が自己の趨勢法を以て是に代へんとする所以たるのである。

第三節 趨勢法

趨勢法に依る損益計算書の分析とは、損益區分計算の主要項目として、先きに摘出したる八個の項目の第一年度に於ける數字を何れも一〇〇とするときは、第二年度以後に於ける同じ項目の數字は如何なる百分率となるかを計算し、其上昇下降の趨勢に察して成績の良否を判斷せんと試むる方法を謂ふのであつて、ギルマン氏は、此方法に依るときは前述の百分率法に依りては明かになし得ざる點を極めて明瞭に把握し得るに至ると、斯う主張するのである。前例に於ける數字を再び此所に利用して此趨勢法の説明を試むるならば、夫れ〱の百分率は、次表の如くなるであらう。

	第一年		第二年		第三年		第四年	
戻り品	1,318	100%	1,704	129%	6,189	471%	2,312	175%
純賣上高	140,161	100	194,324	138	273,040	194	286,445	204
賣上商品原價	108,750	100	153,735	141	210,955	195	260,406	240
賣上總利益	31,411	100	40,589	129	62,085	200	26,039	84
販賣費	6,638	100	7,195	108	11,316	170	13,218	199
賣上純利益	24,576	100	32,746	133	50,764	207	12,751	51
一般經費	10,220	100	11,116	108	20,606	200	19,352	189
普通營業利益	14,356	100	21,630	151	30,158	210	-6,601	-

そこで今、此表に依つて考へ行くときは純賣上高が第一年度の一四〇、一六一圓より第四年度の二八六、四四五圓となつて二倍強の増加を見たるに對し、販賣費が第一年度の六、六三八圓より第四年度の一三、二一八圓となつて同じく約二倍の増加を示したるは、蓋し已むを得ざるの數であつて毫も怪しむを須むずと謂はゞ謂ひ得るであらうが、其一方に於いて賣上商品原價が第一年度の一〇八、七五〇圓より第四年度の二六〇、四〇六圓となつて二倍四分の増加となり、一般經費が第一年度の一〇、二二〇圓より第四年度の一九、三五二圓となつて約一倍九分——即ち二倍近く——の増加となりたるは、何れも尋常とは謂ひ得ぬことであつて、是より推して此會社の第四年度の賣上純利益が第一年度の一〇〇に對して五一の約半減となりたるは全く前の事情に基き、第四年度の普通營業損益が六、六〇一圓の赤字となつて現はるゝに到りたるは全く後の事情に基くと、斯う謂はねばならぬ次第たるは極めて見易き眞理となるのである。而してまた然るときは彼の百分率法の下に於て損失の全責任が賣上商品原價の割高に在るかの如くに見えたるは少しく失當たるを免れぬのであつて、一般經費の比較的膨脹も亦た其責に任ぜざるべからずといふ結論に到達することゝなるのであるが、是は聽て此趨勢法が彼の百分率法に優る所以であると、斯様に吾々は主張し得るのである。そこで更に一步を進めて一般經費の内容内

譯を調査して見ると、其主要費目は高級事務員給料と諸税と減價消却との三つであるが、後の二つは大に増減する所なく、高級事務員給料の項目のみ四箇年間に三倍近くに増加して居ることを見るから、一般經費膨脹の全責任は即ち此項目の急激なる増加に在りと謂はねばならぬことゝなるのである。而して又是等前後の事情より察するときは、此會社は景氣の順調なるに驅られて固定的性質を有する人件費を増加するに餘りに寛大なりしと共に、商品の仕入に慎重味を缺きたるかの疑ありと判断せねばならぬのであつて、是は恐らくは正鵠を失はぬものであらうと推察せらるゝのであるが、其端緒は彼の趨勢法の與ふる所であつて、是は其間接の結果又は効果に外ならぬのである。

却説、以上はギルマン氏の説く所に従ひ損益計算書の分析に應用する限りに於ては同氏の推奨する趨勢法が構成比率法に類似する百分率法に比較して一日の長あることを述べたるものであるが、今是等の具體的説明より離れて一般的抽象的に之を考ふるも、貸借對照表は、既に幾度か反復して之を述べたるが如く、一定時點に於ける資本の調達方法と其投下支出の状態とを明かにするものであるから、是を分析して其當否巧拙を判断せんとするに當りては、其各項目間の割合如何を重要視する比率法の長所は決して之を棄つべきではないが、損益計算書は一定期間内に生ぜる結果を彼此斟酌参考して其成績の良否を判定せんとするものであるから、現在の成績を過去の成績と比較して其間に何等かの結論を得んとする趨勢法をより、優れりと爲すべきであらう、と斯様に吾々は思考するのであつて、聽て是が結論たるのである。

昭和十八年八月十二日初版印刷
昭和十八年八月二十日初版發行

(四〇〇部)

慶應義塾大學講堂
經濟學 31
經營分析

(田中製本)

(出文協承認)
ア 2706 號

版權
所有

著者	三邊金藏
編輯者	東京市芝區三田二丁目一番地 慶應出版社 新關庄藏
印刷者	東京市神田區錦町三丁目十一番地 白井赫太郎 (東東四一番)

發行所

東京市芝區
三田二丁目一番地

慶應出版社

日本出版文化協會會員一〇九五二二
電話三田(45)二七九一番
振替東京一五八一八〇番

配給元

東京市神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

慶應義塾大學講義座 **經濟學** 內容總目 (配本濟ノ分ハ太字ニテ示ス)

毎月一回二冊宛配本

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
財政	財政	西洋經濟史	日本經濟史	一般經濟史	社會思想	日本經濟思想	動態經濟學	經濟學體系論	經濟學史	經濟學史	經濟學原論
永田清	永田清	高村象平	野村兼太郎	高村象平	加田哲二	野村兼太郎	武村忠雄	武村忠雄	高橋誠一郎	高橋誠一郎	高橋誠一郎
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
植民地政策	勞働者政策	社會政策	交通政策	商業政策	工業政策	農業政策	經濟政策	社會政策	經濟統計論	統計學	都市經濟論
山本登	藤林敬三	奧井復太郎	增井幸雄	岩田仍	園乾治	奧井復太郎	氣賀健三	加田哲二	寺尾琢磨	寺尾琢磨	奧井復太郎
36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
統制經濟法	商民	民	經濟心理學	經濟地理	經營分析	會計學	經營經濟學	保險學	景氣變動論	國際金融及外國爲替	金融論
峯村光郎	西本辰之助	小池隆一	藤林敬三	小島榮次	三邊金藏	三邊金藏	小高泰雄	乾治	小高泰雄	金原賢之助	金原賢之助

